

東京都立府中けやきの森学園

危機管理計画



2026年度版

令和8年4月

目 次

総論 ～危機管理に関する共通事項～

- 1 危機管理に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 本校における危機管理体制に関する各種計画等と作成の目的・・・・・・・・ 5
- 3 防災組織図（日常における震災等への備え）・・・・・・・・・・ 6

I 大地震発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 1 具体的な措置・内容（震度5弱以上の地震発生時）・・・・・・・・ 8
- 2 教職員の服務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 避難・誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 災害発生時の教職員の配備態勢及び行動フロー・・・・・・・・ 10
- 5 各部門の行動内容概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 非常物資の備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 特別非常配備態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

II 風水害時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

- 1 大雨発生時の教育委員会・学校の対応例・・・・・・・・ 23
- 2 気象災害への学校の対応上の留意点・・・・・・・・ 24
- 3 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 5 異常気象発見から引き渡しまでの流れ・・・・・・・・ 25
- 6 具体的な措置・内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 7 教職員の服務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 8 具体的な避難・誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

III 災害時におけるBCP・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 災害時教職員体制の目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 災害時対応チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 発生直後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 5 学校における優先業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 6 BCPチェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 7 災害時対応業務チェックシート・・・・・・・・・・ 55
- 8 学校における優先業務チェックシート・・・・・・・・ 56

IV	消防計画	58
1	自衛消防隊組織	59
2	警報発報時行動マニュアル	60
3	避難経路図	61
4	防火管理責任者・火元責任者一覧	63
V	各種対応マニュアル	65
1	行方不明対応マニュアル	66
2	不審時侵入マニュアル	70
3	校内事故発生時マニュアル	73
4	感染症発生時の対応マニュアル	74
5	緊急時における救急搬送マニュアル	75
6	交通機関（JR等）の遅れ等があった場合	76
7	登下校途中でトラブルが発生した場合	76
8	登校していないケースの対応	77
9	水泳指導中の緊急マニュアル	79
10	校外学習時の救急体制について	80
11	校内の問題行動の対応方法	83
12	害虫（スズメバチなど）発見時の対応	85
13	雷・光化学スモッグ警報	86
14	食物アレルギーの救急体制マニュアル	87
15	熱中症対策について	88
VI	東京都立府中けやきの森学園 安全教育 全体計画	90
VII	学校安全計画 年間指導計画	91
VIII	東京都立府中けやきの森学園 防災訓練等実施計画書	92
IX	関係機関	93
X	巻末資料	97
1	大規模災害時における交通規制	98
2	災害発生時におけるスクールバスの対応	100
3	災害時の備蓄食料献立（3日間）	101
4	食物アレルギー対応児童・生徒の対応指針	101
5	大災害時における学校教職員の避難所業務従事等について	102
6	大規模災害時における学校教職員の 一時滞在施設及び帰宅支援ステーション業務従事等について	104

都立府中けやきの森学園危機管理計画

災害時等に児童・生徒の生命及び安全確保に万全を期するため、本校の防災に関する事項について、以下のとおり学校危機管理計画を作成し、災害に対する事前の備えを行うものとする。

総論 ～危機管理に関する共通事項～

1 危機管理に関する基本方針

- (1) 生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。大震災等の自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害等、様々な危機に対し柔軟に対応し、生徒や都民を守る。
- (2) 震災対策を全ての災害対策の基本とする。震災対策を柔軟に応用して、他の災害（風水害等）に対処する。
- (3) 災害発生時の初動体制の要となる①教職員の参集及び②情報連絡体制について具体的な対応を定め、教職員に周知徹底することにより初動体制の強化を図る。

災害時に学校教職員が取るべき行動の大原則

まずは生徒の生命・身体の安全確保（全ての災害に共通）

キーワード

避難

安否

学校施設の安全

情報収集・集約

- 1 自ら及び生徒の身の安全確保、迅速かつ安全な避難誘導
- 2 生徒の安否確認
- 3 初期消火、負傷者の救護、応急手当、重症者の医療機関への移送の対応
- 4 校外にいる場合、自ら及び生徒の安否を学校に連絡
- 5 学校施設の安全確認
- 6 正確な情報収集



その上で 地域防災活動への協力（地震の場合）

キーワード

参集

帰宅困難者等支援

- 1 休日夜間等の災害時は、災害の程度に応じて本校へ参集
- 2 一時集合場所として校庭解放
- 3 一時滞在施設の開設・運営
- 4 災害時帰宅困難者支援ステーションの開設・運営

2 本校における危機管理体制に関する各種計画等と作成の目的

危機管理計画

- 災害時にとるべき行動の基準、平常時に講じるべき防災対策方針を定めたもの
- 全ての危機管理対策の基本となる

災害時行動マニュアル

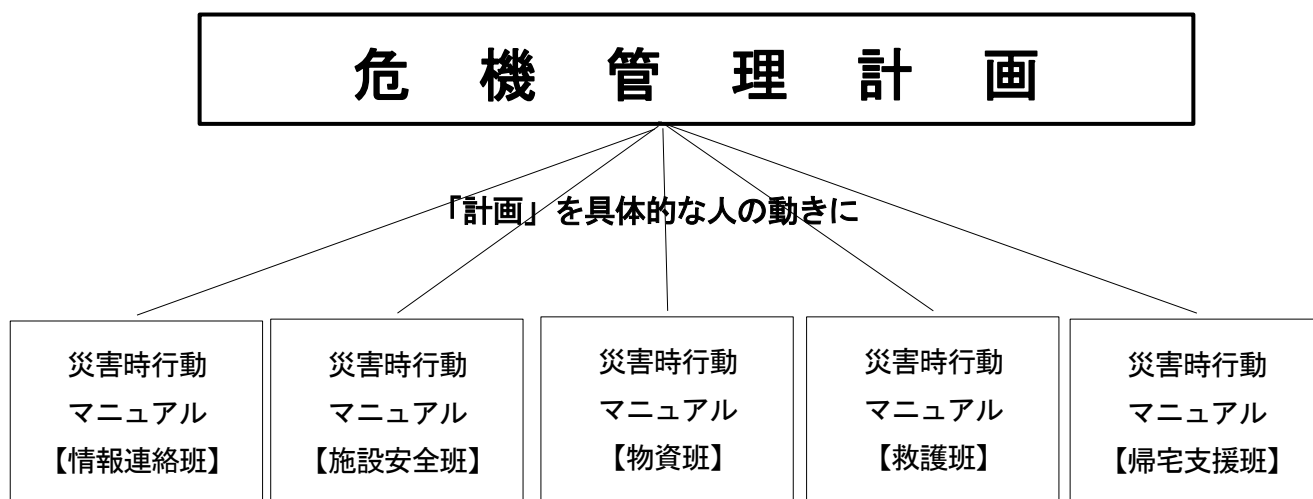
- 計画で示された方針等を、教職員が災害時に実際にとるべき行動にまで具体化したもの

- 災害時に本校教職員で編成される次の5班の業務毎に作成する。

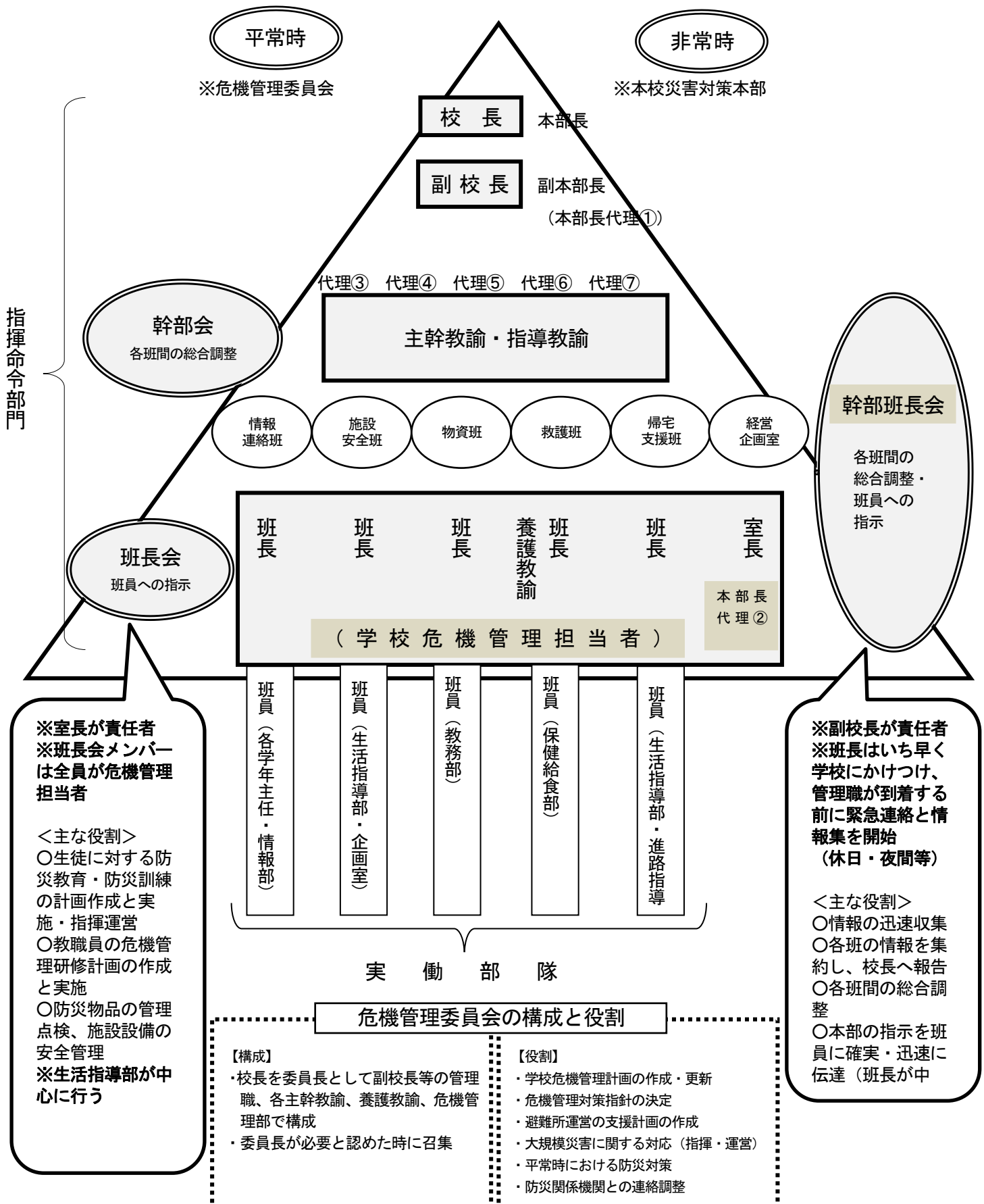
- ①情報連絡班
- ②施設安全班
- ③物資班
- ④救護班
- ⑤帰宅支援班

- 人事異動時に最新版に更新して、全教職員に周知

<危機管理計画と災害時行動マニュアルの関係>



3 防災組織図（日常における震災等への備え）



I 大地震発生時の対応

1 大地震が発生した時の具体的な措置・内容（震度5弱以上の地震発生時）

	スクールバス利用 児童・生徒	一人通学の児童・生徒	備考
在宅時	「登校させてもよい」という家庭連絡があるまで自宅待機（メール配信）	「登校させてもよい」という家庭連絡があるまで自宅待機（メール配信）	
登校時	【乗車前】 バスに乗車せず帰宅する。 【乗車中】 スクールバスは安全な場所に停車する。（学校と運転手、乗務員は出来る限り連絡を取り合い教職員は救援に向かう） 家庭の迎えを待って帰宅する。	【歩行中】 周辺の安全を確認し、家あるいは学校に行く。状況によってはその場にとどまる。 【交通機関利用中】 乗務員、駅員等の指示に従って安全に避難する。（教職員は出来る限り生徒の安全を確認し、必要に応じて救援に向かう。） ・飛田給 ・多磨 ・バス停	平素より血液型、名札、身分証明書など身につけておく。 （愛の手帳、身分証） ・災害ポーチの携帯
在校時	・学級担任（学習担当者）の指示に従って安全に避難する。 ・震災後3日間は救出・救助活動を優先させるため、生徒の一斉帰宅を抑制し状況が落ち着いた4日目から円滑な下校に向けて支援を進める。（帰宅困難な状況の時）（日数は地域防災計画を参照） ・下校できる状況になった時点で家庭の迎えを待って帰宅する。	・学級担任（学習担当者）の指示に従って安全に避難する。 ・震災後3日間は救出・救助活動を優先させるため、生徒の一斉帰宅を抑制し状況が落ち着いた4日目から円滑な下校に向けて支援を進める。（帰宅困難な状況の時）（日数は地域防災計画を参照） ・下校できる状況になった時点で家庭の迎えを待って帰宅する。	
下校時	【下車後】 安全確認後帰宅する。状況によってはその場にとどまる。 【乗車中】 スクールバスは安全な場所に停車する。（学校と運転手、乗務員は出来る限り連絡を取り合い教職員は救援に向かう） 家庭の迎えを待って帰宅する。	登校時と同じ対応。	
校外学習時	その地域の防災対策本部の指示に従い安全に避難する。 学校に戻る⇒迎えを待って帰宅する。		

2 教職員の服務

	大地震発生の時
勤務中	・児童・生徒を保護者に引き渡すまで安全確保に努める。 ・避難所開設、危険物を取り除くなど学校の保全を図る。
出勤中	・交通機関の運行状況や混雑状況。周辺の道路状況を確認し出勤する。
在宅中	・出勤を基本とし、児童・生徒の状況を把握する。

3 避難・誘導

教職員は児童生徒の生命安全確保を優先する中で、非常組織の役割を果たす。災害は時を選ばない。当然、学習グループなど、分かれている場面での避難誘導もある。従って常に担当授業の児童生徒の出欠状況を確認しておかなければならない。学級、グループなどへの応援体制については、各部門や学部ごとに年度当初に検討し、基本的なルールを決めておかなければならない。

<避難場所>

校舎が3ヶ所、グラウンド2ヶ所、体育館2ヶ所という施設状況の中で、第一に最も早く安全を確保できる場へ部門ごとに一次的に非難する。

<一次避難先>

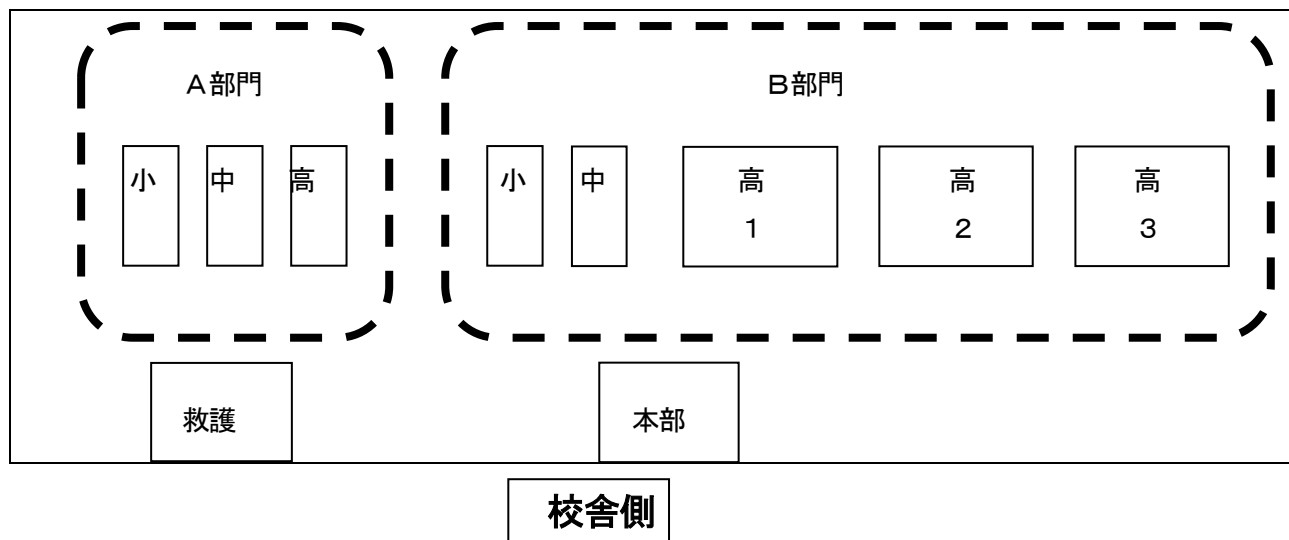
A部門：東棟グラウンド（東棟駐車場前）、B部門小中：西棟グラウンド（西棟体育館）、

B部門高等部：西棟グラウンド（西棟体育館） ※（ ）は雨天時

<二次避難先>

全校で東棟グラウンドに集合する。集合次第、点呼等を取り、全体の指示を聞く。

【東棟グラウンド】



4 災害発生時の教職員の配備態勢及び行動フロー

非常配備態勢と特別非常配備態勢について

災害が発生した場合、応急対策の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」と「特別非常配備態勢」の2種類の配備態勢が発令される。

① 非常配備態勢

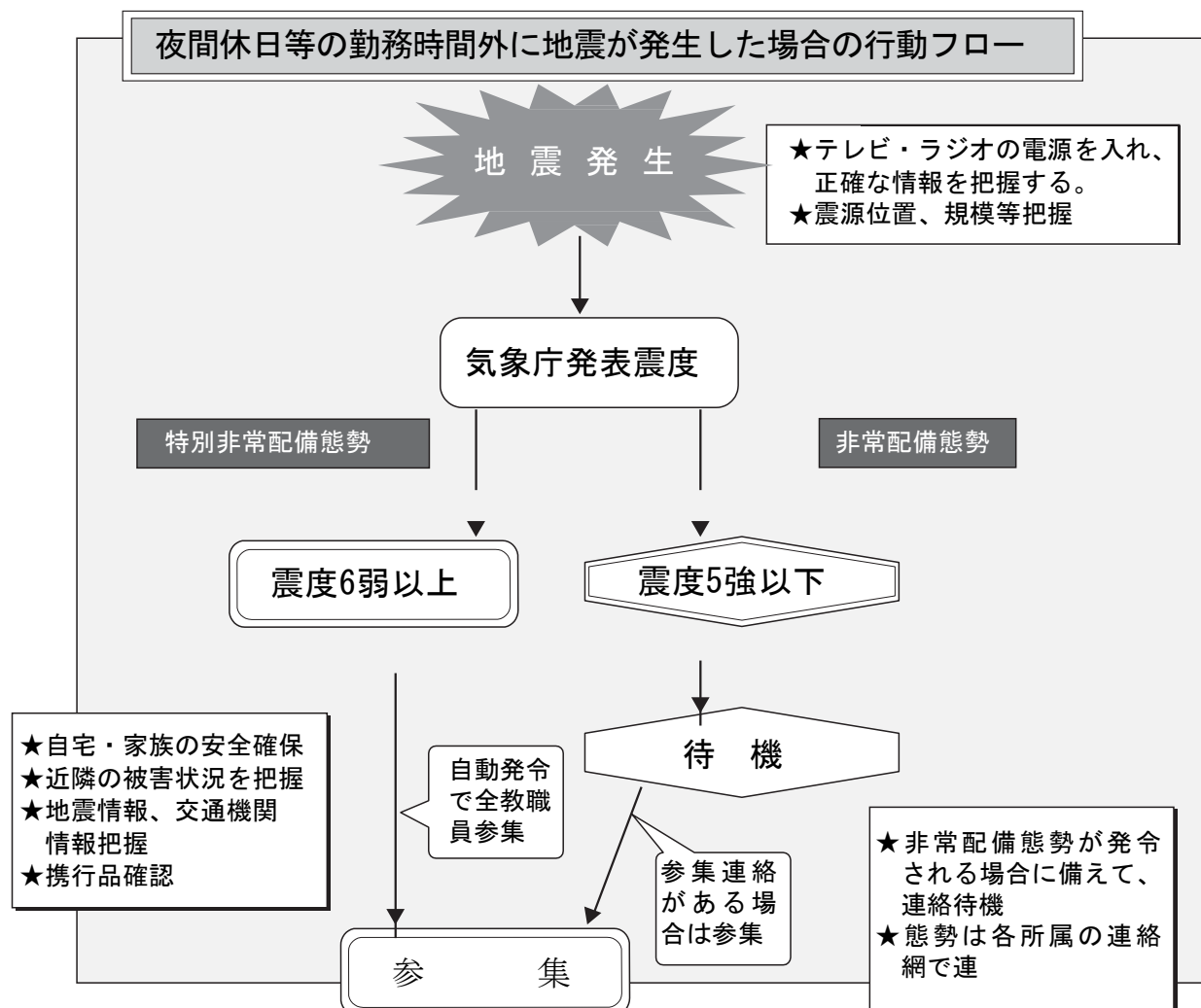
被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたとき。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

（適用する災害）

- ・ 勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以下の地震、島しょ地域で発生した地震
- ・ 風水害、火山災害
- ・ 大規模事故災害等

② 特別非常配備態勢

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生したとき。発令形式は、自動発令とする。



特別非常配備態勢の学校職員の参集基準

- 第一配備職員
自宅から勤務校まで10km以内 → 勤務校に参集
- 第二配備職員
自宅から勤務校まで10kmを超え20km以内 → 勤務校へ参集
- 特別配備職員
自宅から勤務校までが20km超で勤務校へ参集が不可能な場合、自宅から直近の指定された都立校へ参集し、当該校長の指示の基に応急業務に当たる。

※本校教職員の特別非常配備態勢表は下記の資料を参照

学校危機管理担当者の指定

- 上記、「3 防災組織図」で示した本校危機管理委員会（災害時には災害対策本部）内における各班につき1名ずつ、学校から5km以内又は学校近辺に居住する職員を学校危機管理担当者として指定する。当該職員を各班の長とする。
- 学校危機管理担当者は夜間・休日等の災害発生時にいち早く学校に参集して、学校施設の開錠等を行い、生徒対応、施設の安全確認、関係機関等との連絡活動、一時滞在施設（避難所）帰宅支援ステーションの開設準備に当たる。

大規模災害時における学校教職員の避難所業務従事について

※「一時滞在施設及び帰宅支援ステーション業務従事について」も同様

- 「大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について」
平成10年7月1日 10教人職第178号
区市町村教育委員会教育長及び、都立学校長

本通知文書をもって、本校においても防災体制の整備を図り、有事の際に本校教職員は学校長の命により、避難所業務に従事する。

P102 に本通知文書を添付

- 「大規模災害時における学校教職員の一時滞在施設及び帰宅支援ステーション業務従事等について」
平成25年3月1日 24教人職第3402号
東京都教育委員会教育長 比留間英人

本通知文書をもって、本校においても防災体制の整備を図り、有事の際に本校教職員は学校長の命により、一時滞在施設及び帰宅支援ステーション業務について従事する。

P104 に本通知文書を添付

5 各部門の行動内容概要

部 門	平 常 時	発 災 時	
		地 震 時	火 災 時
学校危機管理委員会	●学校災害対策本部設置訓練 ●校内外の情報迅速処理系統の確立とその定期点検 ●関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備 ●指示系統の整備と点検 ●校内・近隣火災への対応策定	●危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置 ●校内外状況の迅速把握態勢の設置 ●関係機関との情報授受及びその一元化处理 ●指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝達	●非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難態勢／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。）（ここまでの上記4点は同時進行） ●情報の一元化处理
危機管理部	●地震発生、火災（校内・近隣）発生時の行動を時系列シミュレーションの下に策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。 ●連絡班等各班の総合調整	●学校災害対策本部の指示の確 実・迅速な下達 ●情報の迅速収集と正確性の迅速 判断 ●各班間の連絡調整 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）	●安全の見極めと遅滞ない避難の判断 ●初期消火活動の迅速行動 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）

部 門	平 常 時	発 災 時 (地震時・火災時)	
		地 震 時	火 災 時
情 報 連 絡 班	●発災時の生徒、職員の安否、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し ●救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備	●校舎内に逃げ遅れた児童・生徒がいないか確認 ●関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集 ●安全確保の先頭に位置するので、情報の発信元としての立場に立つ側面が強い。事態の掌握、伝達に正確を期す。	
施 設 安 全 班	●学校施設の安全確保を主たる任務とする（消火器の設置・点検 など日常的な安全性確保とそのマニュアルの作成と記録簿の作成）。 ●初期消火活動体制の整備	●初期消火活動の迅速行動 ●「学校施設・設備等の点検リスト」を持って校内を巡視し、飛散・転倒等の応急措置を実施する。 ●地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請 ●一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の設置 ●危険排除及び危険区域の立入規制線設定	
物 資 班 ※食糧含む	●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理 ●給食・給水、救援物資の配布等 の実施計画とその見直し ●ろ水器の維持管理	●学校で保護する児童・生徒への食事の準備 ●避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ、整理、管理、配給等） ●避難所等を開設した場合の食糧等の配布	
救 護 班	●セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検 ●搬送資器材の整備 ●応急手当技法の習得 ●搬送先医療機関の特定と連携	●けが人への応急救護（避難所等を開設した場合を含む。） ●迅速出動の態勢（連絡班等との連携） ●医療機関の被害程度の確認 ●避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）	
帰宅支援班 ※避難所支援含む	●地域の避難施設としての役割・支援の内容確認（公的防災機関 や防災市民組織との連携） ●帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等） ●自家発電機の維持管理	●施設班・地域緊急連絡員と連絡を取り合い、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭で待機させる。 ●避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導する。 ●学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設置 ●公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面） ●災害時帰宅支援ステーションの開設（災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置等） ●災害情報・交通機関運行情報の収集・提供 ●一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置及び避難住民や帰宅困難者への案内等）	
経 営 企 画 室	●重要書類の焼失、散逸防止と安 全持ち出しの方途策定、管理責任 ●校内設備の安全管理、危険防止 ●消防設備・施設の保守点検 ●上記のマニュアル作成、記録簿作成	●公印、通帳(印鑑)、耐火金庫等の鍵、重要書類等を持ち出し、安全（水浸しや散逸防止）を図る。	

※担当班の事務分掌が終了した場合は、他の班の応援に当たる。

6 非常物資の備蓄

非常時には、非常災害用備蓄品を含め、地域の防災対策本部からの物資援助が行われるまでは、学校にある非常用物品でまかなう。(最大3日間)

1 非常用食糧等

【保管場所：西棟木工室】

普通食		中期食	
品名	数量	品名	数量
クッキー	1760食	白粥	225食
クリームシチュー	1620食	クリームシチュー	165食
オニオンスープ	1600食	かぼちゃを主としたおかず	165食
煮込みハンバーグ	1700食	緑色の野菜を主としたおかず	165食
カレー（ヒートレス）	1710食	鶏肉と野菜	165食
みそ汁	1800食	ニンジンを中心としたおかず	165食
白飯（アルファ米）	3500食	さつまいもを中心としたおかず	165食
経管栄養		ブラウンシチュー	165食
品名	個数	トマトを中心としたおかず	165食
カロリーメイト缶（カフェオレ味）200ml	240食	豆を中心としたおかず	165食
OS-1（経口補水液）500ml	312食	ミキサー粥	350食
		飲料水	
		品名	数量
		保存水（2ℓ）	2264本

2 非常用調理物品等

【保管場所 西棟1階防災倉庫】

品名	数量	品名	数量	品名	数量
深皿 （主にカレー用）	3100個	汁椀	2600個	紙コップ	4000個
ガスボンベ	414本	卓上ガスコンロ	41台	鍋（両手鍋）	24個
スプーン	4100本	玉杓子	29個	水タンク（20ℓ）	30個
割りばし	500膳	ポット （4ℓ・電源不要）	5個	ビニール手袋 （M・L）	各200枚
やかん（8ℓ）	8個	ペーパータオル （200枚入り）	35箱	キャップ	300枚

3 その他非常用時用品一覧

【保管場所 西棟1階防災倉庫・東棟ピロティ36番倉庫】

品名	数量	品名	数量	品名	数量
毛布	1000枚	ろ水器（一式）	2台	ガソリン携行缶	4個
自転車（マウンテンバイクなど）	5台	発電機（ガソリン式）	4台	発電機（ガスボンベ式）	5台
水槽（1000ℓ用）	4台	水中ポンプ	2台	送水ホース（100m）	2本
携帯トイレ（200個入り）	56箱	作業灯（投光機）	30台	コードリール	18台
トイレ用テント	9張	コンパクトタオルセット	100組	LED矢印標識	2枚
電池式ランタン・懐中電灯・ヘッドライト	50個	セルフケアセット（救急箱）	2箱	エンジンオイル	4本
マスク	1000枚	軍手	300双	ゴミ袋（大・中・小）	各500枚
ウェットティッシュ（手拭き用）	7箱	ウェットティッシュ（体拭き用）	5個	アルコールスプレー	10本
ビニールシート	4枚	災害用リヤカー	2台	板段ボール・マット	80枚

4 その他装備品一覧

隊用装備				
本部旗	ラジオ	ヘルメット	ロープ	携帯用照明器具
手旗	トランシーバー	警笛	背負い帯	メガホン
消火器	ストップウォッチ	担架	ポータブルアンプ	リヤカー
携帯用拡声器	人名点呼用名簿	教職員名簿	生徒名簿	避難者用名簿

5 非常用災害時持ち出し物品一覧

持ち出し物品	管理・持ち出し担当	管理場所・方法	持ち出し方法
学校変革誌	管理職	校長室耐火金庫	必要とあれば搬出
職員履歴カード 具申書関係 卒業生台帳 施設関係書類	経営企画室	経営企画室耐火金庫	必要とあれば搬出
指導要録	管理職	校長室耐火金庫	必要とあれば搬出
出席簿	授業者及び教務	東棟1、2階職員室	出席簿入れにまとめておき一括搬出
非常時の預かり薬	養護教諭	保健室冷蔵庫に収納	必要とあれば搬出
応急手当薬品	養護教諭		搬出
災害時放送マニュアル 避難時点呼表 本部旗 マイクロフォン 懐中電灯 携帯ラジオ 手旗 役割分担ヘルメット 生徒カード	生活指導部	事務室放送設備左横	搬出

7 特別非常配備態勢

本校教職員の特別非常配備態勢表

令和8年4月1日現在

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

配備職員区分 (自宅～勤務校までの距離)
1 . . . 10km以内
2 . . . 10km～20km以内
4 . . . 20km超

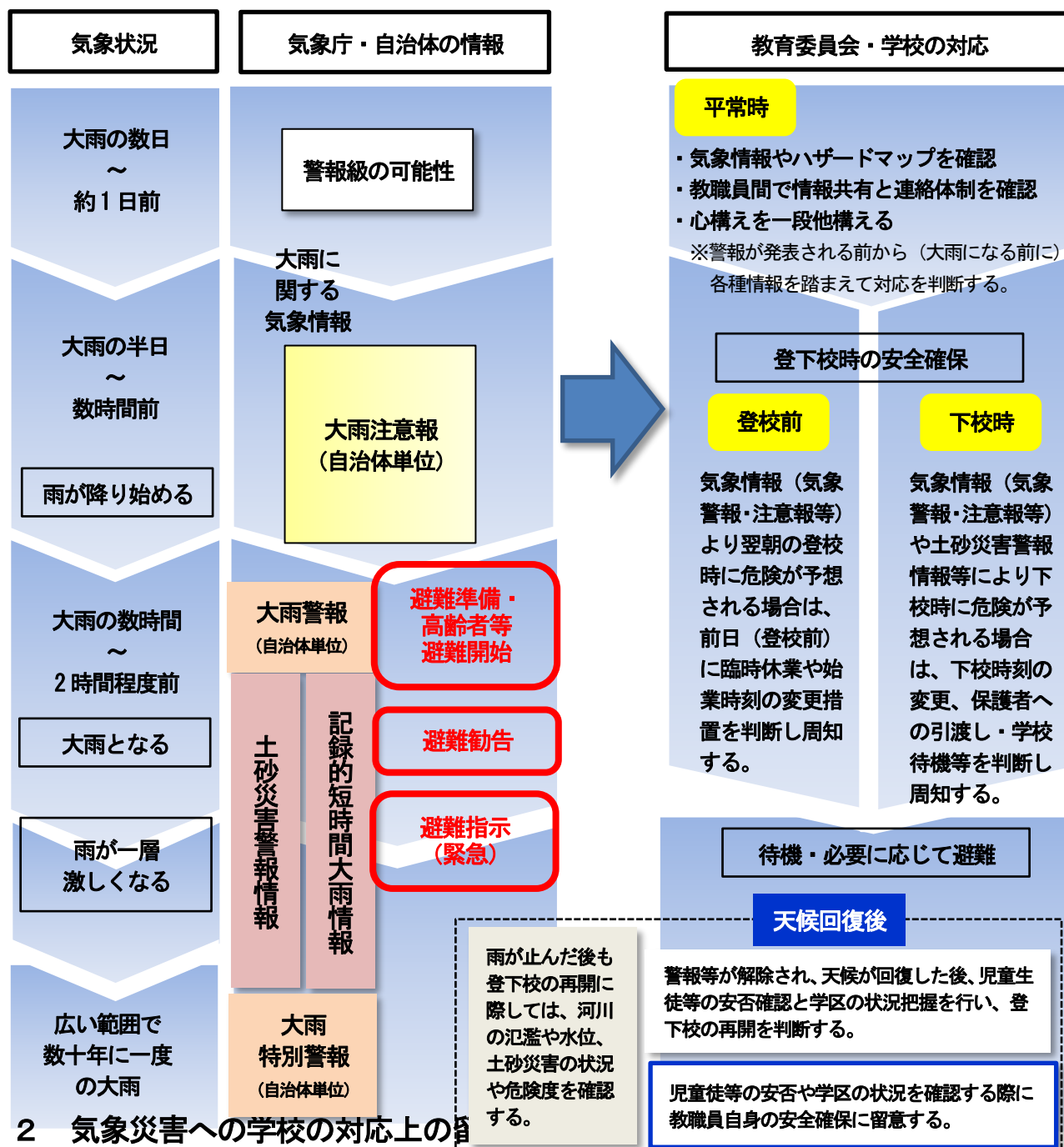
Ⅱ 気象災害（風水害）時の対応

はじめに

大雨・台風、大雪などによって登下校時に危険が予測される場合は、児童生徒等の安全を確保するために臨時休業や学校待機等の措置をとることが求められる。その際、気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報など正確な情報を収集し、適切に判断することが大切である。

1 大雨発生時の教育委員会・学校の対応例

気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していくことが求められる。ここに記載した大雨発生時の対応例は、早期に情報を収集し、判断をする手順を示したものである。これを参考に様々な気象災害発生時に適切に対応できるよう事前に準備を行っておくことが大切である。



2 気象災害への学校の対応上の留意点

気象災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雨などの災害を引き起こす現象が加わることで発生する。また、利用する気象情報や危険度分布の種類等は、学校の立地によって異なる。

平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておく必要がある。

その上で、気象庁から大雨や台風、大雪等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、できるだけ早期に対応を検討することが重要である。なお、台風や発達した低気圧等の場合は、暴風により屋外の行動が困難になる前に対応を完了することが必要となる。

【登校前】

- ・気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討する。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）なども参考にしながら、判断することが大切である。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要がある。

【児童生徒等が在校時】

- ・教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握する。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握をする。
- ・浸水によって、避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要がある。
- ・通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を判断する。
※ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないようにしておくことが必要です。

【情報共有・報告等】

- ・臨時休業や授業打ち切り等の判断に際しては、西部学校経営支援センター等とも連絡を密に取りながら判断することが大切です。
- ・判断した結果を教育委員会等へ報告し、全教職員で協力し対応に当たる。
- ・保護者等へ措置・対応等について、学校HP、ツイッター、マチコミメール配信や電話連絡等を活用し連絡する。
- ・学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。
- ・登校前や下校後の児童生徒等の安否確認も、必要に応じて行う。

参考：学校危機管理マニュアル作成の手引き

平成30年2月 文部科学省

3 組織

- （1）気象庁及び教育庁からの注意情報・警戒等の連絡を受け、校長は状況に応じて直ちに学校災害対策本部を設置し活動を開始する。
- （2）休日・休業日及び夜間にこれらの情報が入り、突発的に発生した場合にも（1）に準じ

て必要な対応を行う。

4 基本方針

(1) 気象に関する注意情報や警戒等の情報を受けた時

状況に応じて直ちに授業の「中断」及び「打ち切り」を判断し、児童・生徒の安全を確保する措置をとる。児童・生徒の安否に関する情報を発信する。授業が継続できない状況においては、保護者等による児童・生徒を引取りの措置を執る。引き取りのない児童・生徒（残留児童・生徒）は学校で保護し続ける。

(2) 突発的に風水害が発生した時

校内の安全な場所に避難し、児童・生徒の安全を確保する。状況に応じてそれ以降の対応は上記（1）に準じて行う。

(3) 校舎、及び施設備品等の被害防止に努める。

校内災害対策本部設置（招集）後、以下の対応を可能な限り行う。

暴風（竜巻等）⇒屋外の荷物の撤去、窓ガラス飛散防止対策、カーテンを閉めるなど

大雨（水害等）⇒ベランダ等の排水口の確認、東棟外スロープ付近の浸水防止など

(4) 教職員は原則として残留児童・生徒のいる限り、体制を取り、勤務を続ける。

(5) スクールバスは利用しない。

5 異常現象発見から引き渡しまでの流れ

I 大地震発生時の対応 P9 に準じて行う。

6 具体的な措置・内容

I 大地震発生時の対応 P10 に準じて行う。

7 教職員の服務

I 大地震発生時の対応 P11 に準じて行う。

8 具体的な避難・誘導

【竜巻への対応について】

竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことなどから、発生時には迅速な対応が求められます。

積乱雲が発生していたり雷鳴が聞こえたり、不安定な気象状況が見られたら、気象に関する情報を収集するとともに、竜巻の予兆につながる状況が見られたら、竜巻注意情報の有無にかかわらず警戒態勢をと

り、竜巻が発生した際の対応の準備をする必要がある。

屋外での学校行事をはじめとする教育活動においては、こまめに気象情報をチェックするとともに、天気の急変などの場合には迷うことなく計画の変更・中断・中止等の措置を講ずることによって、児童生徒の安全を確保することが大切である。

【竜巻の現象】

＜竜巻の予兆＞

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- 冷たい風が吹き出す。
- 大粒の雨やひょうが降り出す。

＜竜巻が起こったら＞

- 「ゴー」という音が聞こえる。
- 真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がって見える。
- トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞ったりする。



【避難の留意点】

＜教室にいる場合＞

- 飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを引く。
- 窓ガラスからできるだけ離れる。
- 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとる。

＜教室以外の校舎内にいる場合＞

- 雨戸やシャッターを閉じる。
- 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- 壁に近い場所で避難姿勢をとる。
- 建物の最下階に移動する。

＜体育の授業や部活動などで屋外にいる場合＞

- 校舎など頑丈な建物に避難する。
- 物置やプレハブ（仮設建築物）などには避難しないようにする。

＜登下校中の場合＞

- 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。
- 橋や陸橋の下には行かない。
- 近くの頑丈な建物や地下などに避難し、建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

【竜巻】児童・生徒在校時の対応

【雷水害発生時の対応について】

対応		気象状況		校長・副校長	教職員	児童生徒
防止・準備		天気予報・雷注意報 ・気象状況の情報収集に努める。 ・キーワード 「雷を伴う」大気の状態が不安定「竜巻などの激しい突風」		安全管理 職朝等での注意喚起 ●危機管理計画の見直し、共通理解 ●避難訓練の実施 ●保護者、地域、関係機関との連携	安全指導	安全学習 ・竜巻について知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。
対 応	第1行動	竜巻注意情報 発生なし→解除指示→授業再開		第1行動指示 ・情報収集(気象庁情報等) ・避難指示、避難状況の確認 ※放送、トランシーバー等	第1行動開始 「竜巻が発生しています。身を守る準備をしてください。」屋外でのすぐに中止し、建物に避難してください。」 ○外にいる者は校舎内、教室へ移動する。 ○教室内ではできるだけ中央に寄る。机を中央に寄せる。 ○窓、カーテンを閉める。	
	第2行動	竜巻発生		第2行動指示	第2行動開始 「竜巻が接近しています。自身の身をしっかり守ってください。」 ○机の下にもぐる。 (窓、ドア、壁から離れる) ○頭と首を守る (ヘルメット、防災頭巾、他に代用できるもの等、なければ両手で) ●指導生徒の避難行動を確認する。 ●教職員は児童生徒を勇気づける。 ●教職員自身の身を守る行動をとる。	
	第3行動	竜巻通過 教育活動不可能 教育活動可能		第3行動指示 状況確認 ・児童生徒、及び教職員の安否状況により消防、救急搬送手配 ※各主任→本部 ・建物の状況確認、破損個所の有無 ※生活指導部→本部 ・学校周辺の確認 ※SB部→本部 ・学校支援センターへ報告	第3行動開始 「先生方は状況を報告してください。児童生徒はその場で待機してください。」 ●児童生徒を落ち着かせる。 ●児童生徒、教員の安否、建物の被害状況を確認し、本部へ報告する。 ●児童生徒をその場に待機させる。待機できない状況であれば安全な場所へ誘導する。 ●負傷者への応急手当をする。	
回復		教育活動続行不可能な被害が発生 ・学校災害対策本部設置(対応検討) ・安全な場所へ児童生徒の移動 ・学校HP、ツイッター・マチコミメールによる生徒の安否情報等を提供。 ・保護者等による児童生徒の引渡し		学校再開 災害対策評価	教育活動続行可能 ・授業再開 ・学校周辺(各種交通機関など)の安全が確認された後、下校。 ・学校HP、ツイッター・マチコミメールによる生徒の安否情報等を提供。	
					メンタルサポート	

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちる。また、周囲より高いもの

にほど落ちやすいという特徴がある。

グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われている。

また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがある。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷です。

遠くで雷の音がしたら、既に危険な状況と考え、自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくない状況と判断し、適切な退避行動が重要である。

<積乱雲が近づくサイン>（気象庁提供）

以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいている兆し（サイン）。

まもなく、激しい雨と雷がやってくる。竜巻などの激しい突風が起きるおそれもある。

- 真っ黒い雲が近づいてきた
- 雷の音が聞こえてきた
- 急に冷たい風が吹いてきた



【避難の留意点】

- 部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させる。その際は、学校の対応を保護者等に連絡する。

<雷鳴が近くで聞こえたら>

- 登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにする。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する。
- 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全である。
- 木造建築の内部も基本的に安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れればさらに安全である。



<安全な空間に避難できない場合>

- 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避する。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れる。

参考：学校危機管理マニュアル作成の手引き

平成30年2月 文部科学省

【水害（浸水）への対応について】

本校は府中市の最も東側（調布市の最も西側）に位置しており、本校から直線距離で2キロメートルほど

南には一級河川「多摩川」がある。府中市のハザードマップ上では、浸水が想定されていない区域に位置しており、水害を想定した「避難行動指針 危険度D」となっている。

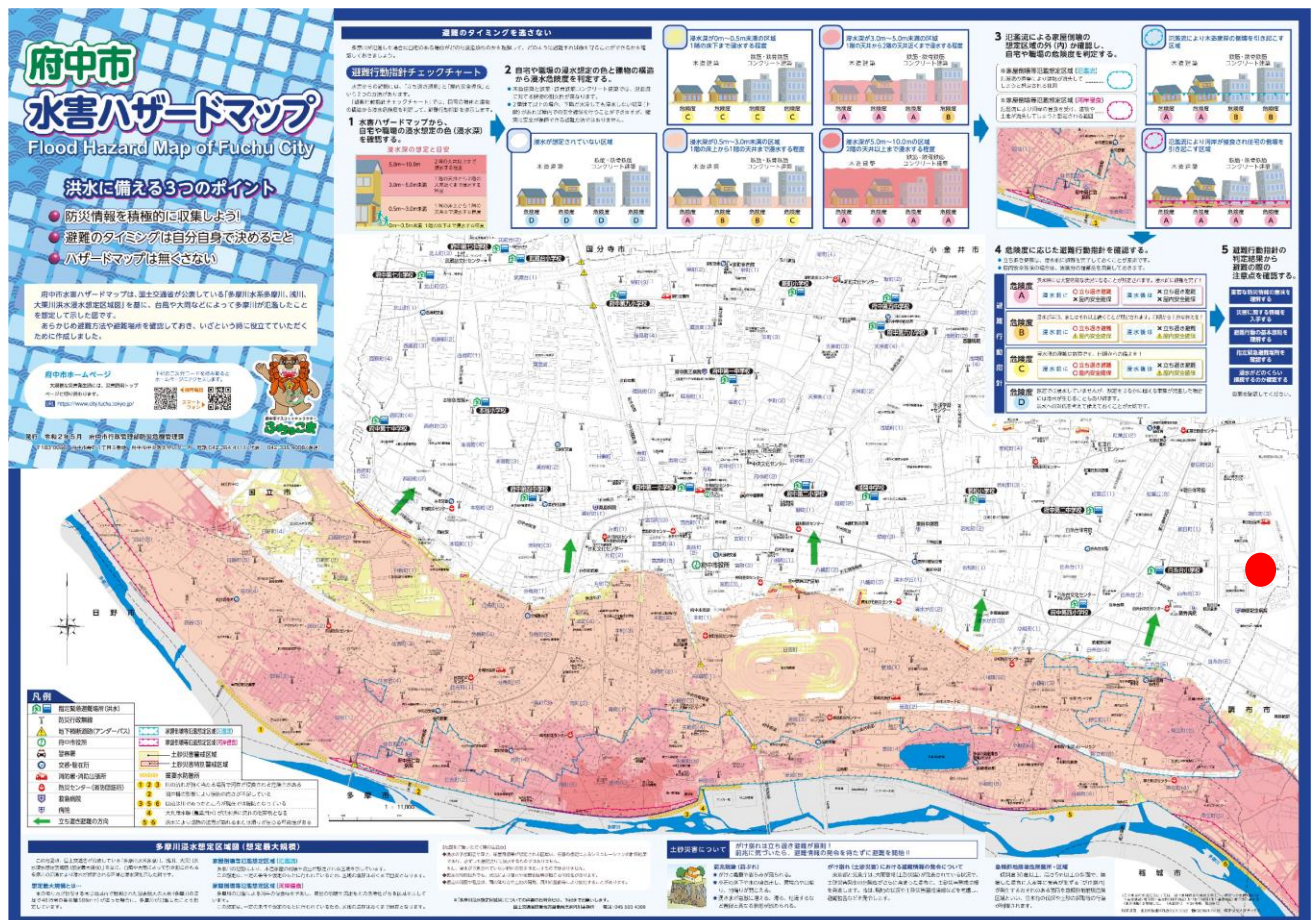
しかし、近年想定をはるかに超える気象災害（大雨による水害）が毎年のように発生していること、本校に在籍する児童生徒の居住地区の一部は、多摩川の氾濫（洪水）による水害が想定されることから、各自治体で発せられる警報等によって、水害が予想される状況下において、児童生徒とその家族等が自らの判断で自身と家族の命を守ることができる避難行動について、避難訓練等において取り扱い、予め学習しておく必要がある。

本校における水害時の避難行動は、「直上避難」を基本として、各学部の児童生徒の在校中（学習中）における避難場所を以下のとおり定めることとする。

部門	学部	避難場所
肢体不自由教育部門 (A部門)	小学部	東棟2階 廊下及び、各特別教室
	中学部	東棟2階各教室
	高等部	東棟2階各教室
知的障害教育部門 (B部門)	小学部	南棟2・3階教室、特別教室等
	中学部	南棟3階各教室
	高等部	西棟2・3階各教室、特別教室等

【府中市ハザードマップ】

図中の●印が本校



【水害】児童・生徒在校時の対応

対応		気象状況		校長・副校長		教職員		児童生徒	
防止・準備		天気予報 警報級の可能性 ・気象状況の情報収集に努める。		□安全管理 職朝等での注意喚起 ●危機管理計画の見直し、共通理解 ●避難訓練の実施 ●保護者、地域、関係機関との連携 ●排水溝等の清掃により、浸水防止		□安全指導		□安全学習 ・水害について知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。	
対 応	第1行動	大雨注意報		□第1行動指示 ・情報収集（気象庁情報等） ・避難指示、避難状況の確認 ※放送、トランシーバー等		□第1行動開始 「大雨警報が出ました。」 「屋外の活動について、すぐに中止し、室内での活動に切り替えてください。」 ○屋外の活動は中止、全て教室内の活動へ切り替える。 ○窓や玄関扉などは確実に閉め、浸水を防止する。			
	第2行動	大雨警報 記録的短時間大雨情報		□第2行動指示		□第2行動開始 「大雨警報が出ました。」 「緊急避難を行う場合があります。」 「各棟1階エリアの浸水に備えて直上避難に備えてください。」 ○頭と首を守るためのヘルメット、防災頭巾、他に代用できるもの等を準備 ○生徒の貴重品類等の持ち出し準備 ●教職員は、1階エリアの重要書類の持ち出し準備開始。			
	第3行動	大雨特別警報 教育活動不可能 教育活動可能		□第3行動指示 □状況確認 ・児童生徒、及び教職員の安状況により消防、救急搬送手配 ・学校支援センターへ報告 ※各主任→本部 ・建物の浸水状況確認		□第3行動開始 「校舎内への浸水を想定し、避難を開始します。校舎1階にいる全児童・生徒及び教職員は、同じ建物の2階へ避難してください。」 「避難完了後各主任は、無線にて本部へ報告せよ。」 ●東棟スロープ応援 ●児童生徒、教員の安否、建物の被害状況を確認し、本部へ報告する。 ●負傷者への応急手当をする。 ●経営企画室内、重要書類持ち出し応援			
回復		□教育活動続行不可能な被害が発生 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ児童生徒の移動 ・学校HP、ツイッターマチコミメールによる生徒の安否情報等を提供。 ・保護者等による児童生徒の引渡し				□教育活動続行可能 ・授業再開 ・学校周辺（各種交通機関など）の安全が確認された後、下校。 ・学校HP、ツイッターマチコミメールによる生徒の安否情報等を提供。			
				□学校再開 □災害対策評価		□メンタルサポート			

Ⅲ 災害時におけるBCP

はじめに

(1) 特別支援学校における事業継続の必要性

東日本大震災、阪神・淡路大震災など大災害時には、学校や設備が損傷したり、児童生徒や教職員が被災したり、ライフラインが停止する中で、懸命な対応が行われた。それは、想像を絶する状況において、情報不足のまま現場で即時に判断するぎりぎりの活動であり、学校を継続するにあたって多くの辛い教訓を残した。

そこで、地震などの災害時にも児童生徒や教職員のいのち、生活を守りながら特別支援学校が事業を継続するための計画を作成することが重要である。学校や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、児童生徒のケアに関する重要業務の方針を検討し、被災後の事業の継続、早期の復旧、復興を可能とすることができる。

もちろん、このような計画を作るだけで大災害でも事業が十分に継続できると過信はできない。研修や訓練を重ね、繰り返し計画を見直し実効性を高めていくことが大切である。

◆知的障害特別支援学校における事業継続計画（BCP）策定のためのガイドライン

著作：鍵屋 一 より引用

(2) 本校独自のBCP策定にあたって懸念されるリスク

①学校所在地（府中市）の地域特性

府中市は、東京都のほぼ中央に位置し、副都心新宿から西方約22キロメートルの距離にあります。面積は29.43平方キロメートルで、その広がり東西8.75キロメートル、南北6.70キロメートル。南端に多摩川が流れ、ここから北へ約1.7キロメートルにわたって平坦地が広がり、これより東西に走る高さ約6メートルから7メートルの崖線から北へ約2.5キロメートルにわたって立川段丘が広がっている。この段丘は西端で海拔70メートル、東端が海拔40メートルで、市内で最も高いところは府中市武蔵台3丁目で海拔82メートルである。（◆上記、府中市HPより引用）

本校は、府中市内でも東側に位置地、調布市西町と隣接している地域である。上記に記述しているように、海からの距離もあり、海拔40m程に学校があるため、地震による津波及び大雨による多摩川の氾濫にかかる水害等の心配はないと思われる。が、地震による校舎の一部倒壊、落雷による火災、竜巻被害、また隣接する調布市内ある飛行場にかかる飛行機墜落による被害の懸念は払しょくできないものと考えらる。

②児童生徒の特性

本校は児童・生徒数**404名**、教職員数**311名**の都内でも有数の大規模校である。障害種別は肢体不自由教育部門・知的障害教育部門の異なる教育課程が併設され、それぞれ小学部・中学部・高等部、計6学部がある。災害時には、様々な障害をもつ児童・生徒へ対応と、更に医療関連行為が必要な（主に肢体不自由教育部門に所属する）児童・生徒の中に対する適切な対応が求められる。特に医療関連行為に関する業務を優先する必要があると言える。

令和8年度 児童・生徒の在籍者数（令和8年4月1日時点）

A部門		B部門	
小学部	79名	小学部	48名
中学部	48名	中学部	28名
高等部	41名	高等部	160名
計	168名	計	236名

③本校教職員の通勤手段の特性

本校に所属している約7割の教職員は、公共交通機関を利用して出勤している。本校教職員が学校に勤務時に災害が発生した場合は、様々な対応が行なえる要因となるが、本校業務時間外（夜間、土日・祝日等）に災害が発生した場合には、公共交通機関を利用する教職員は鉄道等の運休等の影響により参集が困難になる可能性があり、発災直後の様々な対応に課題がある。

学校教職員は、災害時の自らの役割を強く認識せざるを得ない。つまり、災害時に速やかに学校に参集し、その役割を他の教職員と協力して果たすことが求められている。その前提となるのは、災害時の我々教職員とその家族の安全である。このための我々教職員自ら、日ごろから災害への備えを確実に行之、自助に対する意識を高めておく必要がある。

◆知的障害特別支援学校における事業継続計画（BCP）策定のためのガイドライン

著作：鍵屋 一 より一部引用

（3）災害による考えられる影響

①強い揺れによる「道路」への影響

建造物の倒壊や落下物による道路の妨げ、道路の破損・マンホール等の埋設物の浮き上がりによる交通傷害、故障した車の乗り捨て・移動や避難車両による大渋滞など。

②警視庁による交通規制

警視庁では、震度6弱以上の大地震が発生した場合、人命救助や消火活動を行う緊急車両等の通行を優先させるため、交通規制を行う。路線によっては、一般車両の通行ができなくなるので注意が必要となる。本校学区域を通る幹線道路（国道20号、府中街道、東八道路等）は軒並み、交通規制が実施される。

◆詳細は、巻末資料 P98-99（警視庁HP より一部引用）を参照

③公共交通機関や防災関係機関への影響

交通機関	状 況
鉄 道	大きな地震が発生した場合には、線路等の点検を行うため、多くの路線では運休が発生。施設の安全が確認され次第運行を再開されるが、被害が大きい場合には復旧までに数か月を要する場合もある。また、地震による停電の影響で運休してしまうことも考えられる。
バ ス	停電による信号機の停止等の影響により、運行を停止する場合がある。また、鉄道の代替として運行するための車両が必要になること、燃料を節約する必要があることなどから、路線バスの運行を継続する場合にも、運行本数を削減する可能性もある。
タクシー	道路が走行可能な状況であれば多くのタクシー会社が営業を継続するが、渋滞の発生や交通規制等の影響が予想されるためスムーズな運行は困難である。 また、燃料の調達が困難な状況になれば、運行そのものができなくなる。

防災関係機関	状 況	
消 防 署 警 察 署	消防署・警察署の施設自体に被害が生じたり、道路の閉塞等があったりした場合は、出勤に支障が出るとともに、現場付近に到着できないことが考えられる。 また、消防署・警察署への電話が殺到し、非常につながりにくくなることが想定される。	
市 役 所	通常業務	市役所の施設自体の被害や職員の被災、コンピュータシステムの被害等により、通常業務が行なえなくなることが考えられる。 また、ゴミ収集の停止や学校の休校等も想定される。
	応急業務	避難所の開設や道路・下水道等の点検など、応急対策業務を最優先に行うことになるため、通常業務の再開には時間がかかることが想定される。

◆府中市「防災ハンドブック」より引用

(4) 避難場所や避難所について

①避難場所とは？

「火災が迫っている」「ガス漏れによる臭気がある」「建物が倒壊しそうだ」などの理由により、その場に留まっていることが危険であると感じた場合に、命をまもるために避難する安全な「場所」のことをいう。

学校近隣（府中市内）では以下の避難場所があげられる。

名 称	説 明	場 所
地域避難場所	大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす自傷が収束するまでの間、一時的に避難する場所	●市では指定していない。 （市民自身が地域の実情を考慮して選定する。）
指定避難場所	上記に加え、行政から情報提供、状況に応じた避難誘導が受けられる場所	●市立小中学校（白糸台小学校・府中第二中学校・南白糸台小学校、府中第四小学校等） ●都立高校（都立府中東高等学校等）
広域避難場所	大規模火災等、上記「地域避難場所」及び「指定避難場所」でも身の安全を守ることが困難な自傷が収束するまでの間、一時的に避難する広大な面積を有する場所	●都立多磨霊園・都立武蔵野公園等 ●都立武蔵野の森公園・朝日サッカー場等

◆府中市「防災ハンドブック」より引用

②避難所とは？

大規模災害の発生から自体が一段落し、避難所施設の準備が整った後、大地震の揺れ等で自宅が倒壊・焼失等をしてしまい、生活ができなくなってしまった方が一定期間の生活を送る施設のことをいう。※全ての方が寝泊まりできるスペースはないため、自宅が無事な方は、自宅で生活することが望ましい。

学校近隣（府中市内）では以下の避難所があげられる。

名 称	説 明	場 所
一次避難所	自宅が倒壊や焼失等により生活する場所がなくなってしまった方たちが一時的に生活を送る施設	●市立小中学校（白糸台小学校・府中第二中学校・南白糸台小学校、府中第四小学校等）
二次避難所	高齢者や障害のある人など、一時避難所で一般の方と一緒に避難所生活を送ることが困難な方が一時的に生活を送る施設	●文化センター（紅葉丘文化センター・白糸台文化センター・押立文化センター等）
福祉避難所	専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が一時的に生活を送る施設	高齢者 → ● <u>市内福祉施設</u> 障害がある方 → ● <u>府中けやきの森学園</u>

本校が担うことが求められている。



平成31年2月府中市と福祉避難所協定を締結

災害想定

項目	多摩直下地震	立川断層帯地震
震源	東京都多摩地域	
規模	M7.3	M7.4
震源の深さ	約20km～35km	約2km～20km
最大震度	6強	
死者	72人	136人
負傷者	1,569人	1,894人
建物被害（全壊）	1,052棟	1,559棟
焼失棟数	1,337棟	3,450棟
避難者数	42,452人	61,507人
避難生活者数	27,594人	39,980人
帰宅困難者数 （徒歩帰宅困難者）	66,153人	
水道断水率	31.6%	45.1%
下水道管きよ被害率	19.9%	21.3%
電気停電率	7.5%	13.1%
ガス供給支障立	100.0%	98.5%
固定電話不通率	3.2%	7.8%

※府中市地域防災計画では、この2つの想定地震の他に「東京湾北部地震」「元禄型関東地震」の2つの地震を想定しているが、いずれも最大震度は6弱で、それぞれの値も小さくなっている。

◆上記の災害想定表は、府中市の「防災ハンドブック」より引用

災害時教職員体制の目安

1 学校勤務中に発災した場合

《一次対応》

避難した後、全教職員が、(1)保護者への生徒引き渡し、(2)各学年で残留生徒の保護体制の確保を行う。ただし、以下の教職員は、これら2点両方が完了したら、家庭等の事情により、早期退勤の希望が出ている。

※欄に名前のない教職員は、引き続き下記《二次対応》に移る。

管職・養護・経企・主事	A部門	B部門

《二次対応》

以下の教職員は、上記《一次対応》が完了した後、(1)残留生徒の保護者への連絡、(2)避難のための被害箇所の点検・補修、(3)中・長期的な避難生活への対応、(4)その他必要な対応を行う。

管職・養護・経企・主事	A部門	B部門

2 管理職不在時（連絡がとれない場合）の意思決定

① 意思決定の手順

※管理職が不在でも連絡がとれる場合は、指示を仰ぎながら対応する。

- (ア) 管理職が不在で連絡がとれない場合の「対応事項」をあらかじめ整理しておく。
- (イ) 生徒、教職員、学校施設の安全確保を最優先に考え、その時点で最善の策をとる。
- (ウ) その場にいる最上級の職層の者が判断を下す。
- (エ) 判断した内容、判断した者の氏名（協議者の氏名）、判断した日時について記録を残す。
- (オ) 事後、速やかに管理職に報告し、承諾を得る。

② 対応すべき事項

(ア) 校内での避難誘導、生徒の保護、その他の緊急避難措置

(イ) 学校敷地外への緊急避難

(ウ) 関係機関への連絡・報告・通報・応援要請 ※関係機関連絡先一覧表の作成
(都教委、自治体、交通機関、消防、警察、保守点検業者、ライフライン業者、等)

(エ) 授業打ち切り、下校準備、緊急下校の実施

(オ) スクールバスの運行に関する判断（決行・中止）

(カ) 保護者引取りの実施

(キ) 安否確認（生徒、教職員）、帰宅確認などの連絡実施

(ク) 校外活動時の対応指示（その場待機、付近の避難場所への避難、帰校、解散）

(ケ) 教職員の服務に関する事項

③ 生徒の引率、救援、教員派遣、バス添乗など

④ 緊急避難措置（勤務時間内の退勤、勤務時間外の学校残留、現地での対応）

⑤ 避難所運営業務、その他の災害対応業務の実施

3 情報連絡体制

① 勤務時間内

(ア) 本部長の指示の下、教職員で分担して関係者・機関に連絡を流し、情報収集を行う。

② 早朝、夜間、休日

(ア) 管理職と電話で連絡を取り、必要な指示を仰ぎながら対応する。

(イ) 管理職が不在で連絡がとれない場合は、その時点で勤務している者が対応する。

学校付近の在住者で参集が可能な者は、速やかに学校に行き、対応にあたる。

※上記 **勤務時間外の学校参集**

③ 学校からの情報発信

(ア) Classi、マチコミメールによる情報発信。

(管理権限保有者が学校に不在の場合、学校以外の可能な場所から発信する)

(イ) 学校ホームページやXの随時更新による情報発信。

(緊急時には管理職の指示で即座に更新する)

(ウ) NTT災害伝言ダイヤルによる連絡。

4 生徒の下校（帰宅）方法

① スクールバスの運行が可能な場合は全員通常の方法で下校する。

② スクールバスの運行が困難な場合は全員、保護者来校による引き渡しを行う。

③ 引き渡し

(ア) 受付を設置し、各学年の担当者を置いて対応する。

(イ) 緊急時引き渡しカードに記載されている方への確実な引き渡し。

- (ウ) 緊急時引き渡しカードに記載されない代理人が来校した場合は、保護者と連絡を取り確認する。
(確認が取れるまで引渡さない)

5 スクールバス運行中に被災した場合 (X 巻末資料 P100 参照)

6 登下校の途中に災害が発生した場合 (一人通学生の場合)

① 基本形

- (ア) 自宅に近い場合は、自宅に帰る。
(イ) 学校に近い場合は、学校に行く。
(ウ) 中間あたりにいる場合は、状況に応じて対応する。
(エ) 生徒本人が、保護者または学校に連絡する。現在位置によって、帰宅か登校かを判断する。
(オ) 連絡がとれない場合は、生徒自身がその場で判断する。
(カ) 駅事務所、乗務員、コンビニ等の商店、近くの小中学校や公共施設に行って支援を求め、学校に連絡してもらう。その後の行動が困難な場合は、応援が来るまで保護してもらう。
(キ) 帰宅可能な場合は帰宅し、帰宅後は学校に連絡して安否を確認する。
(ク) 保護者が留守になる場合は、学校からの指示のとおりにする。

7 投薬、個人物品

- ① 災害時の学校待機に備え、三日分の投薬を事前に保健室に提出し、保健室にて養護教諭が管理する。
また冷蔵での保管が必要な薬やエピペン等、保護者から依頼があったものも同様である。
② 投薬内容や量が変更になったときは、保護者はすみやかに学校に知らせ、常に最新かつ正確な情報を把握する。
③ 下着一式、オムツ、生理用品等の個人で必要なものは、各自が学校で保管する。
④ 補助食品（形態食）については、巻末資料 P101 を参照。

8 避難所の開設（避難所運営マニュアル）

- ① 生徒の在校時に災害が発生し、帰宅困難な児童・生徒が生じた場合
(ア) 学校を、自校の生徒に限定した避難所として開設する。
(イ) 外部者については、原則として当面は各市の自治体で指定されている避難所を紹介する。
(ウ) 帰宅支援ステーションについては、都の指示により開設する。
② 被災状況が広範囲にわたり、府中市から避難所開設の要請があった場合
(ア) 都教委に連絡して許可を得る。
(イ) 校舎や校庭について、使用エリアを割り振る。
(ウ) 校舎や施設使用上のルールを決め、避難者に周知し協力を求める。
(エ) 避難者が多数の場合、割り振った場所ごとに代表を決めてもらい、組織として運営する。

③ 避難所

(ア) 使用エリアの割り振り

- ・管理エリア 本部、教職員、救護所、調理、その他
- ・居住エリア 生徒（男女）、教職員（男女）、要援護者（幼児、高齢者、障害者、外国人）、
- ・その他の外部避難者
- ・傷病者、感染症の罹患者
- ・トイレの指定、屋外トイレの設置、水の使用方法
- ・ゴミステーション（汚物含む）

④ ライフラインの確保

(ア) 飲料水 貯水槽の水の確保、使用制限

※プール水濾過機の作動 ※ガソリン使用

(イ) 電気、ガスの点検・復旧

※発電機、投光器使用 ※ガソリン、カセットボンベ使用

⑤ 食事、水の提供

※備蓄品あり（ [P16](#) 参照）

※食物アレルギー対応生徒の対応指針（[巻末資料 P101](#) 参照）

⑥ 食事以外の備蓄品（毛布、敷物、簡易マット、災害用応急手当セット等）

※災害用備蓄用品一覧（[P16-17](#) 参照）

⑦ 衛生管理

(ア) 感染予防対策、手洗い・消毒、食器の管理、食事提供時の衛生、身体清浄

(イ) 部屋の清掃、トイレの管理、ごみ・汚物処理、罹患者への対応

⑧ 府中市（行政）との連携

(ア) 行政職員の派遣、物資の要請、情報収集

3 災害時対応チェックシート

災害時対応業務チェックリスト

時間	実施する業務	確認	
発災直後	・ 火災対応		経営企画室
	・ 避難誘導		生活指導部及び各担任
	・ 閉じ込め者の救出		生活指導部（生徒指導主任）
	・ 応急救護		養護教諭、看護師
	・ 生徒の安否確認、声かけ、報告		各担任
	・ 情報収集		教務主幹
	・ 校内放送や伝令により連絡、情報提供		副校長、生活指導主任
	・ 通信手段の確保		情報教育部
	・ 医療機関への連絡、搬送		養護教諭
	・ 施設・設備被害状況確認（応急点検）		経営企画室
発災当日	・ 災害対策本部の設置		校長
	・ 教職員の安否確認、報告		副校長、生活指導主任
	・ 教職員の拠点確保		生活指導部
	・ 不在の生徒の安否確認、声かけ、報告		各担任
	・ <学校業務の継続>別紙記述		管理職
	・ 生徒の保護者、学校関係者、行政等への連絡		管理職
	・ 保護者への引き渡し		学部学年主任、生活指導部
	・ スクールバス対応		生活指導部（SB担当）
	・ 交通機関の情報		生活指導部
	・ 施設・設備被害状況確認（写真撮影、応急復旧）		経営企画室
	・ 避難所の開設（生徒、保護者、地域の障害者など要援護者の受け入れ）		生活指導主任 各担任
	・ 自家発電の稼働		経営企画室
	・ トイレ対策		生活指導部
	・ 防寒・防暑対策		保健給食部
	・ 食事の手配		栄養士、保給部
	・ 地域ニーズへの対応		副校長
	・ 問合せ対応		副校長
	・ 情報収集及び発信		副校長

翌日 ～3 日 後	・ < 発災直後、当日の業務のうち、必要なものを継続 >	管理職
	・ < 学校業務の継続 >	管理職
	・ 教職員の健康管理	養護教諭
	・ ボランティアの受け入れ	教務部
	・ 衛生管理	保健給食部
	・ 警備	経営企画室
	・ 学校関係団体・他の学校等との協力	管理職
4 日後	・ < 3 日後までの業務のうち、必要なものを継続 >	管理職
	・ < 学校業務の継続 >	管理職
	・ 教職員の健康管理、ローテーション管理	養護教諭
	・ 情報システムの復旧	情報教育部
	・ 必要物資の調達、支援物資の受け入れ	生活指導部
	・ 被害箇所の復旧	経営企画室
	・ 行政、関係団体、法人本部などとの情報共有、調整	管理職

4 発災直後の対応

< 発災当日 >

1 火災・避難誘導・救出・生徒の安否確認	
対象業務	・ 火災対応 ・ 避難誘導 ・ 閉じ込め者の救出 ・ 生徒の安否確認 ・ 情報収集
業務の実施の考え方	* これらの業務の実施は人命の安全に直接に関わるものであり、いずれも非常に重要である。 ①火災対応については、スプリンクラーが十分に稼働できるように普段からスプリンクラーの周りには物を置かない。 ②避難誘導・閉じ込め者救出は学部主幹、学年主任の指示に従って各担任が協力して行う。 ③発災時に学校にいる生徒については、声かけをして不安の解消に努めるとともに、安否の結果を管理職に報告する。

2 通信手段の確保	
対象業務	・ 通信手段の確保 ・ 情報システムの復旧
業務実施の考え方	①安否確認や関係機関への連絡のため、通信手段の確保を優先する。 災害時優先電話の確保（０４２－３６７－２５１２ 職員室）。

3 施設・設備被害状況確認	
対象業務	・ 施設、設備被害状況確認
業務実施の考え方	①二次被害の防止、使用可否の判断、保険請求、復旧作業などに関わるため、毎月行う施設・設備の点検箇所及び点検内容をまとめたチェックリストで、被害のあった場所は可能な限り写真で記録をとる。 ②避難場所 ・ 建物に倒壊の恐れがある場合・・・グラウンド ・ 長期にわたる避難が必要な場合・・・東西体育館、自立活動室等 ・ 火災発生時・・・グラウンド → 調布基地跡地運動広場等 ③資材施設の設置 ・ 救護所（医薬品、ベッド）・簡易トイレ・災害対策本部・放送設備・非常用電源・ラジオ・非常食料・飲み水・毛布等 * ライフラインの状況により変更する場合がある。

4 本部の設置	
対象業務	・ 災害対策本部の設置 ・ 救護所の設営
業務実施の考え方	①対策本部は、災害対応の情報集約拠点となるべき場所のため、電話回線（災害時優先電話）があり作業スペースが十分にできる場所を確保する。 （ホワイトボード・机・筆記用具等） ・ 経営企画室、校長室、西棟職員室（全て1階エリア） ②救護場所は、外に通じる扉があり、救急搬送が直ぐに可能場所を確保する。 ・ 東西の保健室

5 安否確認	
対象業務	・教職員の安否確認 ・生徒の安否確認
業務実施の考え方	①教職員の安否確認は直ちに報告、集約する。なお休日夜間の場合は、震度5以上の地震が発生した場合、自身と家族の安全を確保できたら所属校に参集する。交通機関の途絶えなどにより、所属校に出勤できない場合は、交通機関が復旧するまでの間、住居近くの都立学校に出勤し、その学校の校長の指示に従い、応急対策活動にあたる。12時間以内に安否確認が目標である。 ②生徒に対しては、電話による安否確認、電話が通じない場合においては、や複数の教員による自宅訪問により遅くとも翌日までには確認をとる。

6 応急救護、安全管理	
対象業務	・応急救護 ・衛生管理 ・警備
業務実施の考え方	①応急救護は被災直後の対応が重要であるので、養護教諭の指示に従い、応急 処置を行う。（上級救命技能認定者と連携を取る） ②避難所などの不審者対応を、人の出入りが激しくなる発災翌日以降警察署と連携するなどして、注意を払う。

7 要援護者等の受け入れ	
対象業務	・要援護者の受け入れ ・地域ニーズへの対応
業務実施の考え方	①業務実施の考え方 災害時に他校の生徒を受け入れる場合は、就学支援ファイル（サポートブック、SOS ファイル等の個別支援資料を含む）等を活用しながら、一人ひとりの状況に応じて個別に対応する。 ②要援護者等を受け入れる場合には、必要な場所や要員、受け入れの優先順位、提供する物資等の資源について検討して決める。 ③近隣に在住する重度の障害者等の要援護者は受け入れざるを得ないので、あらかじめ自治体との事前の協定や地域コミュニティとの連携を図っておく。また医療関連行為が必要な方の受け入れに際しては、医療機関との連携も図り、必要に応じて医療機関への搬送を考慮する。

8 情報発信、関係機関への連絡・協力対象業務 ・ 情報発信	
対象業務	・ 保護者への連絡 ・ 医療機関への連絡 ・ 法人本部への連絡 ・ 関係団体・他校等との協力
業務実施の考え方	①学校としての考え 被害状況確認及び今後の方針などを決定後、学校ホームページ、ツイッター、マチコミメール、NTT災害伝言ダイヤルなどで保護者へ連絡する。 ②医療機関、関係団体、自治体等への連絡と連携を行う。 ③情報入手手段として、コミュニティFMなどのラジオや、参照すべきwebサイトなどまとめる。

<翌日以降>

9 ボランティア等の受け入れ、対応対象業務 ・ ボランティア等の受け入れ	
対象業務	・ 要援護者の受け入れ ・ 地域ニーズへの対応
業務実施の考え方	①特別支援学校に救援にくるボランティアは一般的には専門ボランティアであることが多いため、十分な受け入れ態勢を整える事ができれば、貴重な人的資源となる。ただし、ボランティア自身が宿泊場所、食事を確保し、1 週間以上の活動ができることが望ましいことを伝える。 ②一般ボランティアは基本的に社会福祉協議会等コーディネートを担う機関に誘導する。 ③生徒のケアをする上でのポイントや重要な疾患などをコンパクトにまとめたヘルプカードを提示し、ボランティアとの連携を図る。またボランティアが支援した内容を記載するシートを渡す。 ④平時から来てくれるボランティアと災害時にも連絡を取り支援を求める可能性があることを伝え、了解を取っておく。

１０ 教職員への対応	
対象業務	・ 教職員拠点確保 ・ 教職員の健康管理 ・ 要員確保
業務実施の考え方	①業務実施の考え方 教職員が宿泊、休憩できる拠点を確保する。 ②教職員の健康管理や心のケアのため、教職員の参集状況にあわせて勤務ローテーションを組む。 ③教職員の健康管理のため、養護教諭が教職員の体調の聴き取り、バイタルチェックを行う。ＰＴＳＤの徴候が見られた場合は、学校に泊ませるなどの対策をとる。また、寒冷期にはインフルエンザワクチンを打つなどで健康管理をおこなう。 ③災害直後には特に要員の確保が必要である。他学校からの教職員に実施してもらう業務内容などを検討し、取り決めておく。

５ 学校における優先業務

(a) 教育活動	
① 授業	
対象業務	・ 授業
継続・縮小の考え方	・ 発災直後は生徒の安全確保を最優先とし、中止する。 ・ 原則として避難所を解散してから、授業を再開する。
必要な資源	・ 電力 ・ 上下水
備蓄可能な資源	・ 発電機 ・ 飲料水、洗浄用水、排泄用水それぞれの水タンク

(b) 直接生活介助（身辺介助等） ①基本的な介助業務	
対象業務	・ 食事・補水・排泄など日常動作活動の維持 など。 ・ 更衣、移動 など。
継続・縮小の考え方	基本的な介助業務は、生徒の生命・生活の維持に不可欠であり、最優先で実施する。ただし、被災後3日間は、平時より簡素化して実施できる業務もある。 移動に関する業務は、相対的に優先度が劣後するため、教職員の状況に合わせて可能な範囲で個別に対応する。 ・ 食事・補水は通常通り実施する。 ・ 排泄介助は重要であり、一人ひとりの状況をみて個別対応を行う。ただし、状況により、おむつ着用などの簡易対応も検討する。 ・ アルコール消毒、ウエットティッシュによる清潔保持を行う。
必要な資源	・ 電力 ・ 上下水（飲用水、洗浄、排泄） ・ 食品
備蓄可能な資源	・ 発電機 ・ 飲料水、洗浄用水、排泄用水それぞれ水タンク ・ 非常食 ・ 紙おむつ ・ ポータブルトイレ ・ 使い捨て食器、食品包装用フィルム ・ ウエットティッシュ ・ アルコール、洗浄剤、清拭剤等 ・ カセットコンロ、ガスボンベ

(c) 直接生活介助（身辺介助等） ②補助的な業務	
対象業務	・ 送迎
継続・縮小の考え方	・ 緊急時対応（医療機関への移送等）に限定することを検討する。
必要な資源	・ 運転手 ・ 車両 ・ 燃料（常に 2 分の1 以上を保持する）
備蓄可能な資源	

(d) 間接生活介助（給食等） ①	
対象業務	・ 食事提供
継続・縮小の考え方	アレルギー食、きざみ食、流動食が必要な場合は、その食事の準備をする。 ・ ライフラインの停止時は、基本的には備蓄食料を活用する。 ・ ガスが停止した場合にも暖かい食事が提供できるよう、薪やかセットコンロの備蓄をすることを検討する。特に都市ガスの場合はカセットコンロを備蓄して湯沸かしや調理に使う。 ・ 3 日分の献立を作って、その備蓄をすると混乱が少ない。
必要な資源	・ 栄養士、調理士 ・ 上水（調理、洗浄） ・ ガス ・ 食品
備蓄可能な資源	・ 調理用水、洗浄用水 ・ 非常食 ・ アレルギー食、流動食 等 ・ カセットコンロ、ボンベ（食品の加温用）

(e) 間接生活介助 ② 学校内清潔保持に関する業務	
対象業務	・ 学校内清掃 ・ 廃棄物処理
継続・縮小の考え方	学校内清潔保持に関する業務は、被災後3 日間という短期間では原則休止とする。ただし、衣類や床などが汚れた場合は個別に対応する。廃棄物の処理は、原則として通常通り行うが、回収が伸びることを想定して保管場所を検討する。
必要な資源	・ 上水
備蓄可能な資源	・ 洗剤

(f) 間接生活介助 ③ 健康管理等に関する業務	
対象業務	・ 栄養管理 ・ 健康管理 ・ 相談・助言 ・ 温度管理 ・ 体温測定 ・ 血圧測定
継続・縮小の考え方	健康管理等に関する業務は、生徒の生命・生活の維持にとって重要であり、優先的に実施する。 ・ ・ 栄養管理、相談・助言についても上記と同様、生徒の状況により対応を検討する。 ・ 体温測定など平時から対応が必要な児童生徒は継続して実施する。 (事例) 廃棄物を燃やして暖房を確保した例がある。
必要な資源	・ 養護教諭 ・ 栄養士 ・ 電力（電話使用、血圧測定など） ・ 体温計
備蓄可能な資源	・ 冷暖房の器具・物資（電力を使用しないもの） ・ 学校管理マニュアル等 ・ 血圧測定器（電気を使用しないもの）

(g) 医療関連行為 ① 医療行為に関する業務	
対象業務	・ 与薬（3日分以上） ・ 呼吸管理 ・ 吸引・吸痰 ・ 診察
継続・縮小の考え方	医療行為に関する業務は、生徒の生命・生活の維持に不可欠であり、全て最優先で実施する。 ・ 応援体制も含め、看護職の確保に全力をあげる。 ・ ・ 医療行為にあたらな部分については教職員が対応することで養護教諭の負担を軽減する。 ・ 保護者から依頼のあるアレルギー薬（エピペン）は学校で保管する。
必要な資源	・ 学校医 ・ 養護教諭 ・ 処方薬 ・ 電力（吸引機） ・ 上水（洗浄）
備蓄可能な資源	・ ポータブル自家発電機 ・ 洗浄用水

(h) その他 ① 衛生管理に関する業務	
対象業務	・ 感染症対策
継続・縮小の考え方	生徒、受け入れた要援護者及び教職員の生活の維持にとって重要であり、ゾーン管理を行うことも検討する。 ・ ライフラインの停止等により、十分な清掃ができなくなることを考慮に入れた上での感染防止対策を立案することが望ましい。
必要な資源	・ 消毒薬 ・ 上水（洗浄）
備蓄可能な資源	・ アルコール消毒液 ・ 洗浄用水

② 心のケア（心理的な安定）に関する業務	
対象業務	・ 心のケア ・ プライバシーへの配慮
継続・縮小の考え方	心のケアに関する業務は、生徒の生活を維持するために重要であり、あらゆる機会を通じて対応する。災害時であっても、プライバシーには可能な限り配慮する。
必要な資源	

<管理部門の業務>

(a) 管理業務	
対象業務	・ 生徒の記録管理 ・ 重要書類管理 ・ 情報システム管理 ・ 問い合わせ対応
継続・縮小の考え方	管理業務は、被災後3日間は基本的に状況確認程度として休止する。ただし、生徒や関係機関からの問い合わせには対応する必要がある。 ・ 生徒の記録は通常通り行う。 ・ 重要書類管理、情報システム管理は、業務が停止した際の事業部門への影響に応じて、個別に対応方針を検討する。 ・ 個人情報については、紙媒体でも紛失、毀損しないように管理を行う。 ・ 問い合わせ対応は、生徒の家族からの安否確認の問い合わせ、行政や社協学校関係団体、マスコミなどからの被災状況問い合わせが予想されるため、優先して実施する業務となりうる。
必要な資源	・ 経営企画室 ・ 災害時優先電話 ・ 電力（電話、PC 操作）

(b) 経理業務	
対象業務	・ 保険請求 ・ 納入業者支払
継続・縮小の考え方	経理業務は、後日対応も可能であるため、被災後3日間という短期間では原則休止とする。
必要な資源	

(c) 施設管理業務	
① 設備機器等の保守・点検に関する業務	
対象業務	・ 電気設備 ・ 上下水設備 ・ ガス設備 ・ ボイラー設備 ・ 医療機器
継続・縮小の考え方	学校管理業務は、被災直後には建物、学校、設備の点検、稼動が重要である。
必要な資源	・ 学校教職員／事務職員
備蓄可能な資源	・ 医療機器管理マニュアル等 ・ 設備点検作業マニュアル等 ・ 業者連絡先リスト

(d) 学校管理業務	
② 備品等の在庫管理に関する業務	
対象業務	・ 消耗品・燃料等の在庫管理・発注
継続・縮小の考え方	設備備品等（ライフラインを維持するために必要な燃料、重要業務や生活に必須な消耗品）の在庫管理に関する業務は、被災直後の点検業務にあわせ、必要に応じて対応、発注を継続する。
必要な資源	・ 学校教職員／事務職員
備蓄可能な資源	・ 業者連絡先リスト

(e) 学校管理業務	
③ 平時の改修・修繕に関する業務	
対象業務	・ 改修・修繕業務
継続・縮小の考え方	平時の改修・修繕にかかる業務は、事業者への連絡をしたうえで原則休止とする。
必要な資源	・ 学校教職員／事務職員
備蓄可能な資源	・ 業者連絡先リスト

6 BCP チェックシート

※評価の方法 4～1 までの4 段階で評価する。

- 4 →検討、文書化、訓練などが十分にできている。
 3 →検討、文書化、訓練などが一部不完全だが、だいたいできている。
 2 →検討、文書化、訓練などが一部できている。
 1 →まったくできていない。

分類	評価	項目
方針検討		学校の運営理念や学校所在地の地域特性、生徒の医療ニーズ等を踏まえて、不測の事態が発生した際の事業継続の方針が検討されているか？
対象リスクと被害の想定		ハザードマップ等により学校所在地で特に懸念されるリスクを把握しているか？
		教職員が通常より少ない状況での事業継続を想定しているか？
		ライフライン（電力・ガス・水道・電話・通信など）の停止を想定しているか？
被害時対応業務の選定		不測の事態が発生した際の緊急対応、あるいは復旧対応のために実施しなければならない業務が選定されているか？
		また上記の業務について、どのタイミングで実施すべきか（【発生直後】【発生当日】【発生翌日以降】など）検討され、整理がなされているか？
学校における優先業務の選定とボトルネックの抽出		社会的要請等に基づき、組織として優先的に継続すべき業務を選定しているか？
		不測の事態が発生した際の上記の業務に関する継続・縮小の考え方（サービスレベルの低下も含む）が検討されているか？
		上記の業務の遂行のために必要となる資源の洗い出しがなされているか？

		不測の事態が発生した際の上記の資源の被害の想定を実施し、業務遂行上のボトルネックが抽出されているか？
--	--	--

対策の検討		事業継続の前提となる対応体制（指揮系統、上位者の代行体制、教職員との連絡体制など）は構築されているか？
		学校における優先業務の遂行に必要な人員（教職員・看護職・嘱託医など）を確保するための対策（外部との応援体制の確立など）はなされているか？
		什器、家具、機器等の転倒防止対策をなされているか？
		ライフラインの停止への対策はなされているか？（水の備蓄、自家発電装置の設置、カセットコンロ等の準備）
		学校における優先業務の遂行上のボトルネックに対して、必要な事前対策や代替手段を検討しているか？
		必要な品目を選定し、十分な量の備蓄を実施しているか？
基本文章作成		検討の結果をとりまとめ、文書およびチェックリスト類として整備しているか？
		上記の文書は不測の事態が発生した際にも即時に使用できるような形で保管されているか？
対策の実施、定着（教育・訓練）見直し		定期的に不測の事態が発生した場合を想定した訓練を行なっているか？
		対策の実施状況について定期的に確認を行なっているか？
		文書・チェックリスト類は定期的に見直し・更新を行なっているか？
		対策の実施・定着・見直しに際して学校長、副校長が積極的に関与・指示を行なっているか？

7 災害時対応業務チェックシート

時期	チェック	実施する業務
発災直後		教職員に落ち着いて行動するよう指示を出す 火災対応 避難誘導 閉じ込め者の救出 生徒の安否確認、声かけ、不安解消 校内放送により連絡、情報提供 応急救護 通信手段の確保 医療機関への連絡、搬送 施設・設備被害状況確認（応急点検）
発災当日		災害対策本部の設置 教職員の安否確認、報告、集約 教職員拠点確保 在宅の生徒の安否確認、声かけ、不安解消、報告、集約 生徒、家族、行政、教育委員会等への連絡 施設・設備被害状況確認（写真撮影、応急復旧） 自家発電、トイレ対策、防寒・避暑対策 食事の手配 要援護者の受け入れ 地域ニーズへの対応 情報発信 生徒、保護者、教職員の宿泊対策
翌日～ 3 日後		教職員の健康管理 ボランティアの受け入れ 問合せ対応 衛生管理 警備 業界団体・他学校等との協力
4 日後～		教職員の健康管理、ローテーション管理 情報システムの復旧 必要物資の調達、支援物資の受け入れ 被害箇所の復旧 行政、関係団体、などとの情報共有、調整

8 学校における優先業務チェックシート

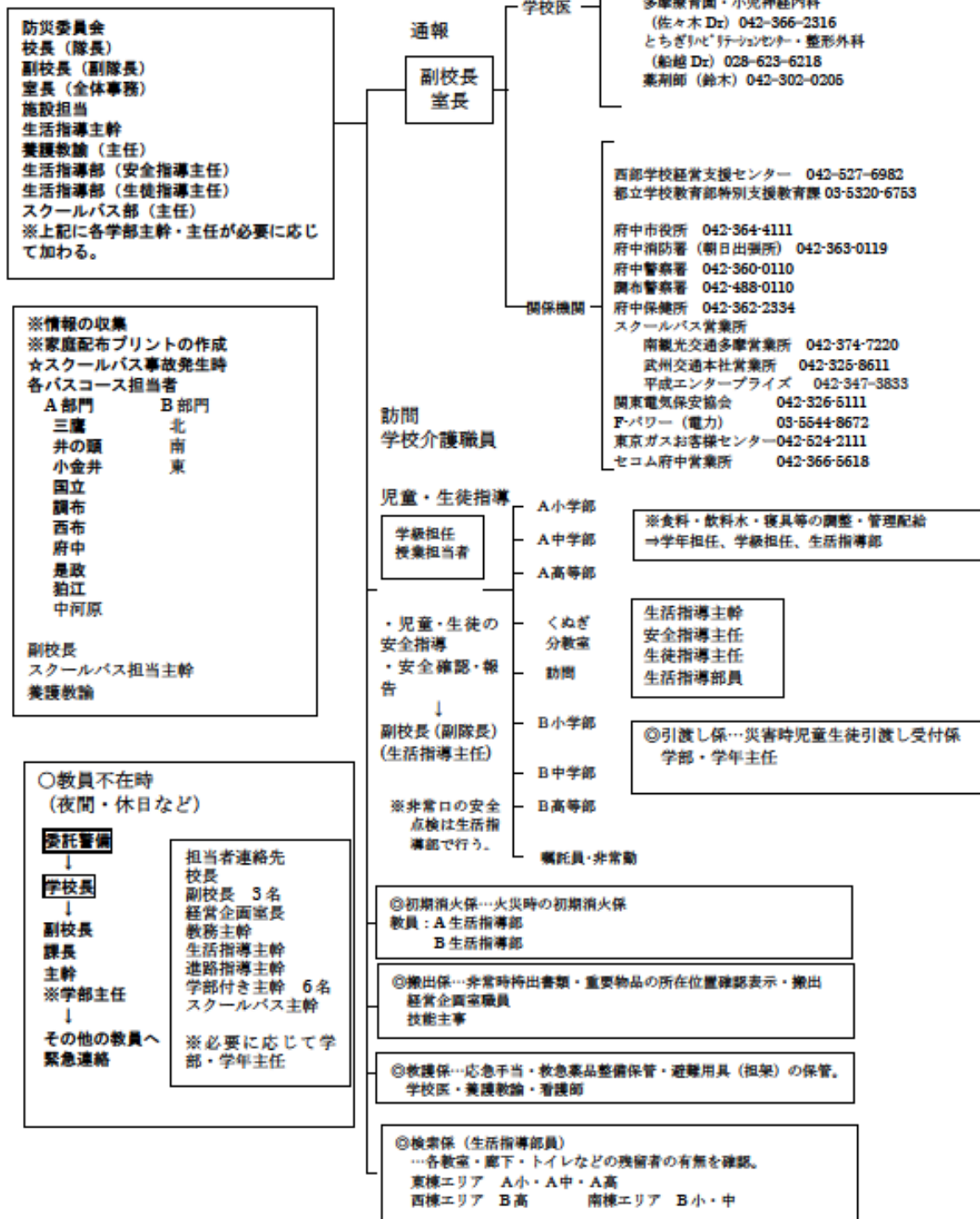
◎最優先 ○優先 ×後に回す

部門	分類	業務	実施必要性
事業部門	授業	授業の実施	○
	直接生活介助	排泄	◎
		食事・補水	◎
		移動	◎
		体位変換	◎
		清潔保持	○
		バイタルチェック、口腔ケア	○
		送迎	○
	間接生活介助	調理	◎
		洗濯	○
		相談・助言	◎
		栄養管理	◎
		健康管理	◎
		温度管理	◎
		清掃	○
	医療関連行為	与薬	◎
		診察	◎
		体温測定	◎

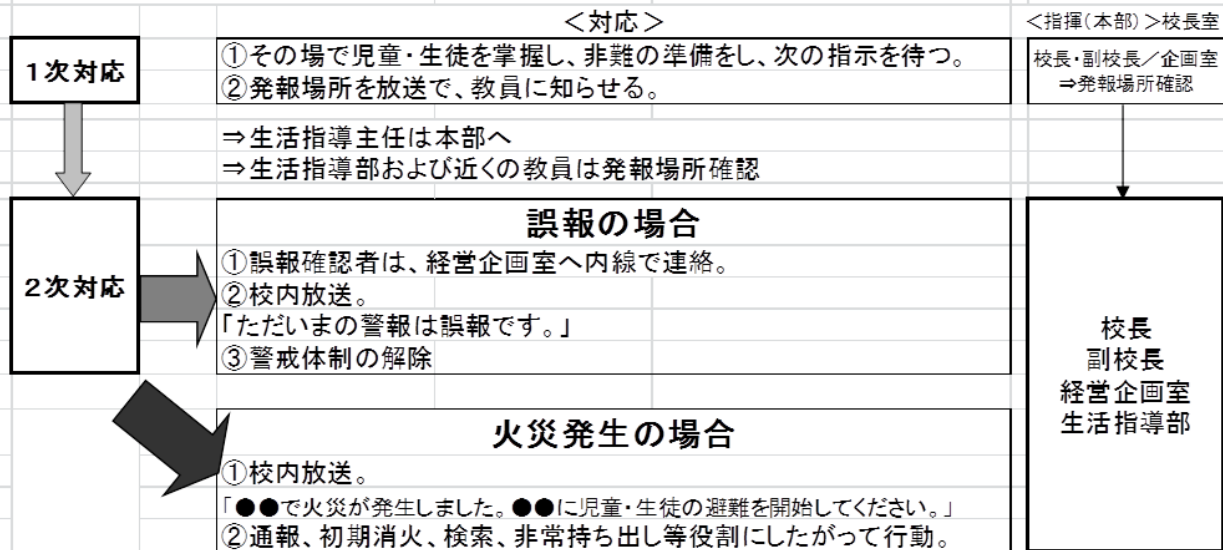
	その他	レクリエーション	×
		感染症対策	◎
		こころのケア	○
管理部門	管理業務	学事記録作成	◎
		重要書類管理	◎
		情報システム管理	○
		問い合わせ対応	◎
	経理業務	納入業者支払い	×
	学校管理	電気設備	◎
		上下水整備	○
		ガス整備	○
		(医療機器)	◎
		消耗品・燃料等の在庫管理・発注	◎
		改修・修繕業務	○

IV 消防計画

1 自衛消防隊組織



2 警報発報時行動マニュアル



＜2＞防火組織表

係	責任者	任務
本部	学校長	総指揮
	副校長	火災発生状況の把握、避難方法、場所の指示。 本部位置設置、児童・生徒の安全確認。
	室長	
	生活指導主幹	
通報	副校長	校内通報
	企画室長	外部機関への連絡・確認、本部連絡
初期消火	技能主事	初期消火(消火栓、消火器を操作する)
	生活指導部担当	消火器具の随時点検、器具操作の熟知
検索	A小学部	各担当クラスの避難後、本部に待機し、不明者の連絡があれば主担任と共に検索にあたる。
	A中学部	
	A高等部	
	B小・中学部	
	B高等部	
非常持ち出し	A職員室	非常用持ち出し書類および非常袋、重要物品の安全確認。
	B小中職員室	
	B高等部職員室	
	校長室	所在地の確認・表示
防護措置	企画室	本部報告
	東棟	出火合図後電源の遮断、ガス元栓閉鎖、日常の点検
	西・南棟	非常口の障害物除去(非常口の整理、開閉点検)
救護	養護教諭	救急措置、救急車への通報、臨時救護場所の設置、本部報告
児童・生徒の避難誘導、管理	各部門・学部的主担任	・安全かつ、敏速に児童・生徒を避難場所に誘導する。 ・避難時および避難場所到着後、児童・生徒数を確認し本部へ連絡する。 ・日常的に安全誘導のための指導を心掛け、集団移動の指導を実践する。

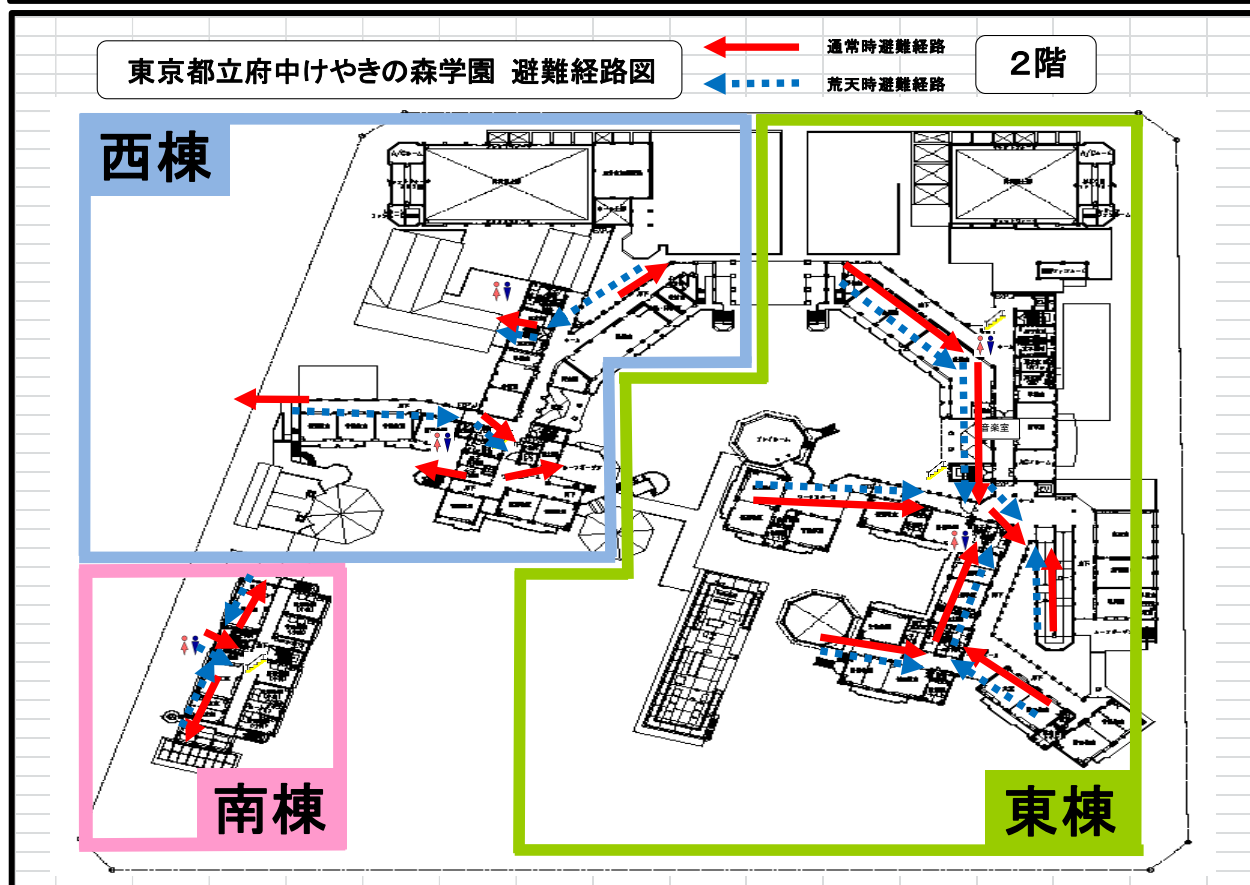
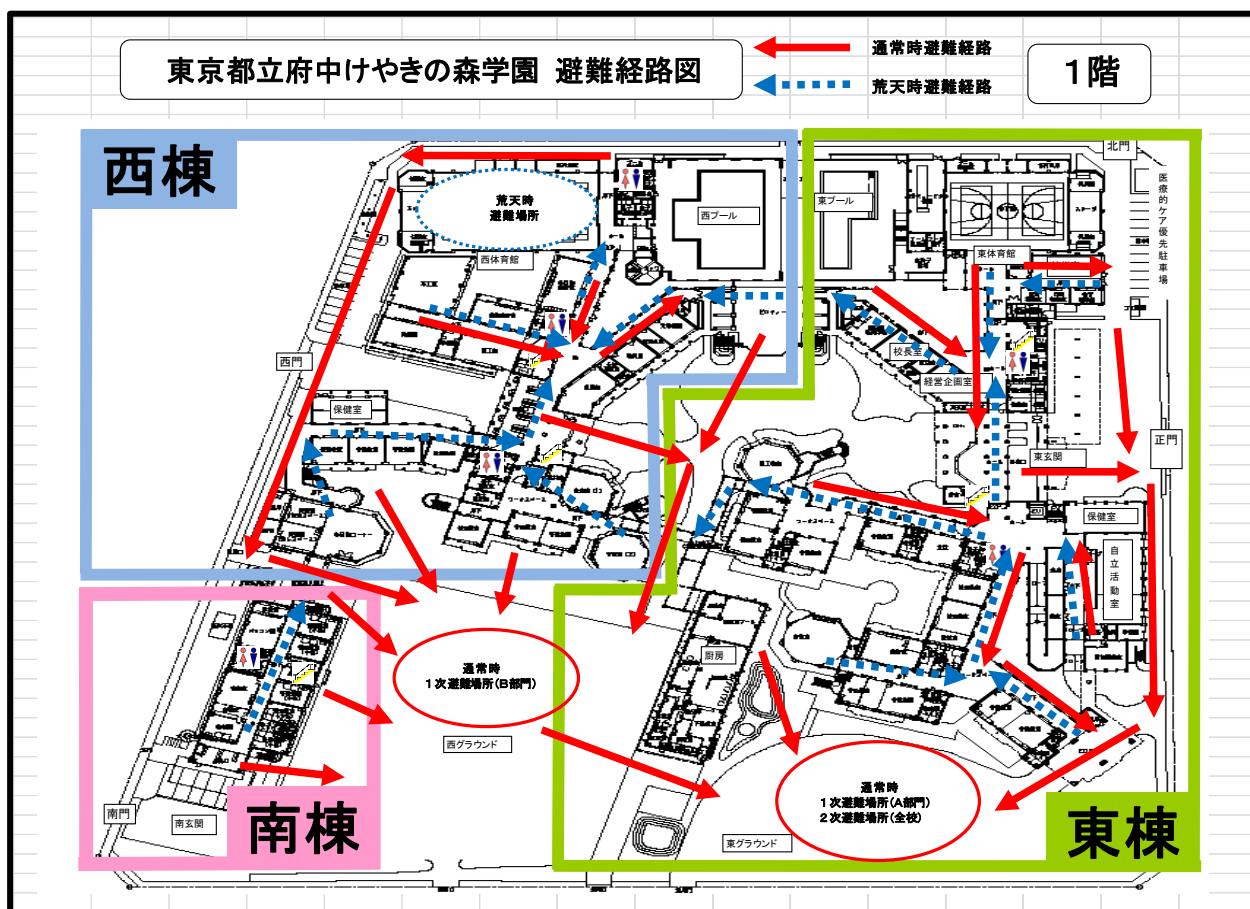
＜初期初動非常措置＞

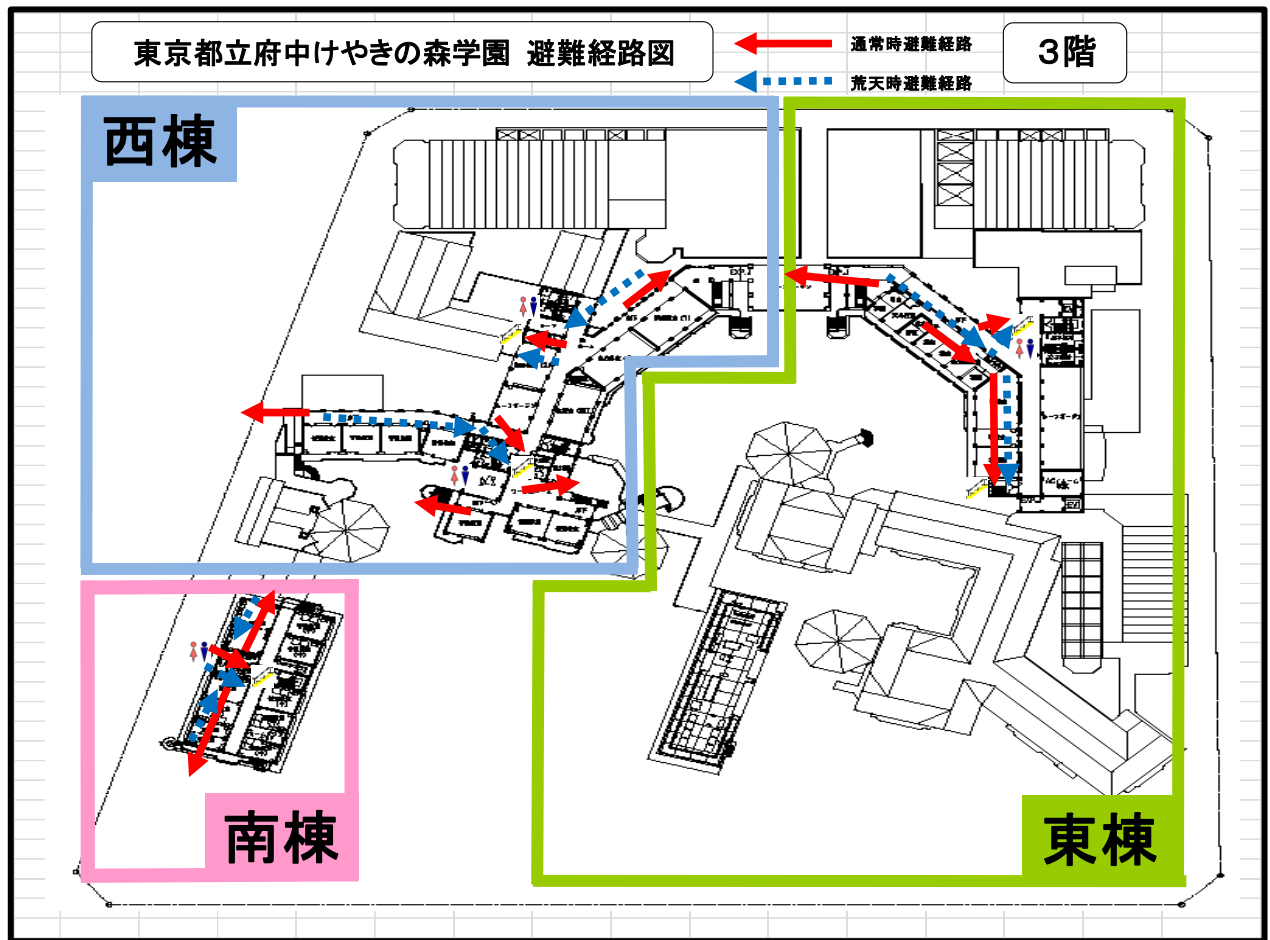
1. 発見者は、あわてず「火事だ!」と大声で連呼し、付近の非常ベルを押すなどして、多くの人達に知らせる。企画室(内線202・205)に連絡する。出火場所付近の職員は速やかに初期消火にあたる。

2. 通報係は、校内全員に緊急放送・非常ベル・連呼、消防署に通報(119番)する。

3 避難経路図

避難経路図 I





4 防火管理責任者・火元責任者一覧

令和8年度 防火管理責任者・火元責任者一覧(東棟)

<東棟>									
東棟			2Fエリア			3Fエリア			
東棟	1Fエリア	担当者	東棟	2Fエリア	担当者	東棟	3Fエリア	担当者	
肢体不自由教育部門 小学部	1F-1	小学部1年1・2・3・4組	川連佑磨	2F-1	中学部3年1組	相馬建太	3F-1	生活訓練室(女性休養室)	鈴木麻美果
	1F-2	小学部1年教室内トイレ	帯川樹	2F-2	中学部3年2・3組	田中幸	3F-2	保護者控室	堀越利征
	1F-3	小学部3年5組教室(学習室)	八木満里奈	2F-3	中学部3年4組	奥村将吾	3F-3	職員用トイレ(男子)	三浦健太郎
	1F-4	小学部プレイルーム前児童用トイレ	高村祐美	2F-4	中学部2年1組	関口華枝	3F-4	職員用トイレ(女子)	加納恵子
	1F-5	小学部3年1・2・3・4組	大高麻実	2F-5	中学部2年2・3組	齋藤健夫	3F-5	けやきファクトリー	加納恵子
	1F-6	小学部3年教室内トイレ	野村千香子	2F-6	中学部2年学習室	糸日谷莉子	3F-6	調理室	平田愛子
	1F-7	小学部2年1・2組	渡邊千寿	2F-7	中学部1年2・4組	水野弘恵	3F-7	A高学習室	楡高史
	1F-8	小学部2年3組	古野詩音莉	2F-8	中学部1年5組	中島あつみ			
	1F-9	小学部エレベーター前児童用トイレ(女子)	北野敬子	2F-10	中学部1年1・3組	宇治忠夫			
	1F-10	小学部エレベーター前児童用トイレ(男子)	小野快	2F-11	教室内トイレ中3	落合結衣子			
	1F-11	小学部4年3・4組	庄司百花	2F-12	トイレ(中3前【男子】)	片岡正彦			
	1F-12	小学部4年教室間トイレ	山本福子	2F-13	トイレ(中3前【女子】)	松崎裕美子			
	1F-13	小学部4年1・2組	小内遠平	2F-14	教室間トイレ中1・2	高橋葵			
	1F-14	小学部5年1・2・3組	板原佐紀子	2F-15	中2前教材室	日吉歩			
	1F-15	小学部5・6年教室間トイレ	名取未来	2F-16	中3前教材室	野崎見保			
	1F-16	小学部6年1・2組教室	岡本光						
	1F-17	小学部高学年学習室	佐藤珠音	2F-17	高等部1年1・2組	望月久美子			
	1F-18	小学部6年3・4組教室	平井莉	2F-18	高等部1年3・4組	土田雅子			
	1F-19	学習室(小1・小2)	石本朋子	2F-19	高等部2年1・2組	木崎裕子			
	1F-20	小学部プレイルーム	秋元奈緒	2F-20	高等部2年3組	宇都宮彩香			
	1F-21	小学部教材室	堺晴香	2F-21	高等部2年4組	長南正伸			
1F特別教室				2F-22	高等部3年1・2組	寺田愛			
				2F-23	高等部学習室(A1・3)	宮地朝子			
				2F-24	高等部教材室	嶋田亜美			
				2F-25	教室トイレ(2年1組教室奥)	阿部光咲季			
				2F-26	教室トイレ(教室間)	齋藤佑太			
				2F-27	トイレ(エレベーター前【男子】)	宮澤天志			
				2F-28	トイレ(エレベーター前【女子】)	大島陽菜			
</									

令和8年度 防火管理責任者・火元責任者一覧(西棟・南棟)

<西棟>

	西棟	1Fエリア	担当者		西棟	2Fエリア	担当者		西棟	3Fエリア	担当者
知的障害教育部門高等部	1F-1	高等部1年1組	東野 流生	知的障害教育部門高等部	2F-1	高等部 3年1組・2組	齊藤 州重	知的障害教育部門高等部	3F-1	高等部 2年1組	西村 能力
	1F-2	高等部1年2組・3組	柴田 大輔		2F-2	高等部 3年3組	大谷直紀		3F-2	高等部 2年2組・3組	奥平 龍之介
	1F-3	高等部1年4組	天田 哲平		2F-3	けやきオフィス	岡野 洸太		3F-3	高等部 2年4組	角之倉 宏彰
	1F-4	高等部1年5組	大場 博子		2F-4	高等部 3年4組	亀川 絢子		3F-4	高等部 2年5組	西川 茂雄
	1F-5	高等部1年6組	久保村 珠美		2F-5	高等部 3年5組	荻原 博子		3F-5	高等部 2年6組	吉村 史絵
	1F-6	高等部1年7組	平田 周子		2F-6	高等部 3年6組	野口 夏彦		3F-6	高等部 2年7組	佐々木 暢彦
	1F-7	高等部1年8組	恵 勇太		2F-7	高等部 3年7組	瀬川 恭平		3F-7	高等部 2年8組	佃 斎
	1F-8	高等部1年9組	霜越 めぐみ		2F-8	高等部 3年8組	藤元 佑弥		3F-8	高等部 2年9組	土方 京子
					2F-9	高等部 3年9組	鈴木 堅也				
	1F-9	トイレ(高1横【男子】)	藤澤 陽向		2F-10	トイレ(高 3横【男子】)	荒木 宏太		3F-10	トイレ(EV側【男子】)	永島 徹也
	1F-10	トイレ(高1横【女子】)	小室 彩乃		2F-11	トイレ(高 3横【女子】)	大西 麻依		3F-11	トイレ(EV側【女子】)	矢吹 響
	1F-11	トイレ(食品加工室横【男子】)	谷合 毅		2F-12	トイレ(更衣室横【男子】)	小林 俊輔		3F-12	トイレ(第2調理室横【男子】)	神山 蓮
	1F-12	トイレ(食品加工室横【女子】)	江里 綾乃		2F-13	トイレ(更衣室横【女子】)	吉田 聡子		3F-13	トイレ(第2調理室横【女子】)	緑川 由紀
	1F-13	食品加工室	東野 流生		2F-14	2F教材室	佐藤 拓哉		3F-14	教材室	榎本 慎吾
	1F-14	木工室	田辺 稔		2F-15	2F洗濯室	岡野 洸太		3F-15	洗濯室	片桐 一樹
	1F-15	製紙室	横山 大佑						3F-16	事務クリーン室	木内 歌音
	1F-16	第1美術室	江里 綾乃								
	1F-17	第2美術室	小島 崇嗣								
	1F-18	第1音楽室	平 貴子								
	1F-19	第2音楽室	谷合 毅								
	1F-20	実習室1(生産園芸準備室)	小島 崇嗣								
	1F-21	実習室2	高橋 泰								
	1F-22	多目的ホール	横山 大佑								
	1F-23	洗濯室	田辺 稔								
特別教室	1F-24	体育館	川崎 佑斗	特別教室	2F-16	更衣室①(男子)	小林 雅弥	特別教室	3F-17	第1調理室	神谷 雲母
	1F-25	プール	高橋 泰		2F-17	更衣室②(女子)	日巻 佳菜恵		3F-18	第2調理室	船山 優花
	1F-26	プール更衣室【男子】	川崎 佑斗		2F-18	女子更衣室	兵庫 侑子				
	1F-27	プール更衣室【女子】	小室 彩乃		2F-19	会議室	田中 彩音				
	1F-28	西職員室	梅景 靖之		2F-20	教育相談室	鈴木 堅也				
	1F-29	防災倉庫	梅景 靖之		2F-21	男性休養室	小林 雅弥				
	1F-30	保健室									
	1F-31	生徒会	及川 圭佑								
	1F-32	乗務員控室	梅景 靖之								
	1F-33	ハンドワーク室	藤澤 陽向								
	1F-34	リサイクル室	及川 圭佑								

<南棟>

	南棟	1Fエリア	担当者		南棟	2Fエリア	担当者		南棟	3Fエリア	担当者
知的障害教育部門小学部	1F-1	小学部1年1組	伊藤あかね	知的障害教育部門小学部	2F-1	小学部2年1組	田村あい	知的障害教育部門小学部・中学部	3F-1	中学部1年1組	山市臨太郎
	1F-2	小学部1年2組	塩谷有紀		2F-2	小学部2年2組	金子風有南		3F-2	中学部1年2組	安部くるみ
	1F-3	小学部3年1組	吉木怜平		2F-3	小学部4年1組	堺歩		3F-3	中学部2年1組	松村健一
	1F-4	小学部3年2組	有田美弥子		2F-4	小学部4年2組	加藤かおり		3F-4	中学部2年2組	藤原住実
	1F-5	小学部5年1組	鬼岩真也		2F-5	小学部5年1組	後閑里奈		3F-5	中学部2年3組	大飼晃
	1F-6	小学部3組	高星ゆゆ		2F-6	小学部6年2組	湊真理子		3F-6	中学部3年1組	高須綾子
	1F-7	トイレ(パソコン室横【男子】)	佐野慎太郎		2F-7	小学部4組	濱田隆司		3F-7	中学部3年2組	堺雄一
	1F-8	トイレ(パソコン室横【女子】)	界光		2F-8	カームダウンエリア	中井悠		3F-8	男子更衣室	篠宮誠
					2F-9	教材倉庫(モニター・机)	中井悠		3F-9	女子更衣室	石川恵子
					2F-10	教材倉庫(体育・センリー)	中村友哉		3F-10	トイレ(プレイルーム横【男子】)	大飼晃
					2F-11	図工美術室・準備室	工藤真理子		3F-11	トイレ(プレイルーム横【女子】)	武藤笑実
特別教室	1F-9	音楽室・楽器庫	松井美紀子	特別教室	2F-12	トイレ(図工美術室横【男子】)	中村友哉	特別教室	3F-12	プレイルーム	米本浩二
	1F-10	パソコン室・準備室	上野夏音		2F-13	トイレ(図工美術室横【女子】)	工藤真理子		3F-13	カームダウンエリア	柿沼佑奈
	1F-11	カームダウンエリア	平山麻愛		2F-14	教材室	齋藤ひな				

V 各種対応マニュアル

1 行方不明対応マニュアル

	＜対応＞	＜指揮(本部)＞校長室
1次対応 (15分)	①該当学部・学年内で体制をとって搜索。 授業を中断して体制をとる。⇒管理職連絡 ケースによっては校内放送を入れる。 「〇〇学部〇年()さんお願いします。」×3回 放送が入ったら、他学部の生徒指導、及び空き時間の 教員は、可能な範囲で手近な場所でそれらしい児童・ 生徒を搜索。 発見したら「()さん、ありがとうございました。」×3回	該当の 学部生活指導／学部主任
↓	(15分をめぐに2次対応に移行)⇒企画室・生活指導主幹に連絡	↓
2次対応 (15分)	全校体制(校内) ①校内放送。 「全校の生活指導部は校長室にお集まりください。」 ②生活指導は校長室集合。不明の児童・生徒を確認の 上、校内分担区域を搜索。状況によってはすぐに3次対 応に移行する。 ③他の教員は近くを見渡す。	該当の 学部生活指導／学部主任 ＋ 副校長 生活指導主任
↓	(さらに15分をめぐに3次対応に移行)	↓
3次対応 (30分)	全校体制(校外) ①校内放送。 「学部主任および高等部搜索担当は高職員室に お集まりください。」 ②各学部の生活指導は校外分担区域を搜索。 ③関係機関への連絡、情報収集。(副校長) ④該当学部は引き続き校内搜索。 授業体制の調整。(学部・学年主任)	該当の 学部生活指導／学部主任 副校長 生活指導主任 ＋ 他学部主任
↓	(さらに30分をめぐに4次対応に移行)	↓
4次対応 (30分)	全校体制(校外) ①警察・保護者への連絡。(副校長) ②校外搜索の増員。 (小・中学部各1名、高等部各学年1名) 授業体制の調整(学部・学年主任) ③校内搜索の続行。 さらに30分をめぐに搜索。以降は状況により判断。	該当の 学部生活指導／学部主任 副校長 生活指導主任 他学部主任
連絡先一覧		
【京王線 上り】	【京王線 下り】	【西武多摩川線】
飛田給駅 042-486-2877	武蔵野台駅 042-369-1330	是政駅 042-369-2013
西調布駅 042-485-5688	多磨霊園駅 042-363-9510	競艇場前駅 042-369-2012
調布駅 042-482-2029	東府中駅 042-365-1508	白糸台駅 042-369-2011
布田駅 042-486-3288	府中駅 042-365-1505	新小金井駅 042-381-0034
国領駅 042-486-3274	分倍河原駅 042-365-1509	多磨駅 042-369-2010
柴崎駅 042-485-4341	【警察署】	【JR中央線】
つつじヶ丘駅 042-440-0871	府中警察署 042-360-0110	武蔵境駅 0422-33-8861
仙川駅 03-3308-1722	調布警察署 042-488-0110	三鷹駅、吉祥寺駅は非公表
千歳烏山駅 03-3300-3003	三鷹警察署 0422-49-0110	JR時刻連絡番号 050-2016-1600

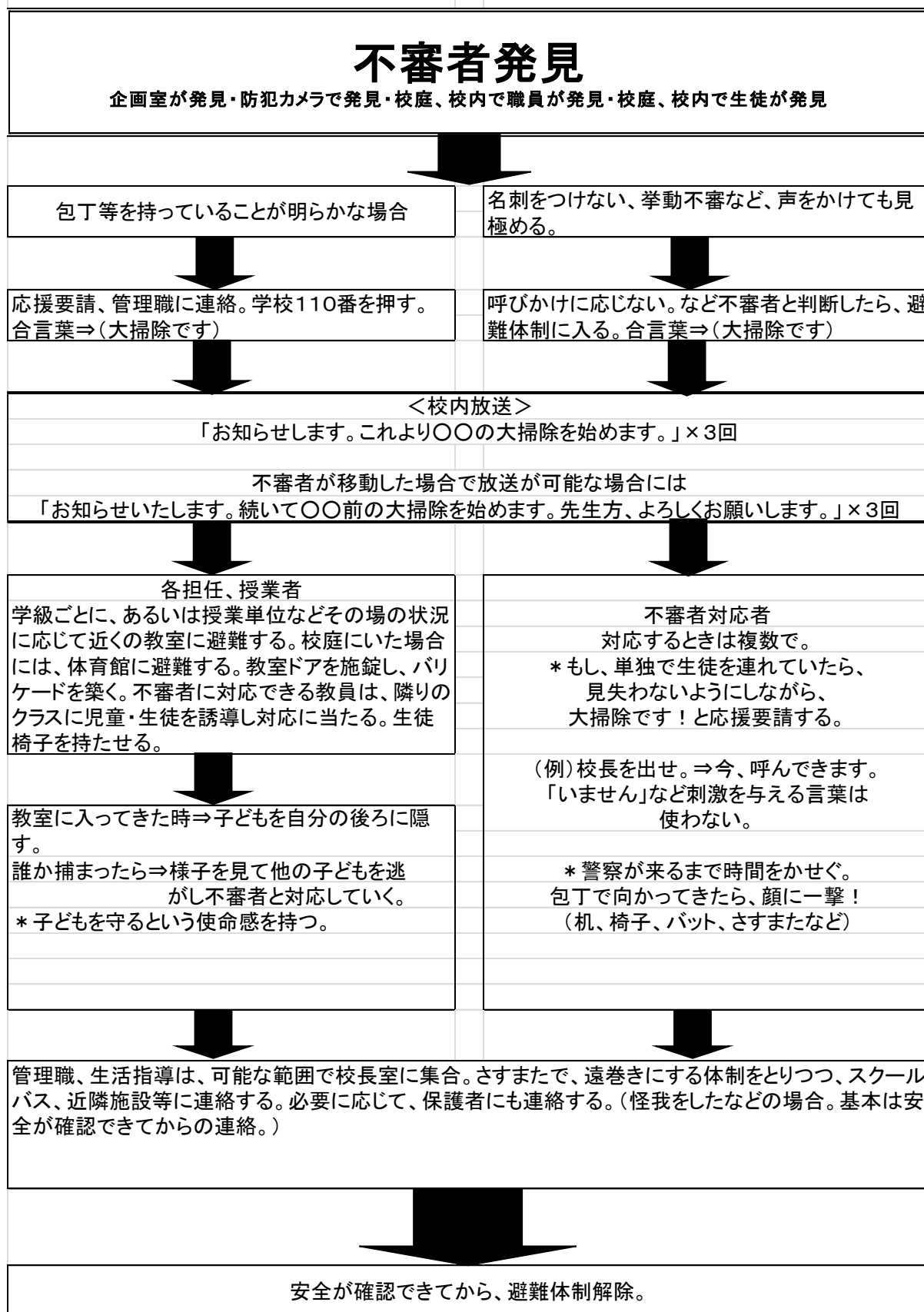
登下校時の行方不明については、3次対応(全校体制:校外)以降の体制で対応する。 (ただし、保護者への連絡は3次対応で行う)																																																																	
＜企画調整 携帯電話＞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">校長</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">A小・主任</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>経営企画室長</td> <td></td> <td></td> <td>A中・主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td></td> <td></td> <td>A高・主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td></td> <td></td> <td>B小・主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td></td> <td></td> <td>B中・主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務主幹</td> <td></td> <td></td> <td>B高1・主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活指導主幹</td> <td></td> <td></td> <td>B高2・主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>進路主幹</td> <td></td> <td></td> <td>B高3・主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A学部主幹</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B高学部主幹</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						校長			A小・主任			経営企画室長			A中・主任			副校長			A高・主任			副校長			B小・主任			副校長			B中・主任			教務主幹			B高1・主任			生活指導主幹			B高2・主任			進路主幹			B高3・主任			A学部主幹						B高学部主幹					
校長			A小・主任																																																														
経営企画室長			A中・主任																																																														
副校長			A高・主任																																																														
副校長			B小・主任																																																														
副校長			B中・主任																																																														
教務主幹			B高1・主任																																																														
生活指導主幹			B高2・主任																																																														
進路主幹			B高3・主任																																																														
A学部主幹																																																																	
B高学部主幹																																																																	
連絡前にもう一度確認を（緊急連絡カードを使用）																																																																	
①氏名、年齢、保護者氏名、住所、電話番号																																																																	
②服装、持ち物、身体特徴(身長 体重 髪型 めがね使用等)、発作等の危険性の有無																																																																	
③通学の手段、通学経路、スクールバスのコース、乗車場所																																																																	
④その他(行動特徴、前歴等)																																																																	

搜索の手順							生活指導部			
							対応・動き			
	時間	本部	主担任 (教科主担任)	副担任(教科副担任)	該当学年主任	生活指導部	該当部門 小学部	該当部門中 学部	該当部門高 等部	他部門
1 次 対 応	行方不明 報告受付 後から 15分間	* ○○行方不明 です。 ①Aまたは B高職員室 に集まる。 ②管理職 (ホワイトボードに 時系列記入) * 続きます。 ③2次対応	①管理職・学部主幹・ 生活指導主任に報告 (年・組・氏名・最終目 撃地など) ②搜索表10枚くらい (写真等)準備 ③保護者連絡先確認・ GPS確認(まだ連絡は しない) * 職員室に残留	(当該学年内での校内搜索活動) くいなくなった時点で校内を探してください> * 発見されれば本部に報告。 * 発見されなければ15分をメドにその旨を 本部に報告。 ◇ケースによっては放送を入れる◇ : ○部門□学部△さんお願いします。 (行方不明合図) : ○学部□学部△さん、ありがとうございました。 (見つかった合図)						
				見つからなかった場合は校内を生活指導中心に探す。↓						
2 次 対 応	校内に いないと 報告を 受けて から 15分間	①校長室に本部 設置 ②校内放送(主任) * 全校の生活指導部 の先生は校長室にお 集まり下さい。 * 3次対応準備 ・方面別組織表記入 ・教員携帯番号確認 (作成) ・搜索、報告時刻の指 示	①搜索表10枚くらい(写真 等)準備 ②保護者連絡先確認・GPS 確認(連絡準備・連絡) * 職員室に残留 ・保護者との連絡係として、 連絡、GPS確認、行きそう な場所などを聞き取り報告 ・捜査表を本部に持参 * 職員室に残留	①校内を見渡 す。 * 発見されれ ば本部に報告 * 発見されな ければ15分間 をメドにその旨 を本部に報 告。	①校内を見渡す (授業は継続してください) * 発見されれば本部に報告。 * 発見されなければ15分間メド にその旨を本部に報告。					
登下校中明らかに校外に出ていたらここからスタート							発見されない場合(搜索隊が校外にでる・該当学年は校内)			
3 次 対 応	30分	本部に待機 (校内放送) * 学部主任及び 高等部搜索隊は 本部に集まる。 ①関係諸機関への 連絡(副校長) ②学部主任は授業 体制の調整	* 職員室に残留 * 保護者との連絡係	引き続き校 内を搜索	* 職 員室に 残留、 担任と 共に連 絡を受 ける。	搜索方面		該当学年は引き続き校内を 搜索 (授業は継続してください)		
						①飛田駅周辺 ②多磨駅周辺 ③バス停付近				
発見されない場合↓(増員して搜索隊が校外に出る・他の教員は授業および校内)										
4 次 対 応	30分	①警察・保護者 への 連絡、相談 (副校長) ②授業体制の 調整 (学年主任) ③担任への指示	* 職員室に残留 * 保護者との連絡係	引き続き校 内を搜索	* 職 員室に 残留、 担任と 共に連 絡を受 ける。	搜索方面		該当学年は引き続き校内を搜索 (授業は継続してください) <該当部門の各学部、他部門より1名増員します。状況によります ので、空き時間で出られそうな方 をお聞きます。>		
						①飛田駅周辺 ②多磨駅周辺 ③バス停付近				
全 生 徒 下 校 後	30分毎	* 本部に待機 * 全職員搜索体制表に基づく 搜索検討(副校長)(校内放送) * これから全職員による搜索を 開始します。AもしくはB高職員 室に集まってください。(生活主 任) * 搜索の意図、経緯を説明後、 職員に指示。広域方面ごとの搜 索連絡、指示(副校長、生活主 任) * 搜索体制表の①～③のチー プに配布(生活主任)	* 搜索用紙を用意 し、生活主任に渡 す。* 高等部職員室 に待機。保護者連絡 係	* 場合によ っては生 徒宅に家 庭訪問す る。(主担 任と交代す る)どち らかが学 校待機す る。	* 印の方に搜索表を渡し、30分毎に 連絡を入れることをお願いし、中域方 面に搜索開始。30分毎に広域方面 に搜索。以後は状況により本部から の連絡を受けて行う。 地区担当の携帯番号を通して、地区 担当が本部に連絡する。		職員の体制は 緊急搜索体制 を参照。			

緊急時全校搜索体制表

学校周辺		中域	広域＊時間外	担当教員			
本部 ・ 0 9 0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	A 地 区 ・	武蔵野の森公園	武蔵境駅				【A小低】
		バス停	三鷹駅				【A高】
		味の素スタジアム	吉祥寺駅				【A小高・中】
	B 地 区 ・	多磨駅	東府中駅				【B小低】
		バス停	府中駅				【B小高】
			甲州街道 (味スタより西)				【B中】
	C 地 区 ・	武蔵野台駅	競艇場前駅				【B高1-1～5】
		白糸台駅	是政駅				【B高1-6～10】
		多磨霊園駅	多摩川(是政橋)				【B高2-1～5】
			稲城インター				【B高2-6～10】
	D 地 区 ・	飛田給駅	つつじが丘駅				【B高3-1～3】
		西調布駅	千歳烏山駅				【B高3-4～6】
		調布駅	多摩川沿い				【B高3-7～10】

2 不審者侵入マニュアル

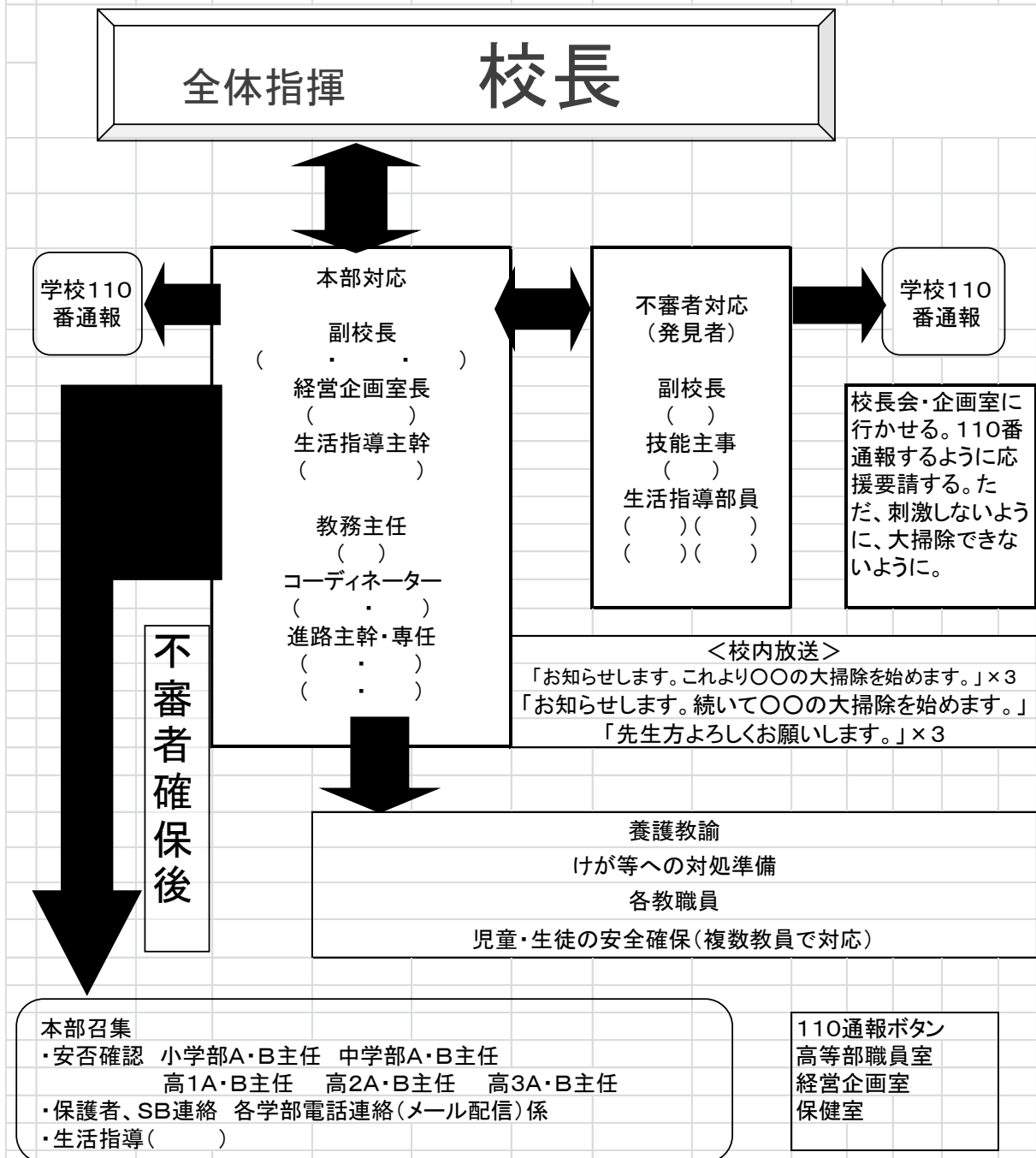


※登下校時以外の時間は門を施錠する。

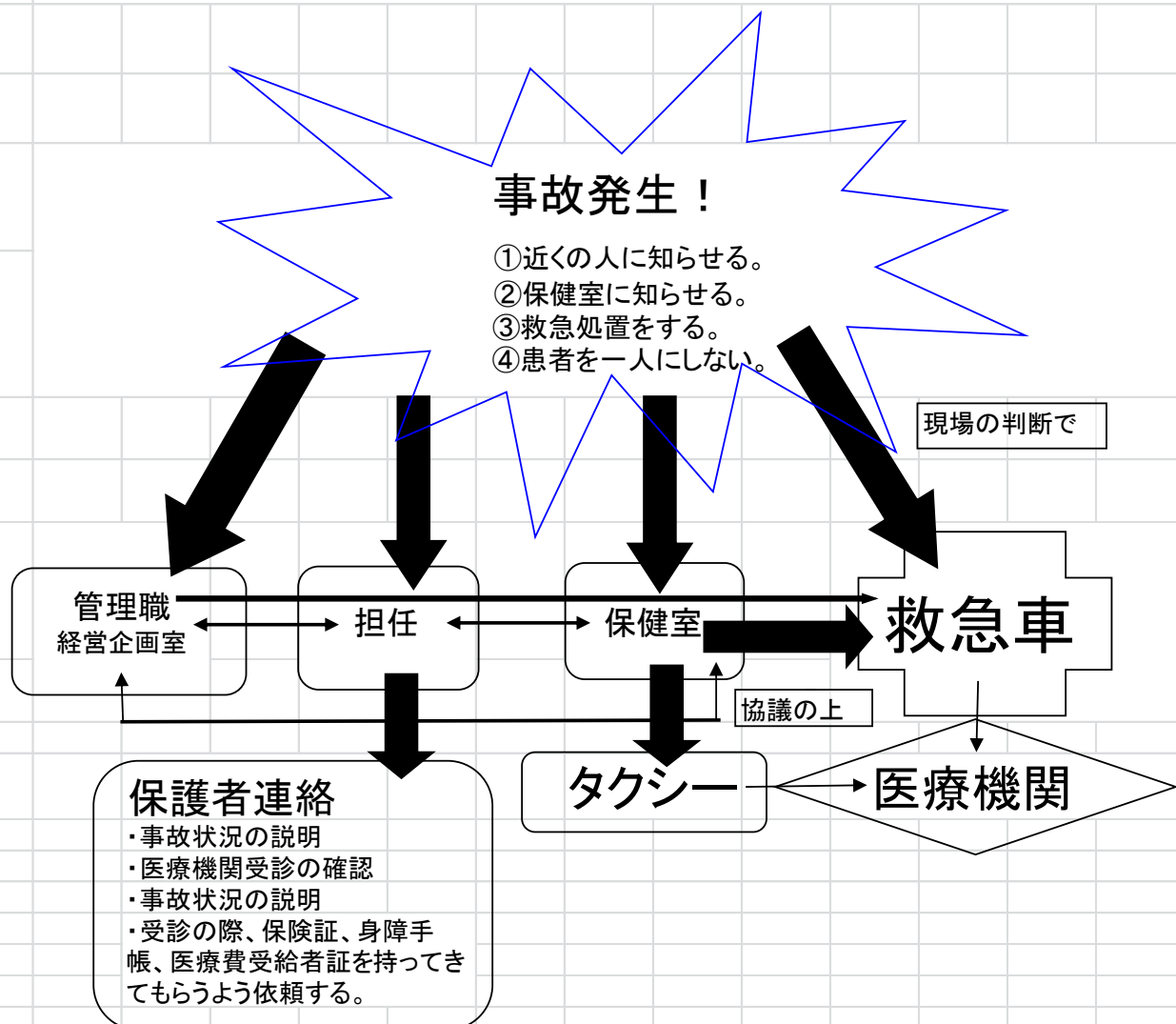
不審者侵入時の教職員の役割分担

役割	担当者	対応場所
全体指揮	校長	校長室・職員室 (本部)
学校110番による警察との対応	副校長()	B高職員室、A職員室
校内放送	経営企画室長()	
避難誘導・安全確保	学級担任・授業担当者	各教室・校庭
不審者への対応 (本部召集)	経営企画室()() 技能主事 副校長() 生活指導SB部員()()()() 教員(児童・生徒の掌握に必要な者以外は全員)	経営企画室前 校舎内
不審者の状況、場所の 連絡及び放送	* 不審者の状況把握、随時110番通報、 本部連絡(携帯) 副校長() ※不審者の居場所を緊急放送で全体に伝える。 生活指導主任()()()	校舎内外 職員室(本部)
保護者や関係諸機関 からの電話対応・記録	経営企画室() 副校長() 生活指導SB部()	職員室 経営企画室
応急手当・医療機関 と対応	養護教諭()()()	保健室 校内
不審者確保後の安否 確認	・全体掌握・・・副校長() ・教員への指示・・・生活指導主任() ・安否確認 A小()、A中()、A高() B小()、B中() B高1()、B高2()、B高3() ・校内巡視・・・生活指導部 A1階() A2階() A3階() B1階() B2階() B3階()	校内 校内
保護者への連絡 (訓練時はなし)	各学部の電話連絡(メール)係 (東海地震の地震防災強化地域判定会招集時に準ずる)	各職員室
スクールバス会社との 連絡	生活指導SB部員 ()()	A・B小中職員室
機動的に対応 (本部召集)	・教務主任() ・コーディネーター() ・進路専任()()	本部(B高職員室) 本部(A職員室)
外部来客者の校舎敷地 内への立ち入りを止める (本部召集)	・経営企画室() ・コーディネーター()	校門
緊急車両、警察の誘導 (本部召集)	・経営企画室() ・特別支援教育推進部()()	校門

不審者侵入時の指揮・連絡 系統



3 校内事故発生時マニュアル



<医療機関受診後>

担任または発見者は「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の手続きを行う。
(初診から治癒までの医療費総額が5000円(500点)以上が対象)

<担架の設置場所>

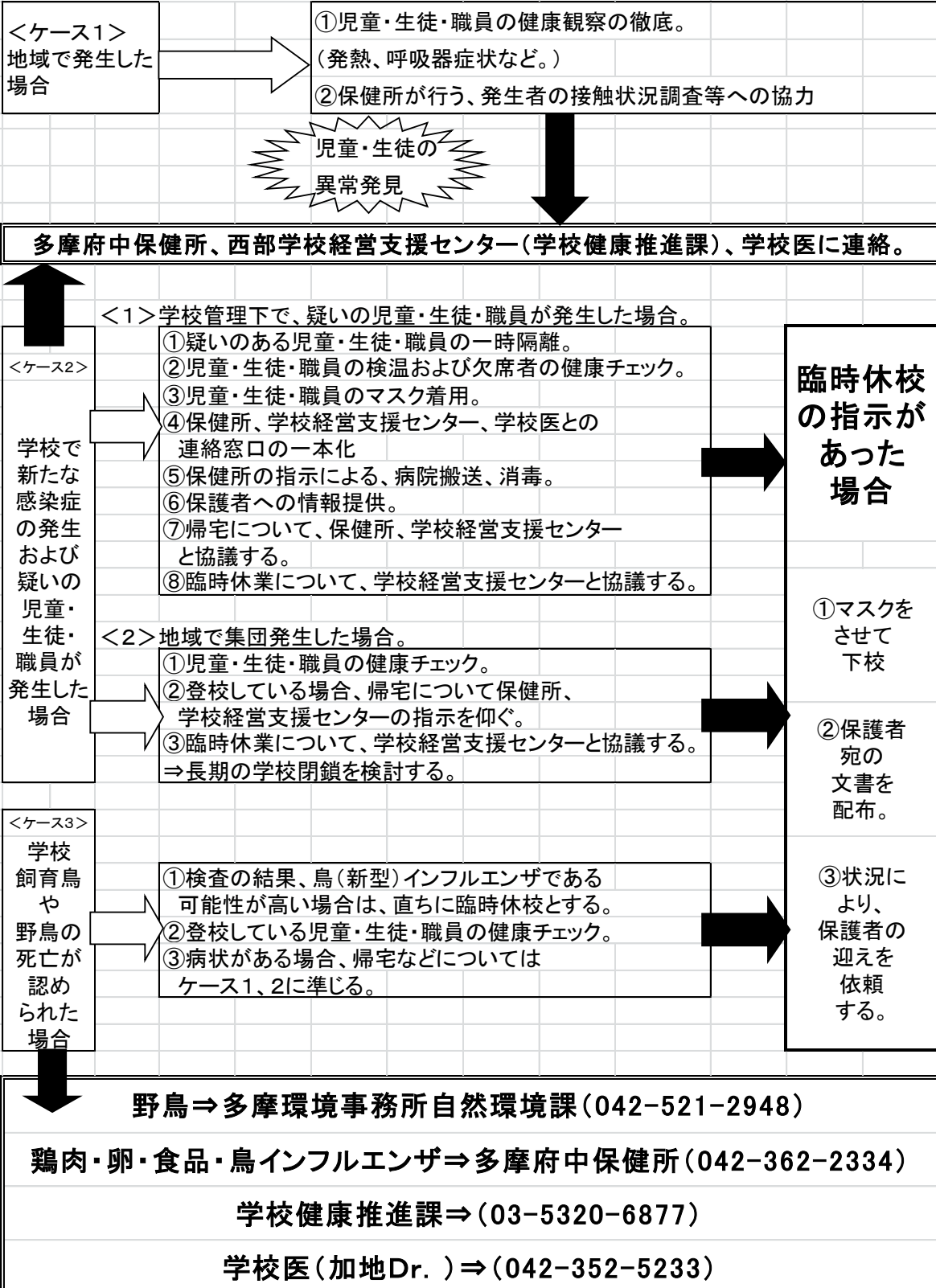
①プール ②体育館 ③保健室

<その他>

- ① 校外に出る時は救急バックを持参して下さい。
- ② 緊急連絡先・服薬等の変更及び身体状況の変化については連絡をください。
- ③ 養護教諭不在時の保健室利用時は、児童・生徒を一人で休養させることのないように注意し、傷病の記録に記入してください。
- ④ 児童・生徒の服薬は、飲ませ違いや飲ませ忘れないように気をつけてください。服薬後の空袋は、子どもが持参した容器に入れて持ち帰らせてください。
- ⑤ 児童・生徒のトイレ介助、汚物、出血の処理には、使い捨て手袋を使用してください。
素手に汚物、吐物、血液がついた場合は、流水で洗い流しウェルパスで消毒してください。
汚物、吐物、血液などの処理に使用した雑巾等は廃棄してください。

4 感染症発生時の対応マニュアル

新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、SARS等の新たな感染症発生時の対応について、以下の通り対応することとする。



5 緊急時における救急搬送マニュアル

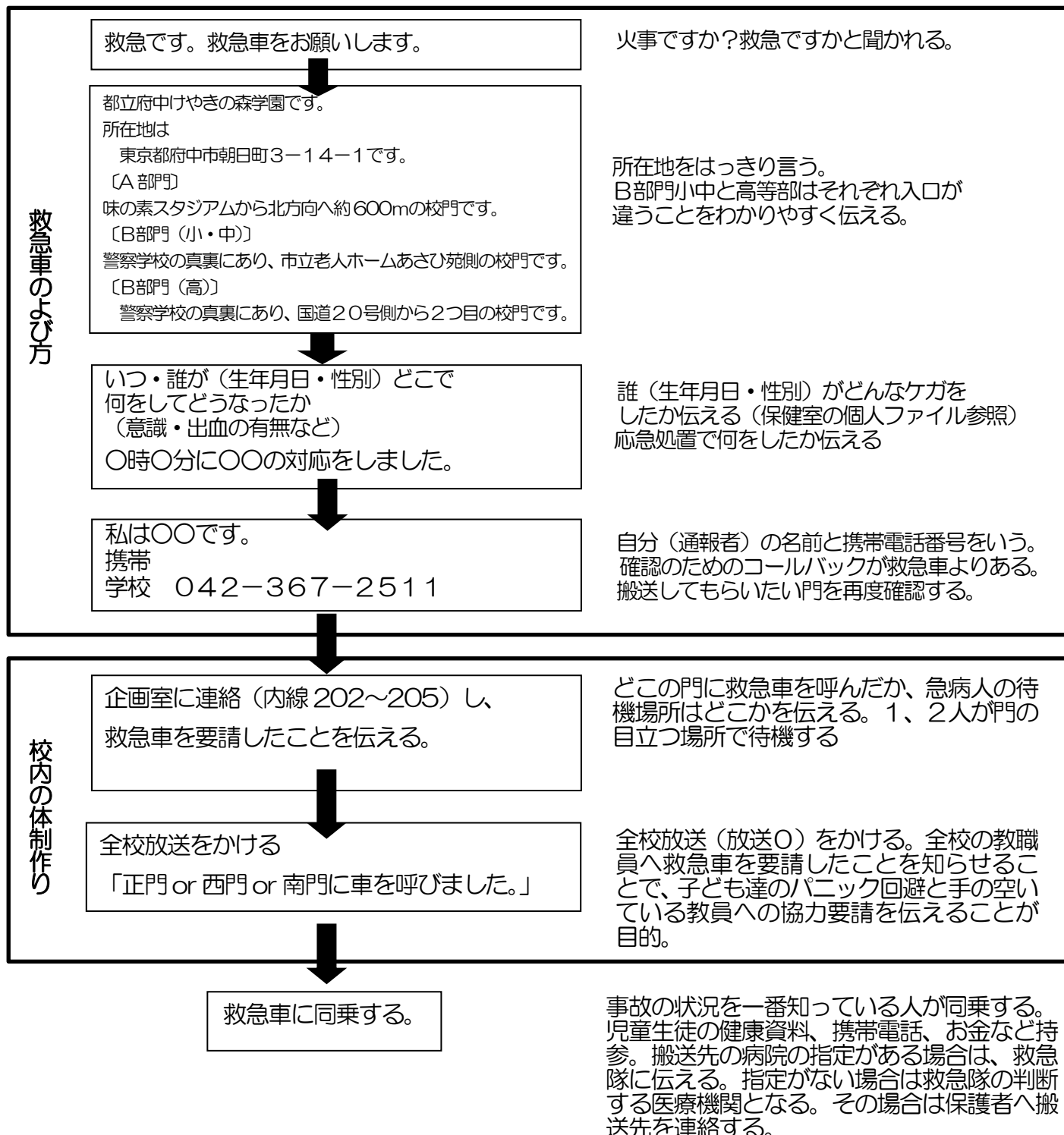
救急車要請の判断は、養護教諭を中心として行い、決定は管理職が行う

担任顧問は救急車要請と同時に保護者へ連絡し、搬送先の病院について指定があるか確認する。

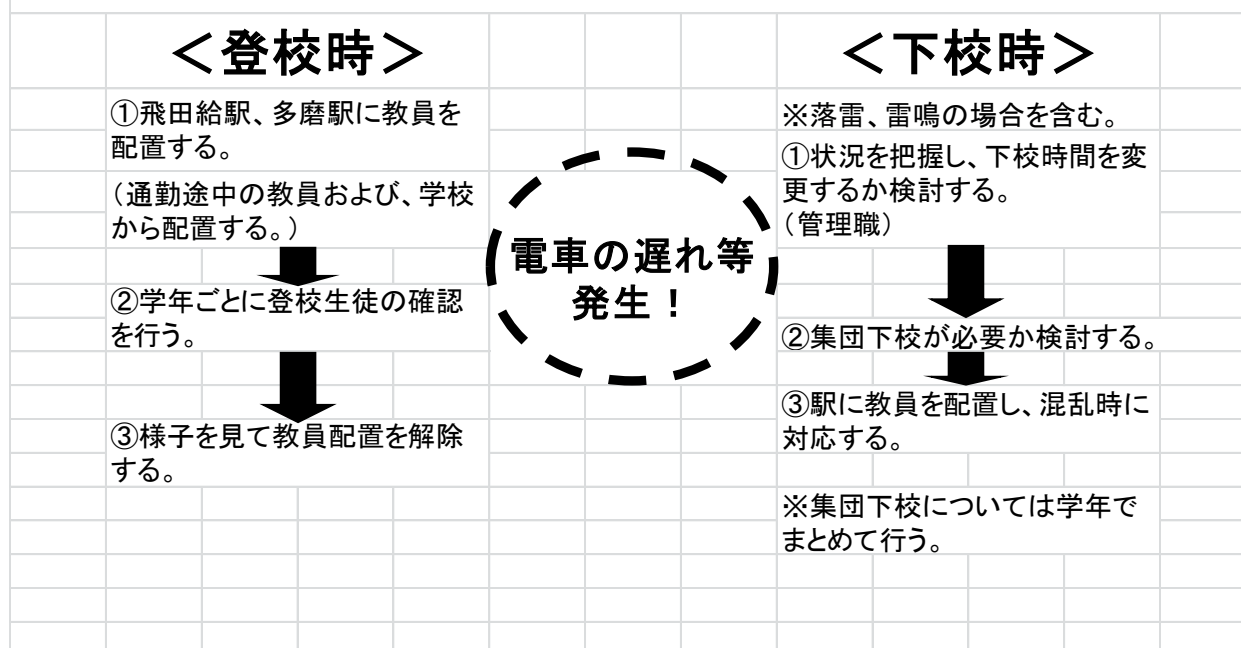
簡潔にはっきりと以下の点を119番に伝える。

伝えること、すること

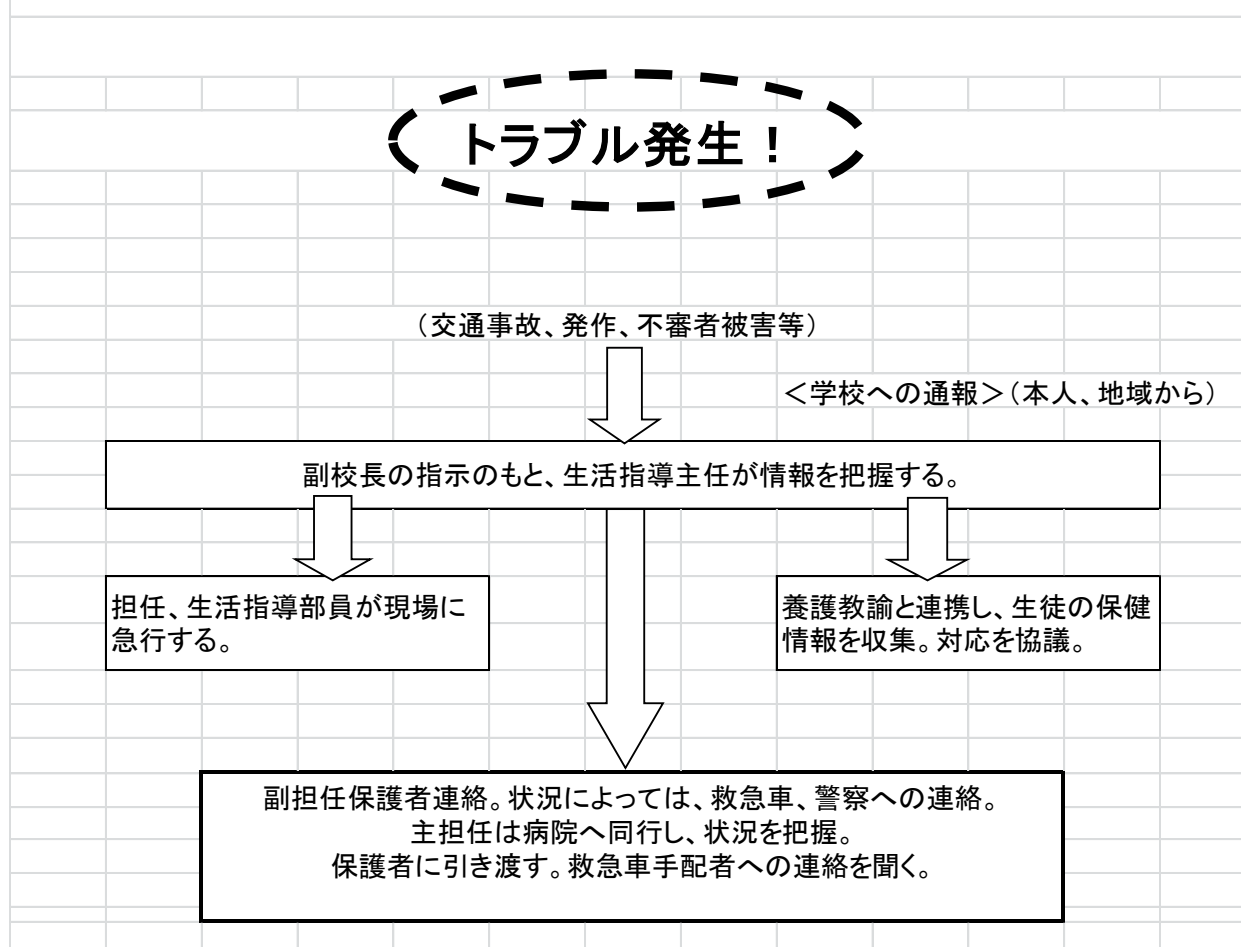
留意点



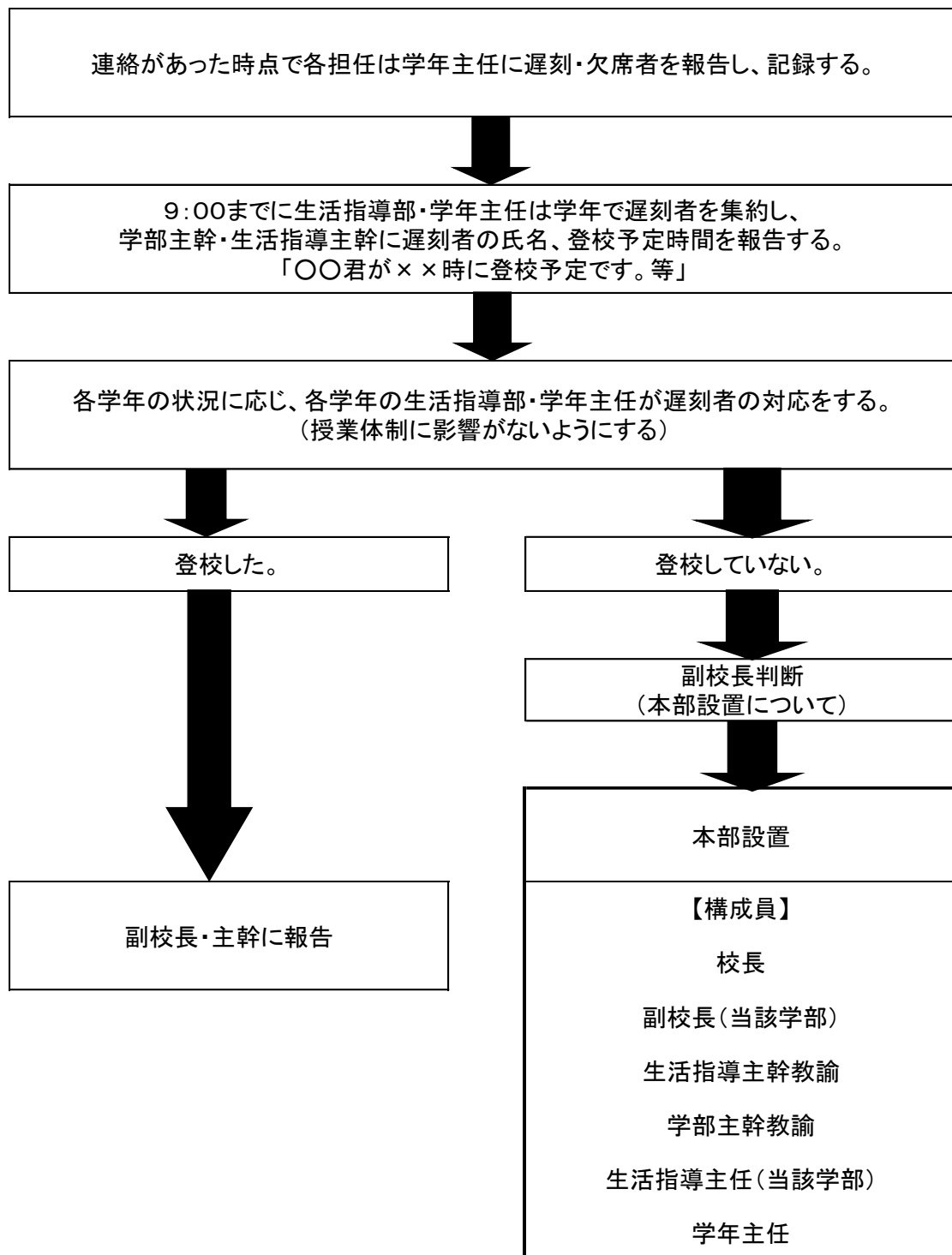
6 交通機関(JR等)の遅れ等があった場合



7 登下校途中でトラブルが発生した場合

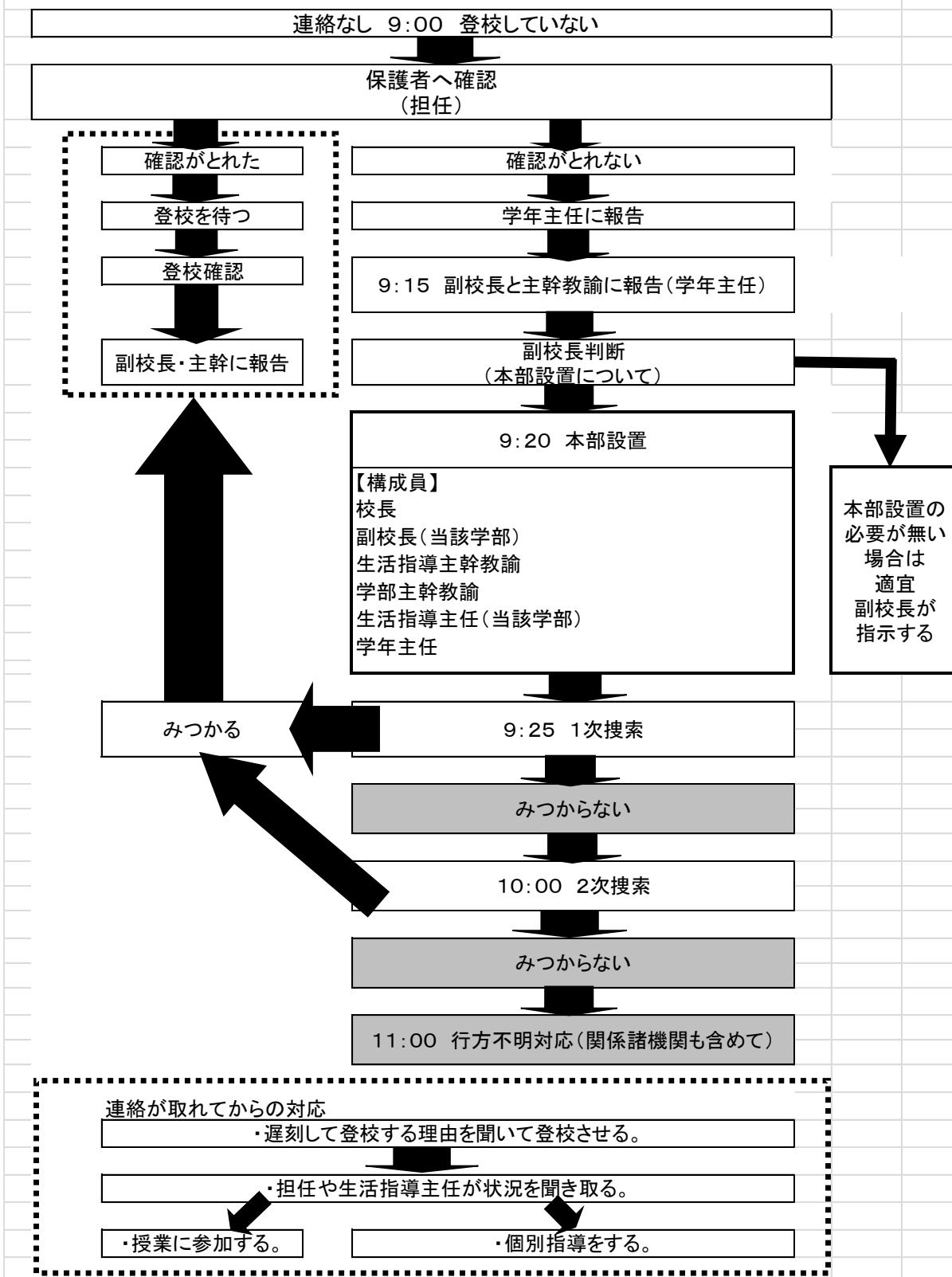


8-(1) 登校していないケースの対応(連絡あり)

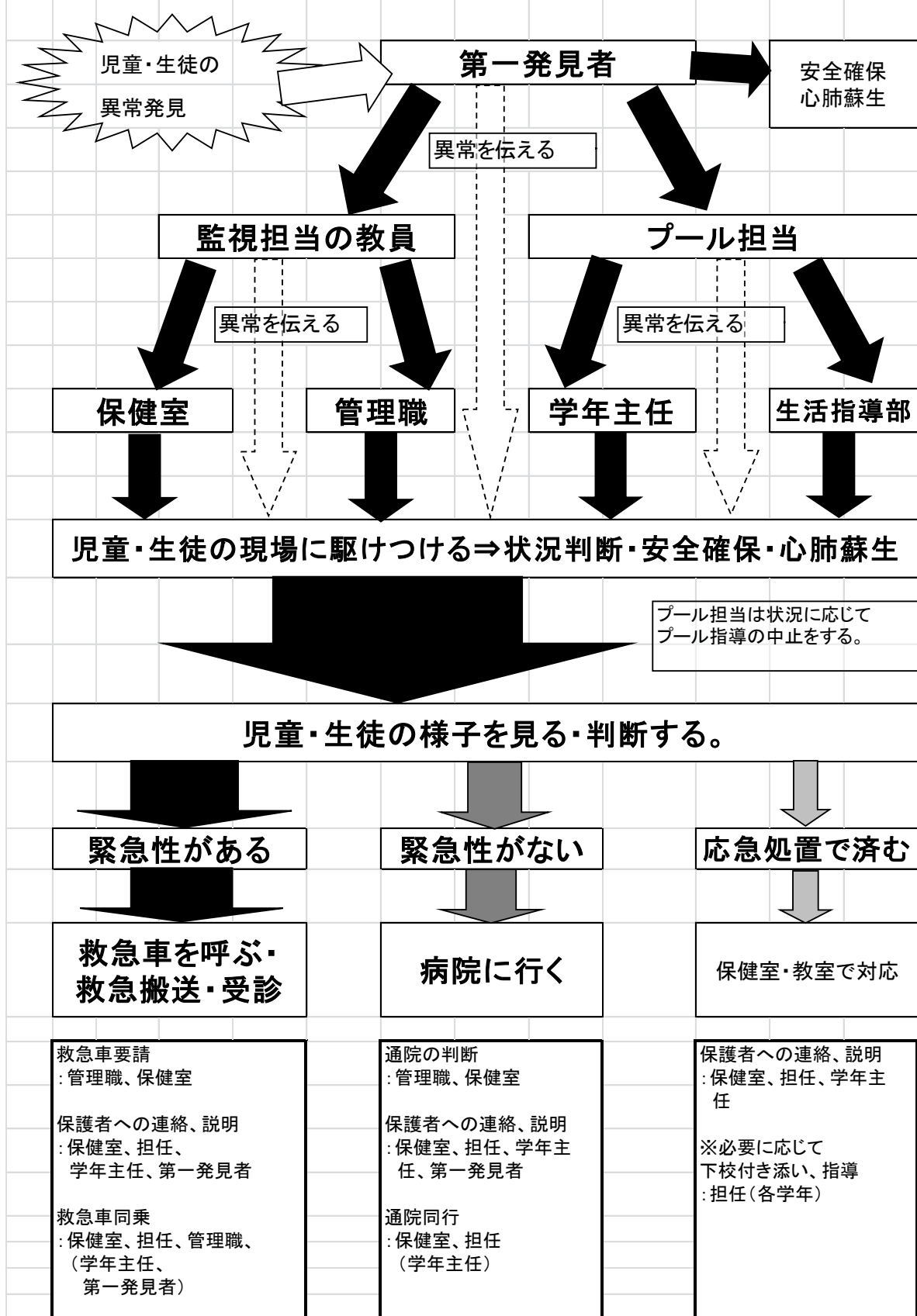


※登校していない対応のケースに準じる。

8-(2) 登校していないケースの対応(連絡なし)

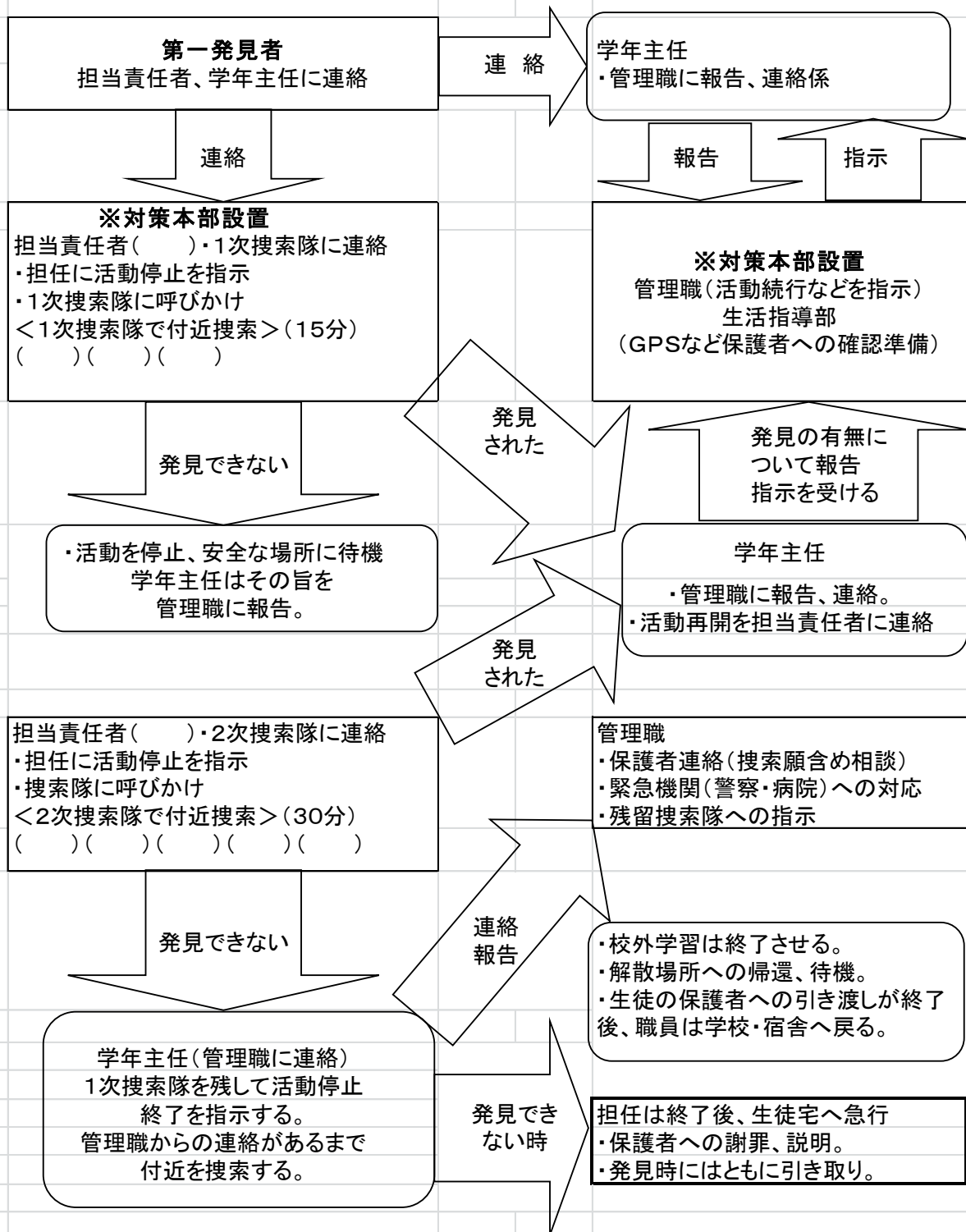


9 水泳指導中の緊急マニュアル



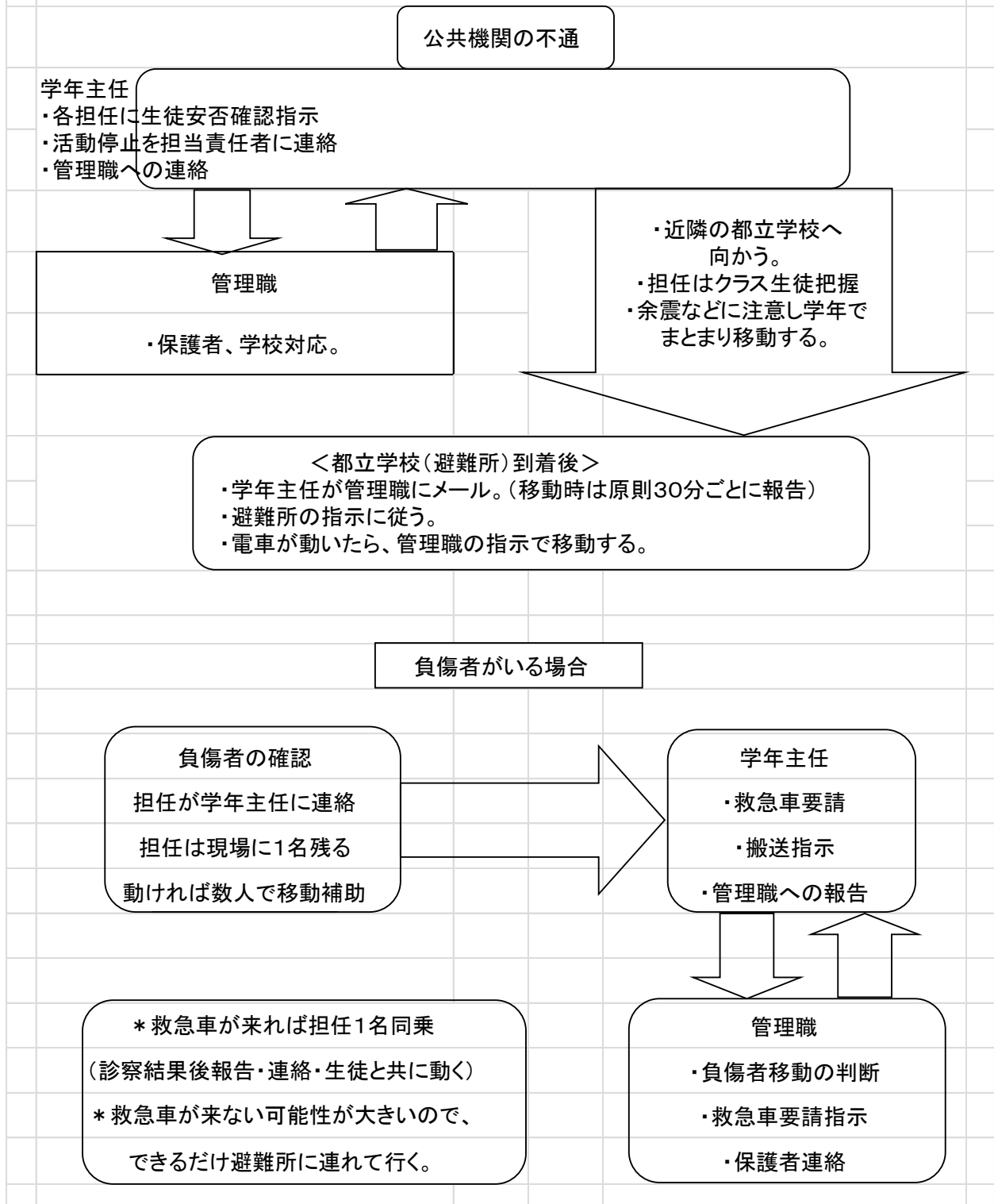
10 校外学習時の救急体制について

(1) 行方不明などの発生



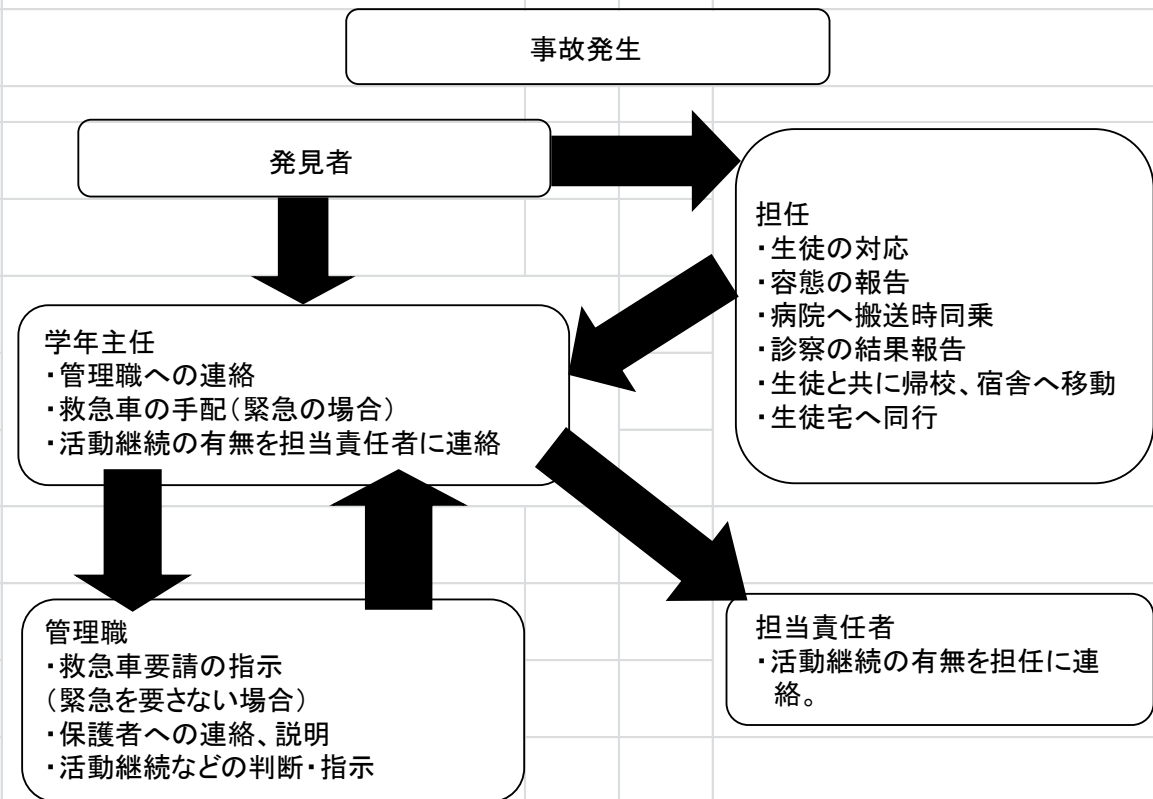
10 校外学習時の救急体制について

(2) 地震発生など(公共機関が動かない・帰宅できない場合)



10 校外学習時の救急体制について

(3) 事故・怪我・発作・食中毒の対応



<緊急機関名①(警察署など)>

住所

電話

<避難時の都立学校名1>

住所

電話

<緊急機関名②(消防署など)>

住所

電話

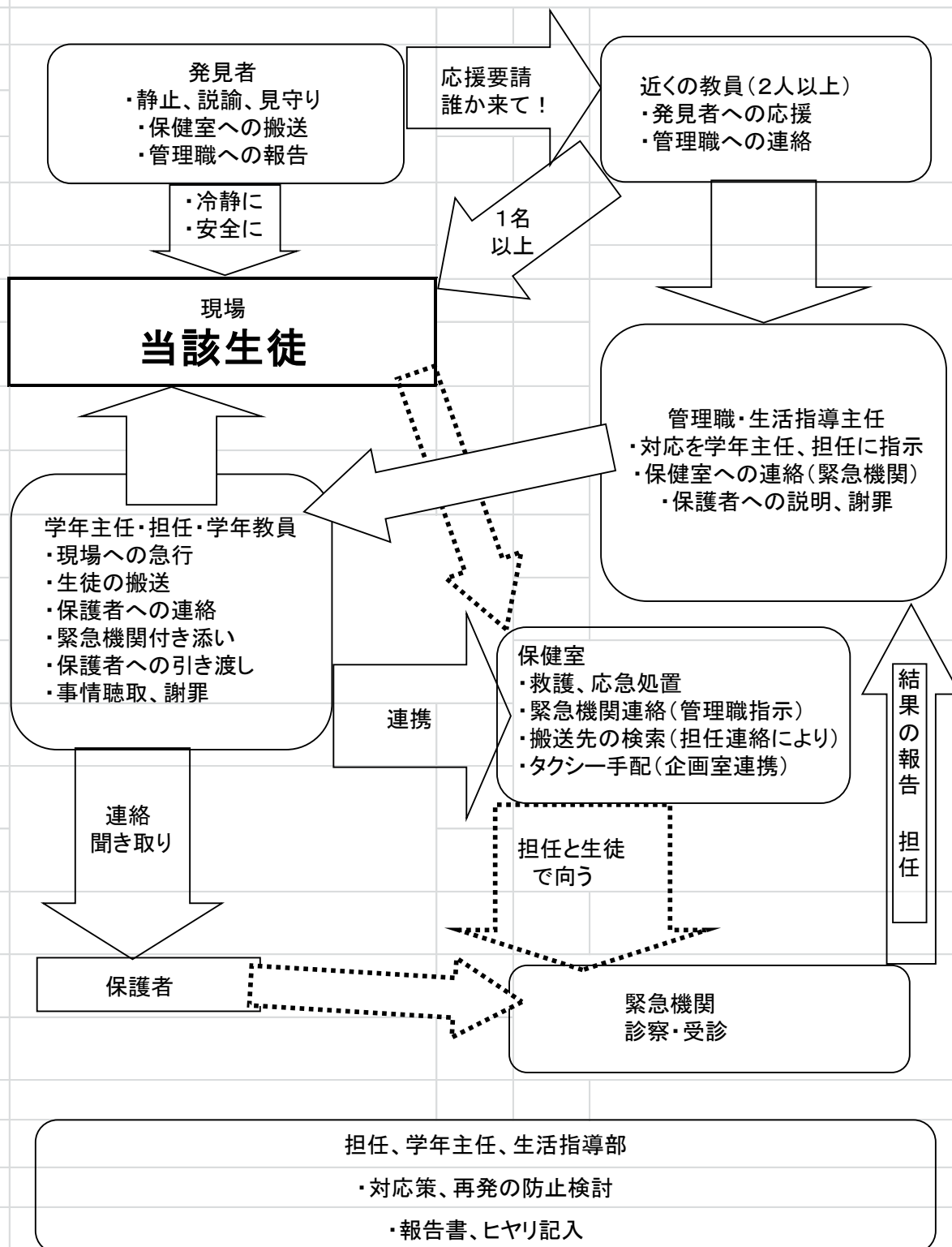
<緊急機関名③(病院など)>

住所

電話

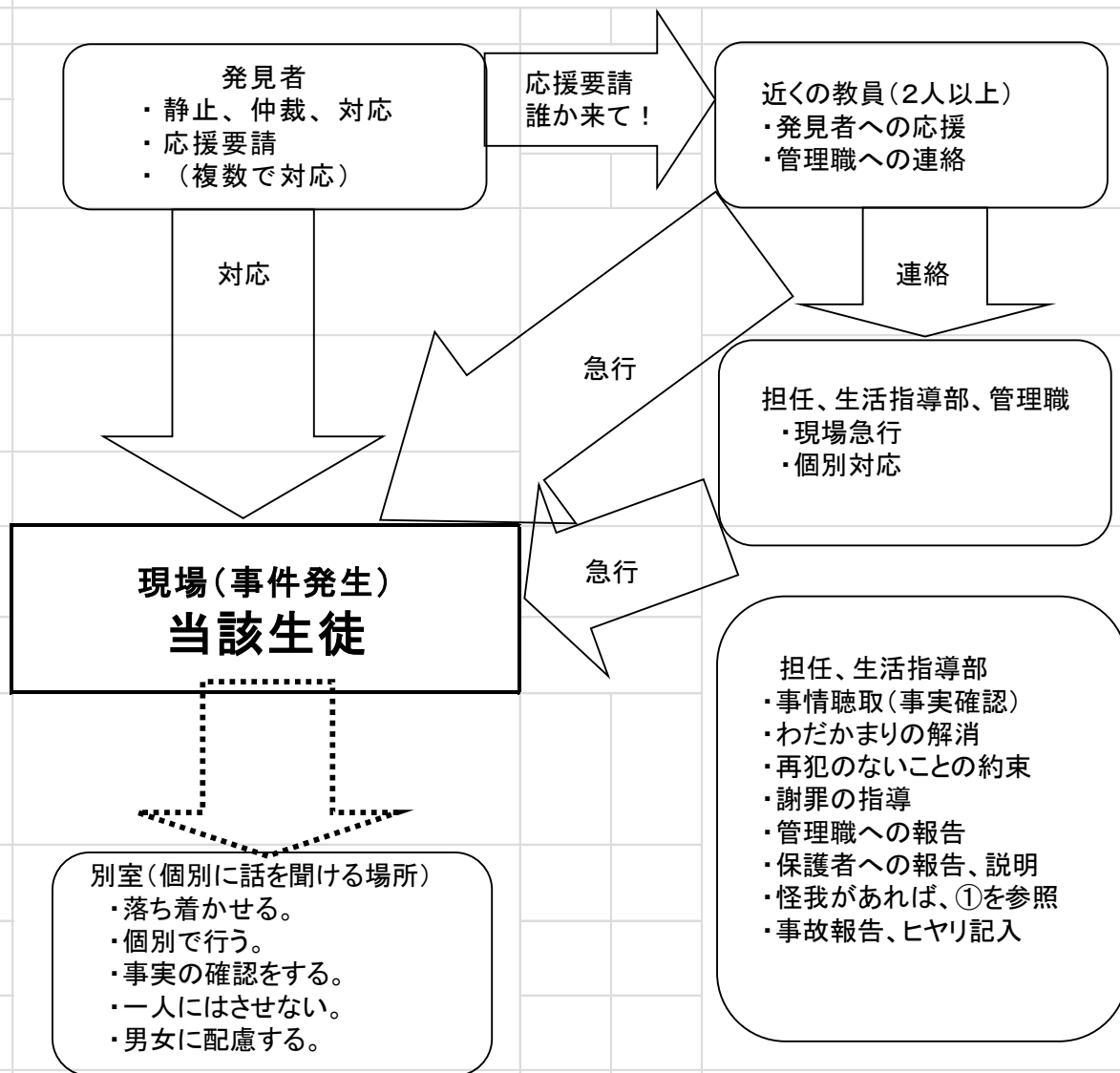
11 校内の問題行動の対応方法

(1) 暴力・傷害などによる緊急事故 (命に関わる事故・首から上部の怪我・出血・変形など)



11 校内の問題行動の対応方法

(2) 暴力行為・喧嘩・器物破損の対応方法

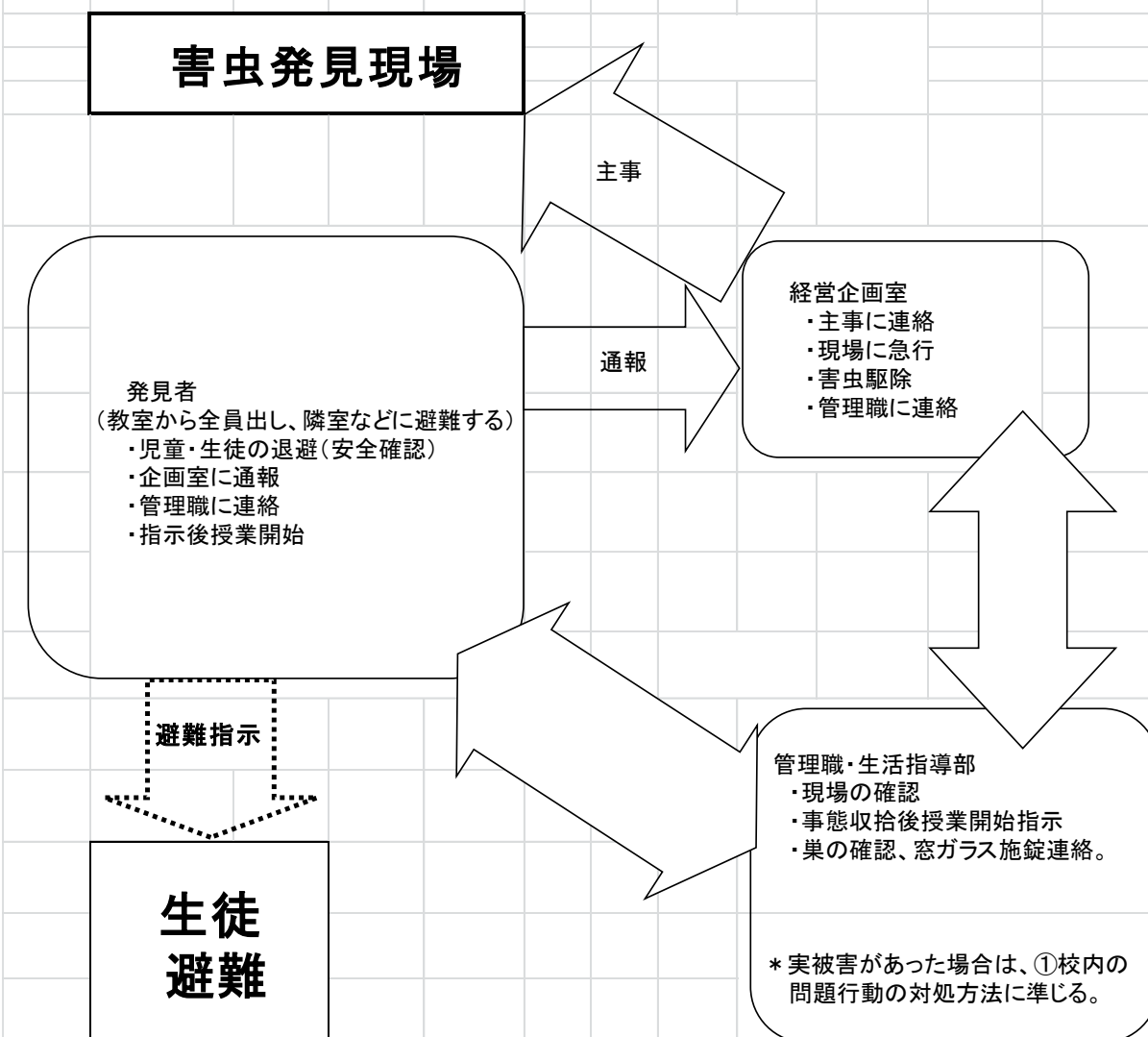


配慮事項

- ・ 特定の生徒、教員への繰り返しが無いよう、原因の究明をする。
- ・ 危険物(凶器など)は速やかに出させる。
- ・ 必ず、事実の確認をすること。認め、反省するまでは個別対応。
- ・ リストカットなどは過度に反応せず、冷静に促し対応する。

(特に、叱責は厳禁!! 当該生徒の精神的な背景の把握に努める。)

12 害虫(スズメバチなど)発見時の対応



担任、教科担任(発見者)	経営企画室	管理職・生活指導部
・授業中断、児童・生徒の退避。 ・児童・生徒の安全確認。 ・経営企画室に通報。 ・管理職に連絡。 ・安全が確認されたら授業開始。	・主事室に連絡。 ・管理職に連絡。 ・現場に急行。 ・害虫駆除。 ・駆除確認。 ・巣があれば業者依頼。	・事態の確認 ・児童・生徒の安全確認。 ・安全確認。 ・授業開始指示。 ・巣の確認、施錠指示。

13 雷・光化学スモッグ警報

雷鳴・落雷・警報発令

発見者

管理職・生活指導主任

教員

生徒の把握
安全確認
屋外活動中の人に連絡
(生活指導部)

生徒

屋内退避
待機

放送指示

放送

指示があるまで校内
にいること。

雷鳴、落雷収束

光化学スモッグ警報解除の際

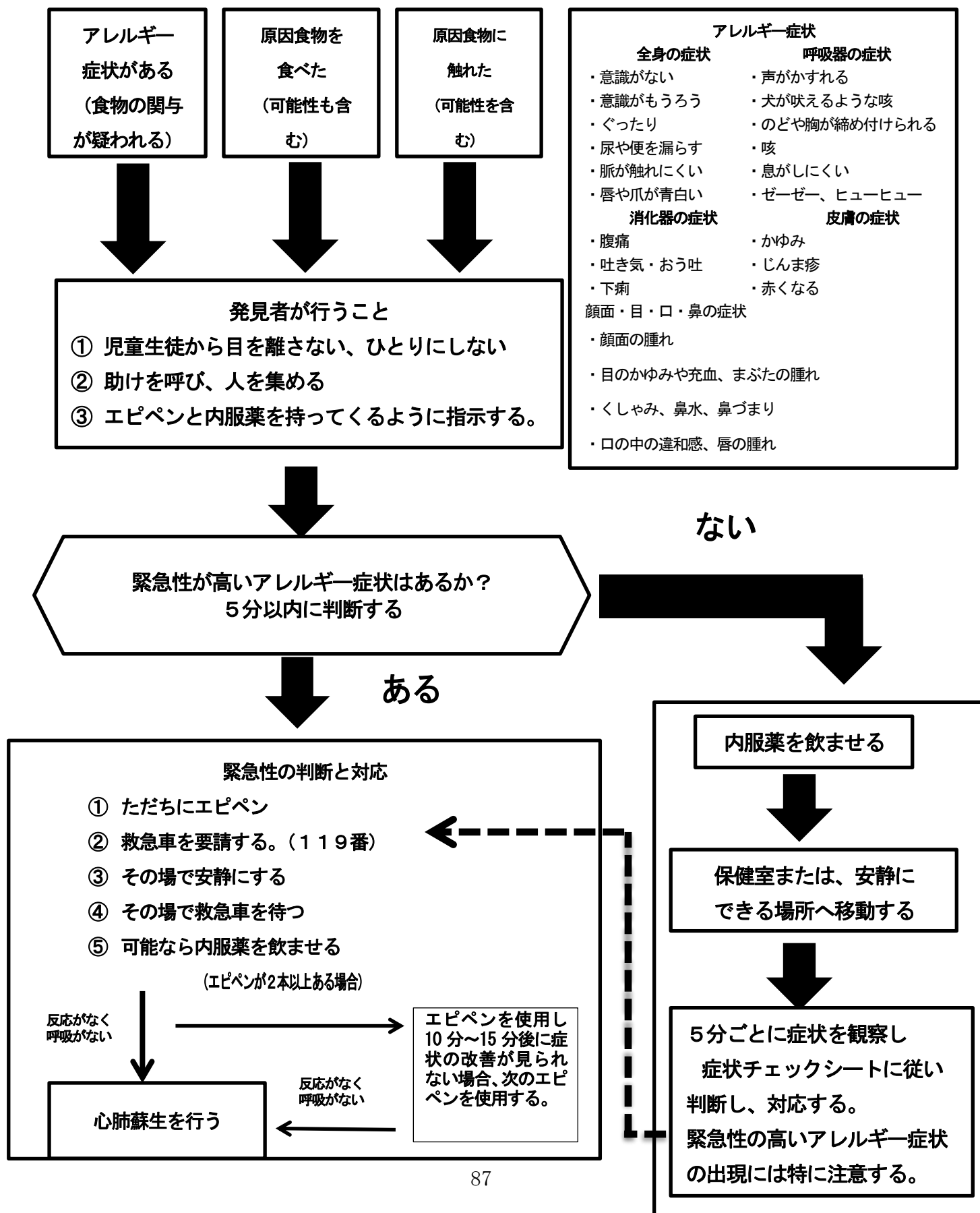
管理職判断(屋外活動是非)

放送指示⇒生活指導主任

* 解除の放送(〇)

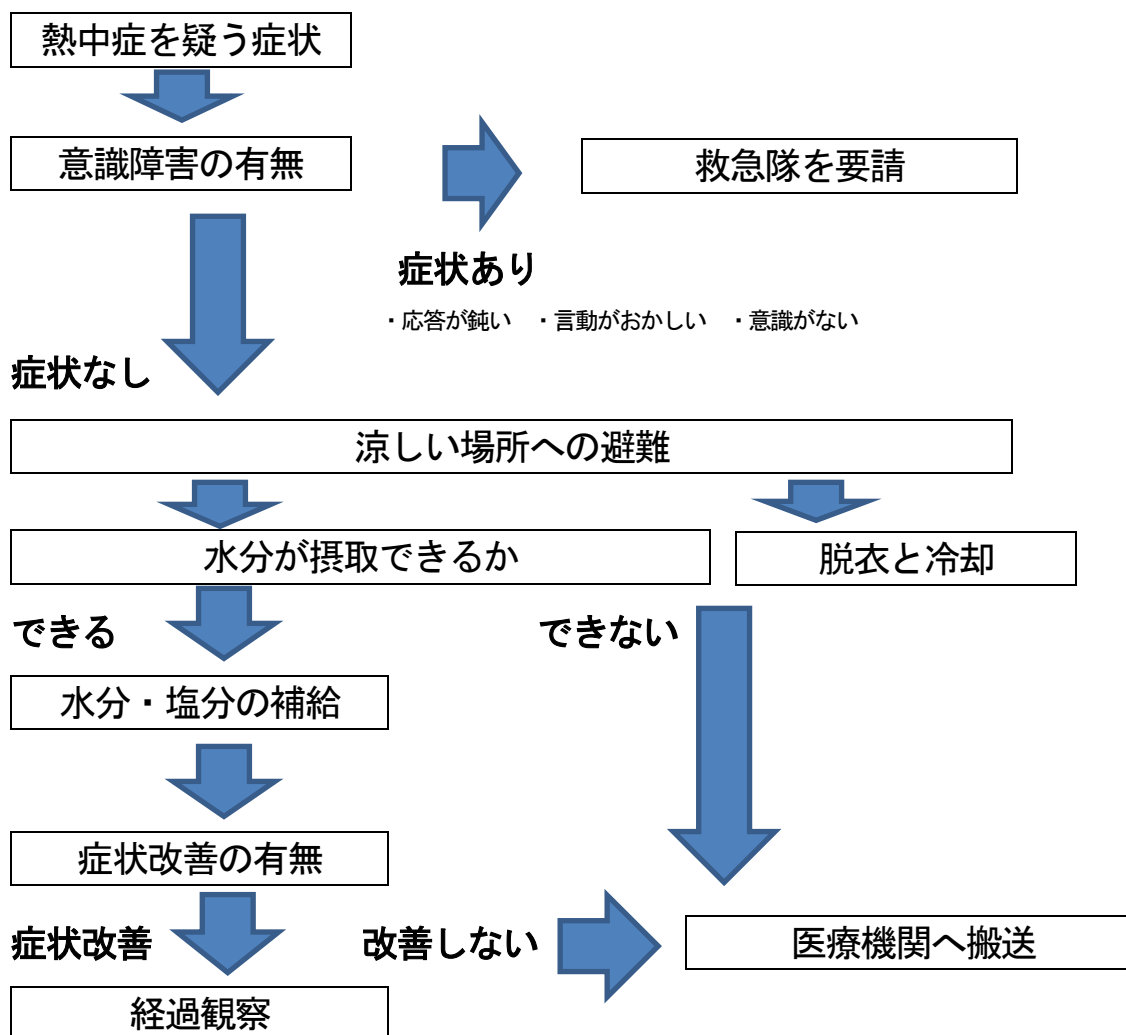
1 4 食物アレルギーの救急体制マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



15 熱中症対策マニュアル

熱中症時の対応



熱中症特別警戒アラート

- ・発令の条件：都内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に、前日の午後2時頃に発表される。
- ・本校の対応として本アラートが発令された翌日は児童・生徒の健康に係る重大な被害が生じる恐れがあるため、学校は原則休校とする。

熱 中 症 予 防 指 針			東京都立府中けやきの森学園	
日常生活		WBGT	運動（運動部含む）	
すべての生活活動でおこる危険性		31℃以上 危険	原則中止	
高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。			皮膚温より気温のほうが高くなり、体から熱を逃すことができない。 特別の場合以外は運動は中止する。	
すべての活動の中止			すべての運動の中止	
すべての生活活動でおこる危険性		28℃以上 嚴重警戒	激しい運動は中止	
外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。			熱中症の危険が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、積極的に休息をとり水分補給を行う。 体力の低いもの、暑さになれていないものは運動中止。	
校外歩行、作業学習（屋外）等の中止			持久走等（体育、部活等）の中止	
中等度以上の生活活動でおこる危険性		25℃以上 警戒	積極的に休息	
運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。			熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、水分補給をする。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。	
強い生活活動でおこる危険性			積極的に水分補給	
一般的に危険性は少ないが激しい運動や重労働には発生する危険性がある。		21℃以上 注意	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようする。	
			適宜水分補給	
			通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	
		21℃以下 ほぼ安全	参考：東京都教育委員会 体育・スポーツ活動中の熱中症予防マニュアル 厚生労働省 職場における熱中症予防対策マニュアル 日本生気象学会 日常生活における熱中症予防指針	

VI 安全教育 全体計画

令和8年度 東京都立府中けやきの森学園 安全教育 全体計画



VII 学校安全計画 年間指導計画

東京都立府中けやきの森学園

[illegible]

Ⅷ 防災訓練実施計画

令和8年度 東京都立府中けやきの森学園月例防災訓練実施計画

回数	想定	実施予定日	実施内容（予定）
第1回	火災① 場所：南棟	令和8年 4月27日（月） 9:45～	・火災発生時の児童・生徒の防護、避難誘導等など必要な対処に慣れる訓練を実施。 ・火災発生時の避難ルートを確認、選択し避難。 ・児童・生徒に火災時の避難方法について指導。 ※初期消火の訓練を実施。
第2回	地震①	令和8年 5月29日（金） 9:45～ ※防災委員会と同日 ※保護者希望参加型	・地震発生時の対処について実際（緊急地震速報）を想定した行動訓練を実施。 ・地震による通行不能場所を設定し、1次避難場所への避難。 ・児童・生徒に地震発生時の避難方法について指導。 ・避難訓練参加希望の保護者を募り、来校時を想定し実施する。
第3回	火災② 場所：東棟	令和8年 6月16日（火） 9:15～	・事前に火災発生場所、避難場所を公表せずに訓練を実施。 ・火災発生時の避難ルートを確認、選択し避難する。 ※火災発生時の消防署への通信訓練を実施。（消防署との連携） ※初期消火の訓練を実施。
第4回	水害	令和8年 7月9日（木） 9:15～	・竜巻および突風発生時を想定した訓練を実施。 ・屋内、屋外での活動中における安全確保について指導。 ・屋内待機時の確実な安否確認の実施。
第5回	地震②	令和8年 9月25日（金） 13:30～ ※引き渡し訓練も実施	・大規模地震発生時の対処について、児童・生徒の保護者への引き渡しまでを想定した訓練を実施。 ・学校から保護者へ児童・生徒の安否情報、引取り要請等の情報を流す。 ※保護者との通信訓練、校庭を駐車場として活用した引渡し訓練の実施。
第6回	火災③ 場所：西棟	令和8年 10月14日（水） 9:45～	・事前に火災発生場所、避難場所を公表せずに訓練を実施。 ・火災発生時の避難ルートを確認、選択し避難する。 ※初期消火の訓練を実施。
第7回	地震③	令和8年 11月19日（木） 10:30～ ※ブラインド訓練	※ブラインド訓練（日にちのみの公表、教職員への実施案周知なし） ・事前に地震発生時刻、通行不能場所、避難場所を公表せずに訓練を実施。 ・地震発生時の避難ルートを確認、選択し避難する。 ※避難行動中に再度緊急地震速報を流すなどの取組も実施。 ※避難困難の児童・生徒対応、救助訓練の実施。
第8回	火災④ 場所：南棟	令和8年 12月4日（金） 9:15～	・事前に火災発生場所、避難場所を公表せずに訓練を実施。 ・火災発生時の避難ルートを確認、選択し避難する。 ※避難困難の児童・生徒対応、救助訓練の実施。 ※初期消火の訓練を実施。
第9回	地震・火事 場所：給食室	令和9年 1月21日（木） 9:45～ ※防災委員会と同日	・地震発災後、校内での火災発生を想定した避難訓練を実施。 ・地震・火災発生時の避難ルートを確認、選択し避難する訓練を実施。 ・生徒付きの教員より救護の要請に対応する訓練を実施。 ※安全な避難経路の選択と安全な避難移動、本部への確実な安否確認の実施。 ※避難困難の児童・生徒対応、救助訓練の実施。
第10回	Jアラート	令和9年 2月16日（火） 13:30～	・「Jアラート」発出時、また近隣への着弾を想定した行動訓練を実施。 ・屋内、屋外での活動中における安全確保について指導。 ・屋内待機時の確実な安否確認の実施。 ・着弾後の対応の訓練の実施。
第11回	地震④	令和9年 3月1日（月） 10:30～	・事前に通行不能場所、避難場所を公表せずに訓練を実施。 ・年間の取組の総評を行う。 ※避難困難の児童・生徒対応、救助訓練の実施。 ※生徒の代表による感想等。

IX 関係機関

番号	警察関係	電話	ファクシミリ	住所
1	府中警察署	042-360-0110		〒183-0055 府中市府中町1-10-5
2	調布警察署	042-488-0110		〒182-0022 調布市国領町2-25-1
3	三鷹警察署	0422-49-0110		〒181-0012 三鷹市上連雀8-2-36
	消防関係	電話	ファクシミリ	住所
1	府中消防署	042-366-0119	042-360-7502	〒183-0056 府中市寿町1-5
2	府中消防署分梅出張所	042-368-0119	042-360-7757	〒183-0033 府中市分梅町5-9-7
3	府中消防署朝日出張所	042-363-0119	042-361-9691	〒183-0003 府中市朝日町3-13
4	府中消防署是政出張所	042-365-0119	042-361-9692	〒183-0014 府中市是政2-12-5
5	府中消防署栄町出張所	042-364-0119	042-360-7754	〒183-0051 府中市栄町3-1-4
6	調布消防署	042-486-0119	042-488-0573	〒182-0034 調布市下石原1-16-1
7	調布消防署深大寺出張所	042-484-0119	042-487-9682	〒182-0012 調布市深大寺東町5-25-11
8	調布消防署国領出張所	042-483-0119	042-487-9681	〒182-0022 調布市国領町4-22-5
9	調布消防署つつじヶ丘出張所	042-482-0119	042-487-9680	〒182-0006 調布市西つつじヶ丘3-8-3
10	三鷹消防署・本署	0422-47-0119	0422-48-3452	〒181-0004 三鷹市新川6-28-14
11	三鷹消防署下連雀出張所	0422-49-0119	0422-48-0119	〒181-0004 三鷹市下連雀4-15-28
12	三鷹消防署大沢出張所	0422-32-0119	0422-33-0119	〒181-0004 三鷹市大沢3-9-17
13	三鷹消防署牟礼出張所	0422-46-0119	0422-48-0002	〒181-0004 三鷹市牟礼2-6-17
14	狛江消防署	03-3480-0119	03-3430-0119	〒201-0003 狛江市和泉本町1-23-10
15	狛江消防署猪方出張所	03-3488-0119	03-3430-1662	〒201-0015 狛江市猪方2-5-16
	児童相談所	電話	ファクシミリ	住所
1	多摩児童相談所	042-372-5600	042-373-6200	多摩市諏訪2-6(府中、調布)
2	世田谷児童相談所	03-5477-6301	03-5477-6300	世田谷区桜ヶ丘5-28-12(世田谷、狛江)
3	杉並児童相談所	03-5370-6001	03-5370-6005	杉並区南荻窪4-23-6(武蔵野、三鷹)
4	小平児童相談所	042-467-3711	042-467-5241	小平市花小金井1-31-24(小金井)
	家庭支援センター	電話	ファクシミリ	住所
1	世田谷区子ども家庭支援センター	03-5432-2915	03-5432-3034	世田谷区世田谷4-22-33 区役所第3庁舎
2	武蔵野市子ども家庭支援センター	0422-55-9002	0422-51-9417	武蔵野市緑町2-2-28 市役所3階
3	三鷹市子ども家庭支援センターのびのびひろば	0422-40-5925	0422-76-6819	三鷹市下連雀3-30-12 タウンプラザ3階
4	府中市子ども家庭支援センター「たっち」	042-354-8701～2	042-352-2524	府中市宮町1-50 くるる3階
5	調布市子ども家庭支援センターすこやか	042-481-7731	042-481-7734	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
6	小金井市子ども家庭支援センター	042-321-3146	042-321-3190	小金井市貫井北町5-18-18 保健センター1階
7	狛江市子ども家庭支援センター	03-5438-6606	03-3489-5182	狛江市岩戸南3-15-1
	法務局関係	電話	ファクシミリ	住所
1	世田谷出張所	03-5481-7519		世田谷区若林4-22-13合同庁舎2階
2	府中支局	042-335-4753		府中市新町2-44
	各市市役所	電話	ファクシミリ	住所
1	府中市役所	042-364-4111		〒183-8703 府中市宮西町2-24
2	調布市役所	042-481-7111		〒182-0026 調布市小島町2-35-1
3	三鷹市役所	0422-45-1151		〒181-0014 三鷹市野崎1-1-1
4	狛江市役所	03-3430-1111	03-3430-6870	〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5
番号	施設関係	電話	ファクシミリ	住所
1	調布学園	042-483-7611	042-487-1228	調布市富士見町3-18-1
2	二葉学園	042-482-2578	042-480-5200	調布市上石原2-17-7
3	朝陽学園	0422-32-6234	0422-34-1170	三鷹市大沢2-4-1
4	白鳥寮	042-367-8801	042-367-8802	府中市武蔵台1-10-1

	緊急医療機関	電話	ファクシミリ	住所
1	島田療育センター	042-374-2071	042-372-9363	多摩市中沢1-31-1
2	都立多摩療育園	042-366-2311	042-366-4480	府中市西府町4-7-1
3	府中療育センター	042-323-5115	042-322-6207	府中市武蔵台2-9-2
4	国立成育医療センター	03-3416-0181	03-3416-2222	世田谷区大蔵2-10-1
5	杏林大学医学部附属病院	0422-47-5511		三鷹市新川6-20-2
6	武蔵野赤十字病院	0422-32-3111		武蔵野市境南町1-26-1
7	小児総合医療センター	042-300-5111 042-312-8200(予約)		府中市武蔵台2-8-29
8	多摩総合医療センター	042-323-5111 042-323-9200(予約)		府中市武蔵台2-8-29
9	東京慈恵会医科大学附属第3病院	03-3480-1151		狛江市和泉本町4-11-1
10	国立精神神経センター武蔵病院	042-341-2711		小平市小川東町4-1-1
11	榊原記念病院	042-314-3111	042-314-3199	府中市朝日町3-16-1
12	府中恵仁会病院	042-365-1211	042-365-1212	府中市住吉町5-21-1
13	至誠会第二病院	03-3300-0366		世田谷区上祖師谷5-19-1
14	東京都立東大和療育センター	042-567-0222	042-567-0224	東大和市桜ヶ丘3-44-10
15	東京小児療育病院	042-561-2521		武蔵村山市学園4-10-1
16	国立病院機構災害医療センター	042-526-5111		立川市緑町3256
17	心身障害児総合医療療育センター	03-3974-2146	03-3554-6176	板橋区小茂根1-1-10
18	北療育医療センター	03-3908-3001	03-3908-2984	北区十条台1-2-3
19	共済会桜井病院	042-362-5141	042-360-9265	府中市是政2-36
20	多摩府中保健所	042-362-2334	042-360-2144	府中市宮西町1-26-1 府中合同庁舎内
21	東京女子医科大学病院	03-3353-8111		新宿区河田町8-1
22	東京慈恵会医科大学付属病院	03-3433-1111		港区西新橋3-19-18
23	あきやま子どもクリニック	0422-70-5777	0422-79-2111	三鷹市上連雀4-3-3
24	順天堂大学医学部附属順天堂医院	03-3813-3111		文京区本郷3-1-3
25	東京都立小児総合医療センター	042-300-5111		府中市武蔵台2-8-29
26	立川総合病院附属子ども診療所	042-525-6555	042-525-6556	立川市錦町1-23-25
27	桜町病院	042-383-4111		小金井市桜町1-2-20
28	荻原医院	03-3388-5050		中野区江古田2-11-10
29	東京都医療機関案内サービス ひまわり	03-5272-0303		
内科				
1	朝日町クリニック	042-352-5233		府中市朝日町2-28-1
2	調布病院	042-484-2626		調布市下石原3-45-1
3	調布東山病院	042-481-5511		調布市小島町2-32-17
4	多摩川総合病院	042-499-3222		調布市国領町5-31-1
5	北多摩病院	042-486-8111	042-485-2955	調布市調布ヶ丘4-1-1
6	新谷医院	042-361-9419		府中市朝日町2-30-11
7	飛田給内科クリニック	042-497-6380		調布市飛田給1-28-2
整形外科				
1	中島整形外科	042-366-2557		府中市白糸台2-5-5
2	神保整形外科	042-304-1801		小金井市本町5-38-41
3	くまざわ整形外科	042-443-1175		調布市下石原2-32-2
4	いそざき整形外科	0424-82-4919		調布市布田2-51-6-301
5	調布外科医院	042-483-1360		調布市上石原1-4-14

	医療機関	電話	ファクシミリ	住所
	歯科			
1	大地歯科医院	042-365-9693		府中市紅葉丘3-32-9
2	原田歯科クリニック	042-365-2313		府中市朝日町2-27-12
3	藤歯科医院	042-488-4400		調布市小島町2-40-16
4	小島町歯科診療所	042-498-1741		調布市小島町3-68-10
5	飛田給駅前歯科クリニック	042-444-6479		調布市飛田給1-26-7
6	口腔リハビリテーション多摩クリニック	042-316-6211		小金井市東町4-44-19
	耳鼻咽喉科			
1	府中駅前耳鼻科	042-367-4025		府中市寿町1-1-3
2	調布ヶ丘耳鼻科	042-480-6862	042-480-6862	調布市調布ヶ丘2-27-9
3	千葉耳鼻咽喉科クリニック	042-487-6645		調布市布田4-18-1
	眼科			
1	弓狩眼科	042-361-2454		府中市寿町1-4-1
2	むさしの台眼科	042-351-0405		府中市白糸台5-1-1-101
3	調布南口眼科医院	0424-86-0164		調布市小島町2-45-4
4	古沢眼科	042-484-0002		調布市布田1-36-8
	皮膚科			
1	高坂皮膚科	042-486-8915		調布市飛田給1-27-3-A
2	白糸台皮膚科	042-363-1112		府中市白糸台3-2-1-107
3	林クリニック	042-487-3778		調布市布田1-36-8

X 卷末資料

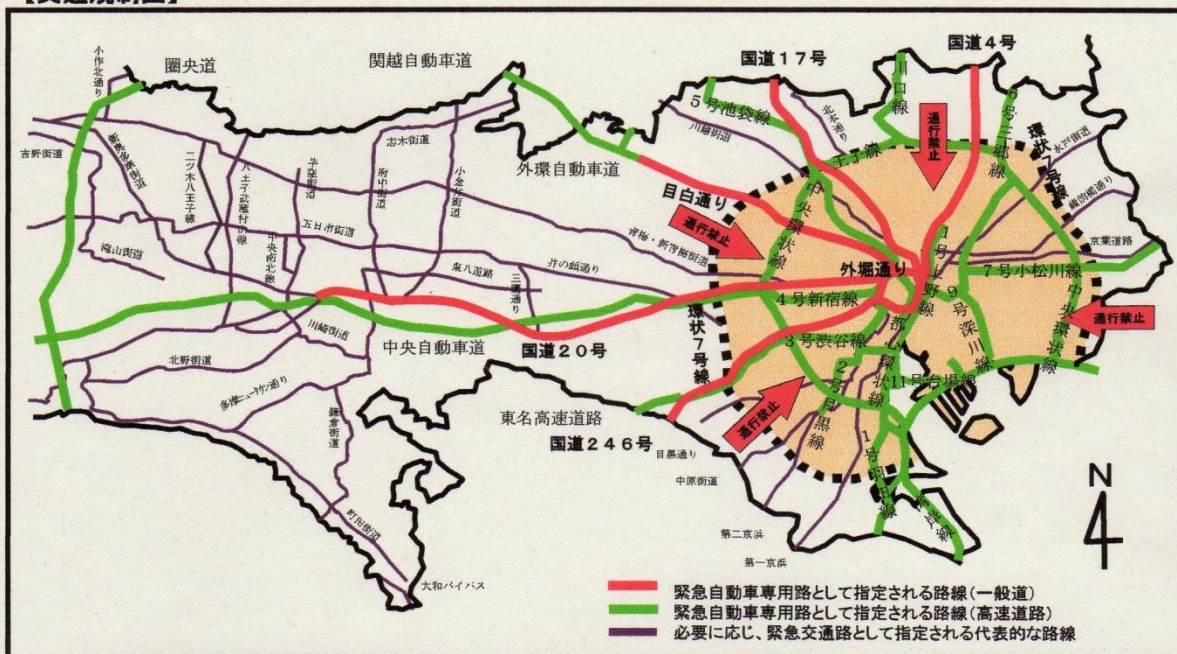
大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に從事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制(第一次交通規制)を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保(第二次交通規制)するものです。

また、大震災には至らない震度5強の地震発生時においても、交通の安全と円滑を図るため、道路交通法に基づく交通規制を実施するものとします。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状7号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状8号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道・白山通りほか)
国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
浅山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制します。

警視庁

大 震 災（震度6弱以上）が 発 生 し た ら ～ 警 視 庁 か ら の お 願 い ～

大震災発生後は、新たに自動車を使用しないでください。

大震災発生時、運転中の方は次のように行動してください。

- 1 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止してください。
- 2 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動してください。
- 3 高速道路を通行中の車は、交通情報板や警察官等の誘導に従って行動してください。
- 4 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意するとともに、環状7号線内側の道路を通行中の車は、速やかに道路外の場所に移動をしてください。
- 5 特に、高速道路を含む7路線（高速道路、国道4号、国道17号、国道20号、国道246号、目白通り、外堀通り）は、発災直後から消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の線路となりますので、速やかに移動をしてください。
- 6 目的地に到着した後は、自動車を使用しないでください。

大震災発生時は、人命救助や消火活動のため、次の交通規制が実施されます。

第一次交通規制

- 1 環状7号線から都心方向への車両の通行が禁止となります。なお、環状7号線は、う回路として通行できます。
- 2 次の路線では、消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の路線となります。

緊急自動車専用路(7路線)

高速道路、国道4号、国道17号、国道20号、国道246号、目白通り、外堀通り

第二次交通規制

- 1 復旧活動等に必要な車両の通行を確保するため、被災状況に応じて「緊急交通路」が指定されます。
- 2 「緊急交通路」では、災害応急対策に従事する車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）以外は通行できません。

緊急交通路として指定される予定路線(38路線)

上記「緊急自動車専用路」の7路線、第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、青梅・新青梅街道、川越街道、北本通り、水戸街道、京葉道路、蔵前橋通り、中央南北線、東八道路、五日市街道、井の頭通り、三鷹通り、小金井街道、府中街道、芋窪街道、三ツ木八王子線、志木街道、新奥多摩街道、吉野街道、滝山街道、町田街道、北野街道、川崎街道、多摩ニュータウン通り、小作北通り、鎌倉街道、大和バイパス、八王子武蔵村山線

災害発生時におけるスクールバスの対応

東京都立府中けやきの森学園			災害（大地震）発生時におけるスクールバスの対応		学 校		情報発信	
スクールバス			保護者		教職員の動き			
登 校 中	交通事情	走行可能	◇学校へ向かって直行する。 ・発生時以降のバス停には止まらない。 ※バスは学校・会社・会社に連絡。会社は学校に連絡。		○学校へ迎えに向かう。		●スクールバスと連絡 学校で受け入れ準備	
		走行不可能	◇コース上の安全な場所に停車し、教職員の到着を待つ。 ※バスは学校・会社・会社に連絡。会社は学校に連絡。		○バスコースをたどって、 スクールバスに向かう。		●到着後、学校へ連絡。 引率・待機を判断する。	
		走行可能	①停車場所が学校から2km未満のとき ・教員引率の下、生徒が学校へ向かった場合、学校に向かったことをバスに掲示する。		乗車前の場合 ○帰宅する		①停車場所が学校から2km未満のとき ・安全な体制が確保でき次第、学校まで生徒を引率する。 学校に向かったことをバスに掲示する。	
		走行不可能	②停車場所が学校から2km以上のとき ・バスの中で保護者への引渡しを準備する。		乗車後の場合		●各家庭への電話連絡	
在 校 中	交通事情	◇震度5強以上の地震が起こった場合、スクールバスは運行しない。 ※震度5強未満の場合にも、状況により校長の判断で運行しない場合もある。	○学校へ迎えに向かう。		●生徒保護 保護者への引渡し準備		＜学校の連絡先＞ 電話① 042-367-2511 電話② 042-367-2508 電話③ 042-367-2512 電話④ 042-367-2513 電話⑤ 042-335-6111 FAX番号 042-369-8476 ホームページ http://www.fuchu-keyaki-sh.metro.tokyo.jp	
下 校 中	交通事情	走行可能	◇運行を継続 ※バスは学校・会社・会社に連絡。会社は学校に連絡。		○バス停で待つ （ヘルパーの場合も同じ）		●スクールバスと連絡 学校で待機	
		走行不可能	◇コース上の安全な場所に停車し、教職員の到着を待つ。 ※バスは学校・会社・会社に連絡。会社は学校に連絡。		○バスコースをたどって、 スクールバスに向かう。		●スクールバスに向かう。 *生徒4名に対し、教員1名を最低基準として派遣。 うち1名は自転車で行く。 *非常用飲料水及び簡易トイレは、バス車内に常に積載している。	
		走行可能	①停車場所が学校から2km未満のとき ・教員引率の下、生徒が学校へ向かった場合、学校に向かったことをバスに掲示する。		①停車場所が学校から2km未満のとき ・安全な体制が確保でき次第、学校まで生徒を引率する。 学校に向かったことをバスに掲示する。		●到着後、学校へ連絡。 引率・待機を判断する。	
		走行不可能	②停車場所が学校から2km以上のとき ・バスで保護者への引き渡しを準備する。 ・午後5時以降は、到着した教職員の判断によって、近隣の指定避難所へ避難する。避難所へ向かったことをバスに掲示する。		②停車場所が学校から2km以上のとき ・午後5時以降は、到着した教職員の判断によって、近隣の指定避難所へ避難する。避難所へ向かったことをバスに掲示する。			

災害時の備蓄食料献立(3日間)

令和8年4月1日現在

令和8年度非常災害時用備蓄食糧

形態	区分	品名	メーカー	製品名	原材料	アレルギー物質 (28品目中)
普通食・後期食	朝食	ライススクッキー	尾西食品	ライススクッキーいちご	米粉(米(新潟県産))、マーガリン、コーンフラワー、砂糖、ライスショートニング(米油)、ストロベリーペースト、コーンスターチ/香料	-
		ブラウنشチュー	ハウスギャパン	LLヒートレスシチュー 温めずにおいしい野菜シチュー	野菜(玉ねぎ、じゃがいも、にんじん)、パーム油、砂糖、デキストリン、トマトペースト、食塩、酵母エキス、玉ねぎエキス、ガーリックペースト、香辛料、増粘剤(加工デンプン、キサンタンガム)、調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤、酸化防止剤(ビタミンC)、香料、香辛料抽出物	-
	昼食	白飯	アルファー食品	安心米 白飯	うるち米(国産)	-
		煮込みハンバーグ	アルファフーズ	美味しい防災食 ハンバーグ煮込み	食肉(豚肉、牛肉)、玉ねぎ、粒状植物性たん白、つなぎ(パン粉(小麦を含む))、鶏卵、しょうゆ(大豆を含む)、ぶどう糖、食塩、牛乳、発酵調味料、香辛料、卵殻粉、しょうゆ加工品、ゼラチン、砂糖、ポークブイオン、ワイン/加工デンプン、調味料(アミノ酸)、着色料(カラメル)、ゲル化剤(増粘多糖類)、乳酸Ca ソース(デミグラスソース(小麦、豚肉、大豆、ゼラチン、乳成分含む)(国内製造)、ウスターソース(りんごを含む)、トマトケチャップ、ワイン、ビーフコンソメ/増粘剤(加工デンプン、増粘多糖類)、着色料(カラメル)、調味料(アミノ酸等)、酸味料)	小麦、鶏卵、乳、牛肉、豚肉、大豆、りんご、ゼラチン
		オニオンスープ	(株)おむすびころりん本舗	即席オニオンスープ(ブロック)	具【炒め玉葱(国内製造)(玉葱、食用大豆油)、玉葱ソーデー(国内製造)(玉葱)】コンソメ粉末(食塩、デキストリン、砂糖、たん白加水分解物、その他)、でん粉、食塩、しょうゆ、オニオンパウダー、セロリバルブ、ホワイトペッパー/調味料(アミノ酸等)、酸化防止剤(V.E)、カラメル色素、香料	小麦、大豆、牛肉
	夕食	白飯	アルファー食品	安心米 白飯	うるち米(国産)	-
カレー		ハウスギャパン	LLヒートレスカレー 温めずにおいしい野菜カレー	野菜(玉ねぎ、じゃがいも、にんじん)、パーム油、砂糖、デキストリン、カレーパウダー、トマトペースト、食塩、ガーリックペースト、ローストコナツツペースト、酵母エキス、かつおぶしエキス、香辛料/増粘剤(加工デンプン、キサンタンガム)、調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤、酸化防止剤(ビタミンC)、香料、香辛料抽出物	-	
みそ汁		(株)おむすびころりん本舗	即席みそ汁(ブロック)	みみそ(国内製造)、ほうれん草、でん粉、油あげ、デキストリン、こんぶエキス、かつおエキス、食塩、しょうゆ、ゼラチン、乾燥わかめ、乾燥ねぎ/調味料(アミノ酸等)、豆腐用凝固剤、酸化防止剤(ビタミンE)、カラメル色素	小麦、大豆、豚肉、ゼラチン	
初期食・中期食	朝食	ミキサー粥【初期食用】	まつや株式会社	非常食用ミキサー粥	うるち米(国産)	-
		白粥【中期食用】	アサヒグループ食品	こしひかりのなめらかごはん	米粉(米(国産))、デキストリン、イヌリン(食物繊維)/トレハロース、ゲル化剤(増粘多糖類)、V.B ₁	-
		クリームシチュー【共通】	アサヒグループ食品	なめらかおかず 鶏と野菜のシチュー	クリーミングパウダー(国内製造)、たまねぎペースト、イヌリン(食物繊維)、鶏ひき肉、チキンエキス、小麦粉、植物油脂、にんじん、じゃがいも、食塩、バター、香辛料、米酢/増粘剤(加工デンプン、キサンタン)、調味料(アミノ酸等)、炭酸Ca、V.B ₁ 、(一部に小麦、乳成分、大豆、鶏肉を含む)	小麦、乳成分、大豆、鶏肉
		かぼちゃを主としたなめらかなおかず【共通】	アサヒグループ食品	なめらかかぼちゃ～含め煮風～	かぼちゃペースト(国内製造)、大豆油、たまねぎペースト、砂糖、イヌリン(食物繊維)、発酵調味料、食塩、しょうゆ(小麦を含む)/増粘剤(加工デンプン、キサンタン)、炭酸Ca、酸化防止剤(V.C)、ゲル化剤(ジェラン)、V.B ₁ 、V.D	小麦、大豆
		緑色の野菜を主としたなめらかなおかず【共通】	アサヒグループ食品	なめらかほうれん草～ポタージュ風～	ほうれん草ペースト(国内製造)、大豆油、クリーミングパウダー、たまねぎペースト、じゃがいもペースト、イヌリン(食物繊維)、砂糖、チキンブイオンパウダー(小麦を含む)、バター/増粘剤(加工デンプン、キサンタン)、炭酸Ca、酸化防止剤(V.C)、調味料(アミノ酸等)、V.B ₁ 、V.D	小麦、乳成分、大豆、鶏肉
	昼食	ミキサー粥【初期食用】	まつや株式会社	非常食用ミキサー粥	うるち米(国産)	-
		白粥【中期食用】	アサヒグループ食品	こしひかりのなめらかごはん	米粉(米(国産))、デキストリン、イヌリン(食物繊維)/トレハロース、ゲル化剤(増粘多糖類)、V.B ₁	-
		鶏肉と野菜【共通】	アサヒグループ食品	なめらかおかず 鶏と野菜～筑前煮風～	たまねぎペースト(国内製造)、植物油脂、ごぼうペースト、イヌリン(食物繊維)、にんじん、砂糖、発酵調味料、しょうゆ(小麦・大豆を含む)、鶏ひき肉、白だし(さばを含む)、クリーミングパウダー(乳成分を含む)、チキンエキス/増粘剤(加工デンプン、キサンタン)、調味料(アミノ酸等)、炭酸Ca、V.B ₁	小麦、乳成分、さば、大豆、鶏肉
		にんじんを主としたなめらかなおかず【共通】	アサヒグループ食品	なめらかにんじん～ポタージュ風～	にんじんペースト(国内製造)、大豆油、砂糖、たまねぎペースト、クリーミングパウダー、イヌリン(食物繊維)、チキンブイオンパウダー(小麦を含む)、バター/増粘剤(加工デンプン、キサンタン)、炭酸Ca、酸化防止剤(V.C)、調味料(アミノ酸等)、V.B ₁ 、V.D	小麦、乳成分、大豆、鶏肉
		さつまいもを主としたなめらかなおかず【共通】	アサヒグループ食品	なめらかさつまいも～芋きんとん風～	さつまいもペースト(国内製造)、砂糖、大豆油、発酵調味料、イヌリン(食物繊維)、食塩/増粘剤(加工デンプン、キサンタン)、炭酸Ca、酸化防止剤(V.C)、ゲル化剤(ジェラン)、V.B ₁ 、V.D	大豆
夕食	ミキサー粥【初期食用】	まつや株式会社	非常食用ミキサー粥	うるち米(国産)	-	
	白粥【中期食用】	アサヒグループ食品	こしひかりのなめらかごはん	米粉(米(国産))、デキストリン、イヌリン(食物繊維)/トレハロース、ゲル化剤(増粘多糖類)、V.B ₁	-	
	ブラウنشチュー【共通】	アサヒグループ食品	なめらかおかず牛肉と野菜のビーフシチュー	たまねぎペースト(国内製造)、植物油脂、イヌリン(食物繊維)、トマトペースト、にんじん、牛肉、小麦粉、ビーフエキス、クリーミングパウダー、砂糖、たんばく加水分解物、香辛料、食塩/増粘剤(加工デンプン、キサンタン)、カラメル色素、炭酸Ca、調味料(アミノ酸等)、V.B ₁ (一部に小麦・乳成分・牛肉・大豆を含む)	小麦、乳成分、牛肉、大豆	
	トマトを主としたなめらかなおかず【共通】	ホリカフーズ	おいしくミキサートマトのサラダ	トマトピューレ(国内製造)、醸造酢、オリーブオイル、寒天、砂糖、食塩、たん白加水分解物、おろしにんにく、植物油脂、香辛料/pH調整剤、増粘剤(カラギナン)、(一部に小麦、大豆、豚肉を含む)	小麦、大豆、豚肉	
	豆を主としたなめらかなおかず【共通】	ホリカフーズ	おいしくミキサー白花豆煮	煮豆(大白花芸豆、砂糖、還元水あめ、その他)、食塩/加工デンプン	-	
経管栄養	朝食・昼食・夕食	栄養調整食品	大塚製薬(株)	カロリーメイトカフェオレ味	デキストリン(国内製造)、乳タンパク、食用植物油脂、ゼラチン、砂糖、難消化性デキストリン、コーヒー、食塩、昆布エキス/クエン酸Na、香料、乳化剤(大豆含む)、リン酸K	乳製品、大豆、ゼラチン
	清涼飲料水	大塚製薬(株)	OS-1	ブドウ糖(国内製造)、果糖、食塩/クエン酸(Na)、塩化K、リン酸Na、塩化Mg、甘味料(スクロース)、香料	-	

食物アレルギー対応生徒の対応指針

食物アレルギー対応を必要とする児童・生徒は、上記、献立表にある食料、本校で備蓄しているその他の食料（栄養補助流動食、経口補水液等、P14 非常物資の備蓄）①ほぼ全てにアレルギー反応がでる生徒、②一部の食料・食材に対してアレルギー反応がでる生徒の２種に分けられる。

したがって、非常時に備えて①の予め生徒は各家庭から３日間分の食糧を持参してもらい、学校で保管し、非常時はその食料を摂取する。②の生徒は、備蓄食料の中で食べられるものを優先して摂取し、上記献立に従うことはしないものとする。

○「大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について」

平成10年7月1日 10教人職第178号

大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について

平成10年7月1日

10教人職第178号

(一部改正 平成18年11月14日)

区市町村教育委員会教育長

都立学校長

平成七年一月に発生した阪神・淡路大震災においては、多くの学校が避難所として利用され、教職員が被災住民の救助活動に当たるなど、学校及び教職員が災害応急活動に大きな役割を果たした。

このことは、学校が、地域社会における住民の生活の中で大きな期待と役割を担っているものであることを、あらためて示したものと言える。

もとより、学校は、教育活動の場であり、災害時における学校の役割は児童生徒の安全確保と教育活動の再開に努めることが基本であり、避難所としての機能は応急的なものといえる。

しかしながら、今回の教訓によれば、学校の防災体制の整備に当たっては、避難所としての機能をも十分に念頭に置きながら、教職員の役割を明確にし避難所運営への協力体制と教育活動再開への体制を図ることが重要である。

このような教訓に基づき、大震災時における公立学校教職員の避難所業務従事等について東京都教育委員会としての基本的な考え方をまとめた。貴職におかれては、この考え方をふまえ、防災体制の整備を図っていただきたい。

別紙

大震災時における学校教職員の避難所業務従事等の扱いについての基本方針

一 避難所業務と学校教職員との基本的関係

(一) 学校と避難所の関係

教育委員会及び学校は、区市町村長が、災害対策基本法第五〇条及び災害救助法第二三条等に基づいて設置する避難所について、避難所の設置と運営に協力する。

(二) 避難所の指定

ア 都立学校

都立学校長は、区市町村長から避難所指定について要請があった場合には、「都立学校の避難所指定に関する要綱」(平成八年一月八日付七教総総第八五七号)に基づき、区市町村長と避難所施設利用に関する協定書を締結する。

イ 区市町村立学校

区市町村教育委員会は、上記、要綱に準じて、避難所指定の取扱いを定めることが望ましい。

(三) 学校における避難所業務の位置づけ

ア 都立学校

(ア) 避難所運営等に対する学校の協力

都立学校は、東京都災害対策本部条例施行規則に基づき、避難所の開設・管理運営に協力する。

(イ) 学校教職員の参集態勢

都立学校の教職員は、東京都教育委員会災害対策要綱の別表第二に定めるとおり、特別非常配備態勢(夜間、休日等の勤務時間外に震度六弱又はこれに準ずる地震により災害が発生したとき。)

においては、「発災初期の活動態勢を確保するため、災害応急対策に従事することができる全職員が自宅及び家族の安全を確認した上、自発的に」、原則として、現所属校に参集する。

イ 区市町村立学校

各区市町村において、都立学校と同様に、避難所の開設・管理運営に対する学校の協力や教職員の参集態勢について、要綱等に明記することが望ましい。

(四) 避難所の管理運営と学校教職員の役割分担

ア 避難所の管理運営責任

避難所の管理運営は、区市町村長の責任体制の下に行われるものであり、学校教職員は、学校長の管理の下において、緊急対応として避難所管理運営業務に従事するものである。

イ 区市町村職員と学校教職員との役割分担

避難所に指定された学校の校長は、区市町村の教育委員会及び防災担当部局とあらかじめ協議を行い、学校教職員の職務分担、避難所業務に従事する期間、初動体制等の具体的計画を策定する。

ウ 避難所に指定されていない学校

避難所に指定されていない学校において、避難してきた住民がいる場合、当該学校長は、関係区市町村防災担当部局との緊密な連絡の下に、所属教職員に対し、避難所管理運営業務への従事を指示する。

エ 避難所管理運営業務の行政部局職員への移行

避難所管理運営の業務は、教育活動再開のための準備を考慮し、おおむね一週間程度を目途として計画し、徐々に区市町村の行政部局職員による管理運営へと移行させていくこととする。

二 学校教職員の身分について

学校教職員が避難所管理運営業務に従事する場合、正規の勤務時間外等にあっても学校教職員としての身分の変更はない。

三 避難所業務に従事した場合の手当について

(一) 教育職員

教育職員(実習助手及び寄宿舍指導員を含む。)が正規の勤務時間外等において、避難所管理運営業務に従事した場合で、手当の支給要件に該当する場合、教員特殊業務手当を支給する。

(二) 行政系職員

行政系職員が正規の勤務時間外等に避難所管理運営業務に従事した場合は、時間外勤務手当等を支給する。

四 防災訓練等における学校教職員のサービスの取扱い

地震発生後の避難所管理運営業務に円滑に従事するために、平常時(週休日等を含む。)において防災訓練に参加したり、関係者による協議会や連絡会等に参加する場合においても、通常の勤務の一環として取り扱って差し支えないものとする。

五 公務災害の取扱い

学校教職員が避難所業務に従事し、又は上記四の通常の勤務の一環として取り扱う防災訓練等に参加し、災害を被った場合、地方公務員災害補償法による公務災害の対象になる。

○「大規模災害時における学校教職員の一時滞在施設及び帰宅支援ステーション業務従事等について」
平成25年3月1日 24教人職第3402号

24教人職第3402号

平成25年3月1日

都立学校長 殿

東京都教育委員会教育長

比留間 英人

(公印省略)

大規模災害時における学校職員の一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション業務従事等について

大規模な地震その他の災害が発生した際、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき設置される一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションに指定された都立学校は、これらの施設を速やかに開設し、管理運営を行う重要な役割を担っている。

については、学校職員（東京都立学校職員服務規程（昭和63年東京都教育委員会訓令第8号）第1条に規定する職員のことをいう。）がこれらの施設の運営業務に従事する場合の服務、諸手当の支給等は、下記のとおり取り扱うこととなるので、適正に処理されたい。

記

1 学校職員の身分について

都立学校における一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの運営業務（以下「運営業務」という。）は、学校職員の職務として位置づけられるものであるため、運営業務に従事する場合、正規の勤務時間外にあっても学校職員としての身分の変更はない。

2 運営業務に従事した場合の手当の支給について

正規の勤務時間外に運営業務に従事したこと等により、教員特殊業務手当（教育職員（実習助手及び寄宿舎指導員を含む。以下同じ））や超過勤務手当（行政系職員）等の諸手当の支給要件を満たした場合は、運営業務に従事した学校職員に対し、当該手当を支給する。

3 勤務時間について

運営業務のため、やむを得ず、教育職員に超過勤務を命じた場合は、勤務時間の調整を行うこと。
また、数日間に渡って昼夜連続した勤務体制が必要となることが想定される一時滞在施設の運営に当たっては、勤務時間の管理が重要となる。必要に応じて、正規の勤務時間の割振り変更又は週休日の変更等を行い、円滑な運営体制を確保すること。

4 公務災害の取扱いについて

学校職員が運営業務に従事し、災害を被った場合、地方公務員災害補償法による公務災害の対象になる。

5 避難所業務従事について

避難所に指定されている都立学校においては、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの管理運営と、避難所の開設・管理運営の協力を両立して行うことが想定される。避難所業務従事については、「大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について（平成10年7月1日付10教人職第178号）」により取り扱うこと。